史跡

山居倉庫

保存活用計画

(素案)

2023 酒田市教育委員会

例 言

- 1 本書は国指定史跡山居倉庫(山形県酒田市)の保存活用計画である。
- 2 本計画は、酒田市教育委員会社会教育文化課が事務局となり、令和3年度から令和4年度の2か年で 策定した。
- 3 本計画の策定にあたり、歴史遺産、史跡、建築、植物などの文化財専門家と、酒田市に関連したデザイン、 地域活性化、サービス産業、飲食・宿泊、小売店舗・商品開発・製造・販売、観光などの活用事業を 展開する企業で構成される「酒田市史跡山居倉庫保存活用計画策定委員会」を組織し、史跡の保存活 用計画策定に関する内容の協議・検討と必要な指導・助言を受けた。
- 4 「酒田市史跡山居倉庫保存活用計画策定委員会」の運営や計画の内容に関して、文化庁文化財第二課、山形県観光文化スポーツ部文化財活用課から指導と助言を得た。
- 5 本書に使用した史跡指定地の図面は、平成30年度~令和元年度に実施した山居倉庫文化財調査によるものである。

酒田市教育委員会:『山形県酒田市文化財調査報告書 山居倉庫 文化財調査報告書』(2020.9)参照

- 6 本報告書の執筆および編集は、酒田市教育委員会社会教育文化課と株式会社グリーンシグマが分担して行った。
- 7 本計画の策定ならびに本書の作成にあたり、多くの関係者や関係機関からご理解とご協力をいただい た。記して感謝申し上げます。

目 次

第1章 計画策定の沿革・目的 ・・・・・・・	4 第6章 保存(保存管理) ・・・・・・・ 82
1. 計画策定の沿革・目的 ・・・・・・・	4 1. 保存の方向性 ・・・・・・・・・ 82
2. 計画の構造 ・・・・・・・・・・	4 2. 保存管理の方法 ・・・・・・・・ 82
3. 計画策定の体制と経過・・・・・・・・	5 3. 構成要素ごとの保存管理の方法 ・・・・・ 84
4. 関連計画との関係 ・・・・・・・・・	8 4. 現状変更等の取扱い ・・・・・・ 88
5. 計画の実施 ・・・・・・・・・ 1	3 5. 維持管理の取扱い ・・・・・・・ 90
第2章 史跡の概要 ・・・・・・・ 1	4 第7章 周辺環境の保全 ・・・・・・・ 93
1. 指定に至る経緯 ・・・・・・・ 1	4 1. 周辺環境の保全の方向性 ・・・・・・ 93
2. 指定の状況 ・・・・・・・・ 1	5 2. 緩衝地帯の設定 ・・・・・・・・ 93
(1) 指定説明文とその範囲 ・・・・・・ 1	5 3. 周辺環境の保全の方法 ・・・・・・ 96
(2) 指定に至る調査成果 ・・・・・・ 1	9 4. 周辺環境の保全の具体的考え方 ・・・・・ 96
(3) 史跡をとりまく自然環境 ・・・・・ 2	0
(4) 史跡をとりまく歴史的環境 ・・・・ 2	2 第8章 活用 ・・・・・・・・・・ 98
(5) 史跡をとりまく社会的環境 ・・・・・ 2	3 1. 活用の方向性 ・・・・・・・・・ 98
(6) 指定地の状況 ・・・・・・・ 2	8 2. 活用の方法 ・・・・・・・・・ 98
第3章 史跡の本質的価値 ・・・・・・ 3	5 第9章 整備 ・・・・・・・・・ 103
1. 山居倉庫の本質的価値 ・・・・・・・ 3	5 1. 整備の方向性 ・・・・・・・・ 103
2. 構成要素の特定 ・・・・・・・ 3	6 2. 整備の方法 ・・・・・・・・ 103
	3. 整備事業の計画 ・・・・・・・ 105
第 4 章 現状・課題 ・・・・・・・ 5	9
1. 保存に関する現状と課題 ・・・・・・・ 5	9 第 10 章 運営・体制の整備 ・・・・・・ 107
(1) 保存に関する現状と課題 ・・・・・ 5	9 1. 運営・体制整備の方向性 ・・・・・・ 107
(2) 防災・防犯に関する現状と課題 ・・・ 6	3 2. 運営・体制整備の方法 ・・・・・・ 107
(3) 調査に関する現状と課題 ・・・・・ 6	7
2. 周辺環境の保全に関する現状と課題 ・・・ 6	8 第11章 施策の実施計画 ・・・・・・ 110
3. 活用に関する現状と課題 ・・・・・・ 7	0 1. 施策の実施計画 ・・・・・・・ 110
4. 整備に関する現状と課題 ・・・・・・ 7	4 2. 施策の実施計画の区分 ・・・・・・ 110
(1) 景観整備に関する現状と課題 ・・・・ 7	4
(2) 交通に関する現状と課題 ・・・・・ 7	7 第12章 経過観察 ・・・・・・・・ 113
(3) 便益施設に関する現状と課題 ・・・・ 7	8 1. 経過観察の方向性 ・・・・・・・ 113
	2. 経過観察の方法 ・・・・・・・ 113
第5章 大綱・基本方針 ・・・・・・・ 7	9
1. 大綱 ・・・・・・・・・・ 7	9 資料 ・・・・・・・・・・・ 116
2. 基本方針 ・・・・・・・・ 7	9 山居倉庫保存活用計画 市民ワークショップ実施報告 ・・ 116
3. 史跡の保存・整備における年代設定 ・・・ 8	0

第1章 計画策定の沿革・目的

1. 計画策定の沿革・目的

(1) 計画策定の沿革

山居倉庫は、明治時代から昭和戦前期まで株式会社酒田米穀取引所の付属倉庫として庄内米を保管・取引した大規 模施設であり、米が自由取引されていた米券倉庫時代から食糧管理制度下の時代を経て、米穀保管倉庫として使用さ れている。

明治 26 年 (1893) 創建時の倉庫 6 棟を含む大正 15 年 (1926) までに建築された 12 棟の倉庫、事務所棟、東宮 殿下行啓記念研究室、板倉、三居稲荷神社、倉庫西側のケヤキ並木等創業当時以来の建物や景観が良好に残っており、 我が国近現代の米穀流通の歴史及び庄内地域の米作の歴史を知る上で貴重であることから令和3年(2021)3月 26 日に国の史跡に指定された。

指定を受けて、酒田市では令和3年(2021)10月に「酒田市史跡山居倉庫保存活用計画策定委員会」を設置し、文 化庁と山形県の指導・助言を得ながら、今後の方針となる保存活用計画を策定することとなった。

(2) 計画の目的

現在の山居倉庫の所有者は、酒田市の他、全国農 業協同組合連合会、庄内倉庫株式会社、庄内みどり 農業協同組合である。令和4年度をもって山居倉庫 の米穀保管倉庫としての役目を終えることが決まっ ているため、酒田市としては令和5年度以降に史跡 の公有化と整備活用を図っていく。

本計画は、山居倉庫の本質的な価値と構成要素を 明確化し、それらを適切に保存・活用していくため の基本方針や現状変更等の取扱い基準、運営体制等 を定めるとともに、今後計画される各種活用整備の 推進を目的として策定する。

2. 計画の構造

本計画の計画区域を図1-1、計画の構成・構造、 各章の内容を表 1-1 に示す。

計画区域については、史跡指定範囲とその周辺環 境の保全に必要と考えられる範囲を含むものとす る。周辺環境の保全については第7章において詳述 する。

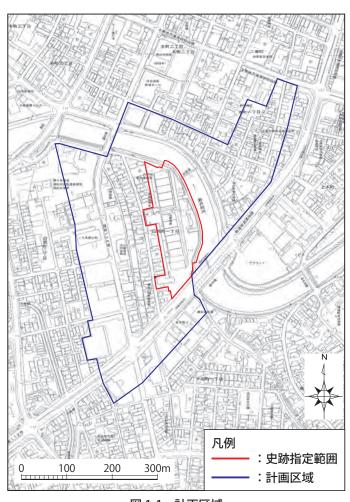


図 1-1 計画区域

表 1-1 計画の構造

計画策定に	計画策定について							
第1章	計画策定の沿革・目的	計画策定の沿革・目的、計画の構成・構造、計画策定の体制と経過、関連計画 との関係、計画の実施時期等について述べる						
史跡の現場	史跡の現状について							
第2章	史跡の概要	指定に至る経緯、調査成果、史跡がおかれる環境・状況を整理し、史跡の概要 について述べる						
第3章	史跡の本質的価値	史跡の構成要素と本質的価値を特定し、山居倉庫の文化財価値と保存すべき範 囲を明確にする						
第4章	現状・課題	史跡の現状について把握し、解決すべき課題の整理を行う						
保存活用	計画の基本方針							
第5章	大綱・基本方針	前章までを踏まえ、本計画の大綱と基本方針を定める						
保存活用	計画の詳細							
第6章 保存(保存管理) 題を解決するための施策につ		史跡を構成する諸要素の保存管理方法を示すとともに、前章までに整理した課題を解決するための施策について明示する。また、諸要素の保存管理の方法・施策を実施する上で適正な運用・実施が必要とされる法令等について整理を行う						
第7章	周辺環境の保全	指定地の周辺環境を保全するための方向性及び具体的方法について示す						
第8章	活用	史跡の活用を図る上での方向性及び具体的方法について示す						
第9章	整備	保存・活用に向けた整備を実施する上での方向性及び具体的方法について示す						
第 10 章	運営・体制の整備	史跡と周辺環境を一体的かつ円滑に保存管理・保全する観点から、運営・体制 の整備・拡充の方向性及び具体的方法について示す						
行動指針								
第11章	施策の実施計画	前章までに定めた施策を実現するための行動指針・計画を示す						
第 12 章	経過観察	史跡への負の影響や、実施した施策の評価のために、経過観察の指標を特定するとともに、実施の周期・主体等を明示する						

3. 計画策定の体制と経過

保存活用計画策定にあたっては、歴史遺産、史跡、建築、植物などの文化財専門家と、酒田市に関連したデザイン、地域活性化、サービス産業、飲食・宿泊、小売店舗・商品開発・製造・販売、観光などの活用事業を展開する企業で構成される「酒田市史跡山居倉庫保存活用計画策定委員会」(以下:「策定委員会」とする。)を設置し、史跡の保存活用計画策定に関する内容の協議・検討と必要な指導・助言を受けた。

策定委員会には文化財担当として文化庁文化財第二課、山形県観光文化スポーツ部文化財活用課、河川管理担当として山形県庄内総合支庁建設部河川砂防課から専門職員をオブザーバーとして派遣していただいた。また、現所有者・管理者として全国農業協同組合連合会山形県本部、庄内倉庫株式会社、庄内みどり農業協同組合、港南コミュニティ協議会からも職員を派遣していただいた。

策定委員会の事務局庶務は酒田市教育委員会教育文化課が担い、開催した会議等の内容を整理した。なお、策定委員会前までに市関係各課による庁内会議を行い、情報共有を図るとともに策定委員会に示す計画内容について検討・協議を行った。

また、計画策定にあたり、市民の山居倉庫に対する理解を深めるとともに、保存・活用に関する多様な意見やアイディアを計画に反映するため、市民ワークショップによる意見交換やパブリックコメントを実施した。

表 1-2 酒田市史跡山居倉庫保存活用計画策定委員会 名簿

	氏名	職名		令和3年度	令和4年度				
委員長	田中 哲雄	日本城郭研究センター名誉館長		0	0				
副委員長	清野 誠	酒田市文化財保護審議会委員		0	0				
	北野 博司	東北芸術工科大学歴史遺産学科教授	0	0					
委員	平山 育男	長岡造形大学建築・環境デザイン学	0	0					
	崎谷 浩一郎	株式会社 EAU 代表取締役	0	0					
	井上 裕太	株式会社 ANA 総合研究所 主席研	0	0					
	荒木 真司	ユアマイスター株式会社 営業部マ	マネージャー	0	0				
	佐藤 俊博	株式会社テーブルビート 代表取締	帝役	0	0				
	宮崎和幸	· 酒田市 企画部長		0					
	中村 慶輔				0				
	河村 玲	株式会社良品計画 ソーシャルグッ	/ド事業部長	0	0				
	山科 沙織	The Hidden Japan 合同会社 代表		0	0				
	渡部 佐界	庄内園芸緑化株式会社 代表取締役	2会長	0	0				
	渋谷 啓一	文化庁文化財第二課 主任文化財調	間査官	0	0				
	渡部 英	山形県観光文化スポーツ部文化振興	山形県観光文化スポーツ部文化振興・文化財活用課						
	鈴木 弥咲	山形県観光文化スポーツ部文化財活	5用課		0				
	佐々木 英之	全国農業協同組合連合会 山形県本	0	0					
	太田 政士	庄内倉庫株式会社 代表取締役	0	0					
オブザーバー	佐藤 裕	 庄内みどり農業協同組合 総合企画	0						
	若木 吉尚			0					
	菊池 昭雄	 山形県庄内総合支庁建設部河川砂防	0						
	五十公野 光弘	田が赤江で地では又り、建設部門が開かり		0					
	小野 英男	港南コミュニティ振興会 会長	0	0					
	畑島 晃貴	株式会社良品計画 ソーシャルグッド事業部 地		0					
	鈴木 和仁	酒田市教育委員会教育長		0	0				
	池田 里枝	酒田市教育委員会教育次長		0	0				
	阿部 勉	酒田市上席専門員		0	0				
	阿部 武志		社会教育文化課長	0					
	岩浪 勝彦		TANANTOME		0				
	村井 重良		 社会教育文化課長補佐	0					
事務局	深松 奈緒子		TZNANIOM KIME		0				
713710	川島 崇史		文化財主査兼文化財係長 *	0	0				
	佐々木 和夫	酒田市教育委員会社会教育文化課	文化財主査		0				
	渡部 裕司		文化財係 主任	0	0				
	阿部 貴之		文化財係 主事	0	0				
	柿崎 智之		文化財係 主事	0	0				
	村上一也		文化財係 主事	0					
	柿崎 歩水		文化財係 主事 *令和4年度から社会教育文化		0				

* 令和 4 年度から社会教育文化課長補佐兼文化財係長

表 1-3 史跡山居倉庫保存活用計画 策定の経過

Į		項目	協議内容
令和3年	10月26日	第 1 回 酒田市史跡山居倉庫 保存活用計画策定委員会	関連計画について 史跡の概要について 史跡の本質的価値について 現状について
	12月27日	酒田市史跡山居倉庫 保存活用計画関係部課長会議	大綱・基本方針について 保存・周辺環境・活用・整備の現状と課題について 今後のスケジュールについて
令和4年	3月24日	第2回 酒田市史跡山居倉庫 保存活用計画策定委員会	大綱・基本方針について 保存・周辺環境・活用・整備の現状と課題について
	7月28日	第3回 酒田市史跡山居倉庫 保存活用計画策定委員会	保存(保存管理)、周辺環境の保全について
	9月6日	行政経営戦略会議	公有化後の活用について
	10月25日	第4回 酒田市史跡山居倉庫 保存活用計画策定委員会	活用、整備、運営・体制の整備、施策の実施計画、 経過観察ついて
	11月26日	第1回 山居倉庫保存活用計画市 民ワークショップ	山居倉庫内見学 ワークショップ(山居倉庫の現状と課題の共有)
	12月10日	第2回 山居倉庫保存活用計画市 民ワークショップ	講話(文化財などの保存と活用に関して) ワークショップ(山居倉庫の保存と活用に関する意見交換)
令和5年	1月26日	第5回 酒田市史跡山居倉庫 保存活用計画策定委員会	
		パブリックコメント	
		 史跡山居倉庫保存活用計画策定 	

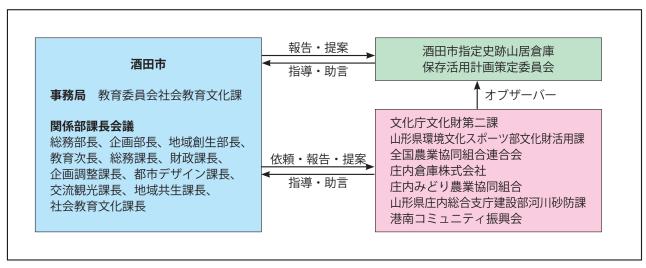


図 1-2 保存活用計画策定の体制図

4. 関連計画との関係

本計画は、当市の文化財保護・文化振興・観光計画・景観計画・都市計画・地域創生・河川整備等に関する施策について記載した上位・関連計画の理念や基本方針にもとづき、山居倉庫の保存・活用のあり方を示すものである。

「酒田市総合計画」には

- ・(第1章) 本市の歴史や文化を理解する上で重要な文化財の保存と活用
- ・(第3章) 歴史、伝統、食・食文化、自然環境の活用による交流拡大
- ・(第5章) 歴史的・文化的景観の保全・形成
- ・(第6章) 山居倉庫が所在する中心市街地の魅力と賑わいを創出するまちづくり

等に関する指針が記載される。

同計画(第6章 都市機能が強化され、賑わう酒田)及び「第2期(2020年度~2024年度)酒田市まち・ひと・しごと創生総合戦略」(基本目標IV:地域のつながりと安全・安心にあふれた暮らしやすいまち)においては、「旧酒田商業高校跡地等山居倉庫周辺整備の実施」が具体的な施策として挙げられており、「酒田商業高校跡地活用基本構想」では、山居倉庫の史跡指定後の取組み(保存活用計画策定、市の取得と活用)と山居倉庫周辺エリアの活用整備に向けた基本理念・方針が定められている。

このほか、「都市計画マスタープラン」では「酒田港本港・山居倉庫周辺地区」が観光・交流拠点として、「酒田市景観計画」では「山居倉庫周辺地区」が景観形成重点地域として位置づけられ、山居倉庫の保存・活用と周辺エリアの整備は市政にとって重要な位置づけにある。

以下に関連計画の抜粋を挙げる。

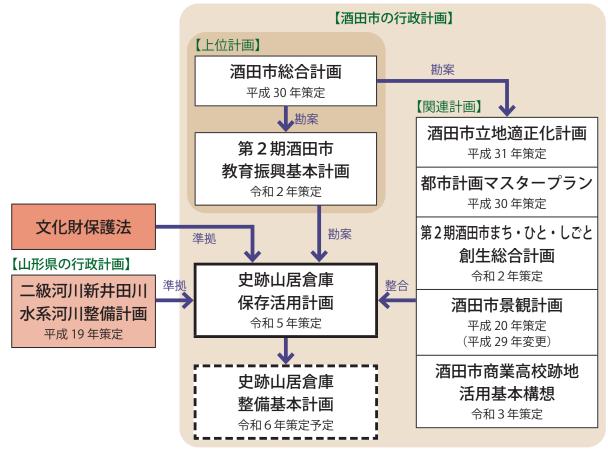


図 1-3 史跡山居倉庫保存活用計画の位置づけ

酒田市総合計画【平成30年策定】

第1章 未来を担う人材が豊富な酒田 ~ひとづくり・協働~

政策4 学びあい、地域とつながる人をはぐくむまち①

○今後の方向性と主な施策

本市の歴史や文化を理解する上で重要な文化財等の保存と活用を図ります。

文化財保存活用計画の策定

第3章 ファンが多く、移住者・定住者・観光客が増加する酒田 ~交流拡大~

政策2 「おもてなし」があふれ、交流でうるおうまち

○今後の方向性と主な施策

有名観光地とは異なるアプローチで「ウリ」や「ターゲット」を明確にし、誘客促進につなげ、地域に経済効果をもたらします。

・歴史、伝統(おもてなしの文化、日本遺産等)、食・食文化(むきそば、地酒、ラーメン等)、自然景観(鳥海山・飛島ジオパーク等)の活用

第5章 地域のつながりと安全・安心にあふれた暮らしやすい酒田

政策2 美しい景観と環境を「全員参加」でつくるまち

○今後の方向性と主な施策

自然環境や歴史的・文化的な景観の保全・形成を進めるとともに、景観に関する市民意識の向上に努めます。

- ・景観形成重点地域の指定と景観づくりに対する取り組みへの支援
- ・景観形成に資する重要な道路における無電柱化に向けた取り組み

第6章 都市機能が強化され、賑わう酒田

政策1 都市機能が強化され、賑わう酒田 ~都市機能・生活インフラ~

○今後の方向性と主な施策

中心市街地において民間、商業・観光振興施策等と連携し、相乗効果を狙った都市機能の再生・更新を図りエリア内の価値を高めて投資を呼び込み、魅力と賑わいを創出するまちづくりを目指します。

・旧酒田商業高校跡地等山居倉庫周辺整備の実施

第2期酒田市教育振興基本計画 【令和2年策定】

基本方針IV ふるさとを愛し、地域の担い手となる心を育成する

主要施策 11 郷土愛を育み、地域と協働する教育の推進

施策(1)ふるさと教育の推進

■現状と課題

- ○学校において総合的な学習の時間や道徳の授業等を通して、地域人材と連携しながら地域の良さを学び、「公益の心」や郷土愛を育む活動の充実を図っています。
- ○ふるさと休日の導入を推進するなどして、小・中学校の地域行事への参加を進めています。
- ●グローバル化が進展している現在の社会においては、世界に目を向けながらもすばらしいふるさとの自然や人、 伝統、文化をしっかり認識し、誇りと愛着を持つことがますます重要になっています。
- ●世界・全国に誇れる酒田市出身の偉人等についても、学校も含め、市民全体が知る機会を創出する必要があります。

■今後の方向性・取組み

グローバルな視点を持ってふるさとの良さを見つめ、地域社会に参画できる人材を育みます。そのためには、地域の陣さいを生かしたジオパークなどの学習を進めるとともに、他に誇れる文化施設等に市民が足を運びたくなるような働きかけを行い、ふるさとへの誇りと愛着を醸成します。

学校や文化施設、体育施設に酒田市出身の偉人について掲示したり、酒田市コミュニケーションポート(仮称)に設けられる郷土作家コーナーなどで酒田市出身の偉人について発信をしたりするなど、自然にふるさとの誇りを身に着けていく土壌を作ります。

施策(2)文化財等の保存、継承と活用

■現状と課題

(指定文化財の現況確認)

- ○本市の国・県・市指定文化財の指定数は令和2年3月現在で400件となっています。国・県指定文化財については県の巡回指導に合わせ現況を確認しています。また、市指定文化財については所有者への調査票の郵送による方法で現況確認を行っています。
- ●文化財として未指定の資料については調査ができていないために、調査体制を整える必要があります。

(中略)

(山居倉庫)

○山居倉庫については、明治 26 年に酒田米穀取引所付属倉庫として建設され、現在も現役の農業倉庫として活用されておりますが、平成 30 年度に本質的価値を明らかにして、国の史跡指定を受けるための調査委員会を設置し、調査の成果を報告書にまとめているところです。

■今後の方向性・取組み

酒田市文化財保護審議会委員や資料館調査員と連携しながた、市内に存在する歴史上、芸術上又は学術上価値があると思われる資料については調査を進めるとともに、重要なものは文化財として指定する手続きを進め、保存を図ります。

山居倉庫については、国の史跡指定の後、保存活用計画の策定を進めるほか、文化財の保存・活用のための基本的なアクション・プランである「文化財保存活用地域計画」の策定に向けて検討を進めます。

酒田市立地適正化計画【平成31年策定】

3. まちづくりの方針等

① 多様なライフスタイルを受け入れる居住環境が整ったまち (居住の視点)

中心市街地(中心拠点)【市街地ゾーン】

歩いても暮らせ、歴史・湊まち文化を感じられる居住環境の形成

・中心市街地の住宅地(中心住宅市街地)は、各拠点とのアクセスのしやすさに加え、防災上安全なエリアが多く、都市基盤や公共交通が充実していること、歴史・文化・観光資源が多く存在しているといった特徴・強みを備えています。それらを最大限活かして、若者から高齢者まで幅広い世代に選択してもらえる居住環境の形成を進めます。

都市計画マスタープラン【平成30年策定】

8. 都市づくりの方針 8-1 土地利用の方針 1) 中心市街地(中心拠点)

【拠点】酒田港本港・山居倉庫周辺地区(観光・交流拠点)

酒田港本港地区は、海鮮市場やみなと市場、海洋センター、定期船「とびしま」の発着所が立地する観光・交流

拠点であり、「みなとオアシス酒田」に認定されています。

山居倉庫周辺地区は、歴史・観光資源や観光物産館、歴史資料館が集積する観光拠点であるとともに、ケヤキ並 木や新井田川と一体となった酒田らしい景観を形成しています。

これら酒田港本港地区と山居倉庫周辺地区の隣接した観光・交流拠点の機能を有効に活用して、連携を強化する とともに、にぎわい・親水機能を生み出す土地利用を進めます。

また、商業高校跡地周辺は、山居倉庫に隣接し、空路・幹線道路からの市街地への玄関口ともいうべき位置にあることから、周辺一帯の魅力向上、観光交流機能向上に資する土地利用を進めます。

8. 都市づくりの方針 8-3 景観の方針 (2) 景観の方針 ②歴史的、文化的景観

○酒田を象徴する歴史的、文化的景観資源を生かした景観づくりを進めます

本市には、港町としての長い歴史を背景とし、酒田らしさが醸成された町人文化を感じさせる地区などがあります。それぞれの地区における歴史的な建造物や文化などは、市民の貴重な財産であり、その保存を図ると共に、周辺地区を含めて、歴史的、文化的景観を大切にした景観づくりを進めます。

第2期(2020年度~2024年度) 酒田市まち・ひと・しごと創生総合戦略 [令和2年策定]

IV. 施策の基本的方向と具体的な施策

基本目標川:ファンが多く、移住者・定住者・観光客が増加するまち

- 3. 移住・定住にもつながる「交流人口」の創出・拡大
- (1) 観光の振興、交流及びシティプロモーションの推進

【施策の概要・目的】

本市の中長期観光戦略に基づき、ウリ、ターゲットを明確にすることで、誘客促進と観光消費額の増加につなげ、地域経済の活性化を図ります。

2019年(平成31年)3月に官民連携で立ち上げた「酒田観光戦略推進協議会」において、効果的な取り組みを検討します。

市民一人ひとりの酒田への誇りや愛着、主体的にまちづくりにかかわる前向きな気持ちを育み、「おもてなし」と情報発信を市民と行政が一体となって推進することで、酒田に親近感を持ち、何度も訪れてみたいと思える酒田ファンを増やします。

農業体験や農家民泊等のグリーン・ツーリズムの推進により、都市と農村の交流を拡大し、地域経済の活性化と「関係人口」の創出・拡大につなげます。

また、既存の交流やふるさと納税も活用しながら「関係人口」の創出に向けた取り組みを推進します。

【具体的な事業】

- ○酒田観光戦略推進協議会による誘客促進
 - ・観光客の滞在時間と観光消費額の増加に向けた山居倉庫、日和山公園、酒田駅前エリアを結び付ける取り組み

基本目標IV:地域のつながりと安全・安心にあふれた暮らしやすいまち

- 1. 賑わいのある生活基盤づくりの推進
- (1) 魅力と賑わいの創出

【施策の概要・目的】

民間の「稼ぐ力」を活用しあた公民連携による賑わい拠点づくりを進めます。過度に自家用車に依存することのない、快適な住環境の確保とあわせて、一定区間ごとでの人口密度の維持を図ります。

コンパクト・プラス・ネットワークによる持続性の高いまちづくりを推進し、交流や賑わいが生まれる好循環を 創出します。 中心市街地等において民間、商業・観光振興施策等と連携し、相乗効果を狙った都市機能の再生・更新を図り、 エリア内の価値を高めて投資を呼び込み、魅力と賑わいを創出するまちづくりを目指します。

医療、福祉、商業等の都市機能がまとまっている中心拠点と、移住を中心とした生活拠点が公共交通でつながり、 誰もが目的に応じた交通手段を利用できる環境を整備するため、地域公共交通のあり方を検討します。

【具体的な事業】

- ○都市機能の再生
 - 酒田商業高校跡地など山居倉庫周辺整備の実施

酒田市景観計画【平成20年策定、平成29年変更】

5. 良好な景観の形成に関する方針 (3) 景観形成の基本方針

①酒田の象徴的な歴史的、文化的景観を活かした景観づくりを進めます

酒田には、港町としての長い歴史を背景とし、酒田らしさが醸成され町人文化を感じさせる地区、城下町としてのたたずまいを遺している地区、農村部の郷愁を感じさせる景観を遺す地区などがあります。それぞれの地区における歴史的な建造物や文化などは、市民の貴重な財産であり、その保全を図ると共に、周辺地区も含めて、歴史的、文化的景観を大切にした景観づくりを進めます。

11. 景観形成重点地域

本市の景観を特徴付ける特に重要な地域を「景観形成重点地域」に指定し、地域の特徴を生かした良好な景観の保全や魅力ある景観づくりを進めます。

○山居倉庫周辺地区(平成20年4月指定)

酒田商業高校跡地活用基本構想 [令和3年策定]

- 1. 本市の中心市街地の課題と方針
- 1-5. 山居倉庫の史跡指定について
- (3) 史跡指定後の取組み
- ① 保存活用計画策定
 - ・史跡の本質的な価値と構成要素を明確化するとともに、それらを適切に保存活用していくための基本方針、方 法、現状変更等の取扱基準の策定等を目的として保存活用計画を策定する。
- ② 山居倉庫の取扱と活用
 - ・山居倉庫を紡いできた歴史を後世に伝えていくため、倉庫機能が廃止される令和4年度末以降に、市が取得した上で、観光客や市民にとって、より魅力的な場所となるような活用策を検討していく。
- 2. 商業跡地の概要と方針
- 2-5. 商業跡地の基本理念・方針
- (1) 基本理念

「往古来今」・・・過去から未来まで、綿々として続く時間の流れ

山居倉庫が中心となって紡いできた酒田の歴史を、生活の一部として触れ、感じることができ、未来へつないでいくためのまちづくり。幅広い世代が生涯活躍できるまちの実現を目指し、山居倉庫周辺エリアの価値を高める。

(2) 基本方針

① 来街者にとっては、山居倉庫と連携した「にぎわいの拠点」、市民にとっては、生活利便性が向上する「日常生活の拠点」となり、山居倉庫周辺エリアに交流と日常的なにぎわいが生まれる環境を目指す。

② 庄内空港、幹線道路から中心市街地への玄関口としての立地を生かし、中心市街地への求心力、街なかへの誘導機能(回遊性)の強化を図る。

二級河川新井田川水系河川整備計画【平成19年度策定】山形県

第1章 河川整備計画の目標に関する事項

1.3 河川整備計画の目標 1.3.6 河川環境の整備と保全に関する事項

河川環境の整備と保全に関しては、新井田川水系の河川環境の整備と保全についての指針を示し、適正な管理に 資するため、「新井田川水系河川環境管理基本計画(平成8年3月策定)」(以下:環境管理計画)に基づき実施し てきました。今後も環境管理計画に基づき新井田川水系が有している良好な動植物の生息・生育環境を保全しつつ、 水辺とのふれあいの空間としての機能拡大や、河川と周辺地域との一体的な活用を図る整備と保全を行っていきま す。さらに地域住民・沿川住民の要望等などを踏まえ、新井田川水系の河川及びその沿川の美しい自然環境・景観・ 歴史・文化的施設や公園・緑地等のネットワーク化を図る整備と行うとともに、次の事項に配慮します。

(3)景観

古くから港町として栄えてきた酒田市の歴史的・文化的景観、周辺地域の自然環境、田園、街並みと一体となって形成される河川環境について可能な限りその維持・形成に努める。

(4) 河川利用

新井田川水系の河川利用に関する多様なニーズに配慮して、山居倉庫を拠点とした周辺環境や釣り等のレクリエーション、カヌー等のスポーツ、交流拠点となる場の創出を図り、心身の健康の増進に寄与する。

5. 計画の実施

① 策定年月日

令和5年(2023)3月31日

② 実施・発効年月日

令和5年(2023)4月1日

③ 計画期間と見直し

本計画は令和5年(2023)4月1日から令和16年(2034)3月31日までを計画期間とする。

策定後 10 年程度経過した時点で、見直しの必要性について検討を行う。また、定期的な自己点検の結果や周辺環境の変化等により事業内容の改善の必要がある場合にも、見直しを検討する。

④ 計画の周知

本計画の実施にあたり、酒田市は、市民・関係機関等へ計画趣旨を周知するよう努める。

第2章 史跡の概要

1. 指定に至る経緯

山居倉庫は令和2年(2020)11月20日に開催された文化審議会より文部科学大臣へ史跡指定の答申があり、令和3年(2021)3月26日の官報告示により国史跡に指定された。史跡指定に至る経緯を以下に整理した。

表 2-1 史跡指定に至る経緯

衣 2-1 文助指足に主る桎梏 							
年		 月日	Annual Control Con				
(元号)	(西暦)	/311	11年14年				
平成 17 年	2005	12月	文化庁より山形県を通じて重要文化財 (建造物) 指定に向け、所有者へ説明するため酒田市へ調整依頼がある。				
平成 18 年	2006	2月	県より文化庁が国指定史跡の指定について調査の動きがあるため、随行の依頼がある。				
		3月	文化庁の山下文化財調査官、東北芸術工科大学仲野名誉教授が山居倉庫を視察。国 史跡指定に向けて意欲を示す。				
		6月	重要文化財(建造物)の指定に向けて文化庁から調査日程調整の依頼がある。				
		7月	文化庁文化財参事官付北河調査官が山居倉庫を視察する。類例として遊佐倉庫、鶴岡倉庫も視察したほか、国立倉庫も視察する。				
平成 19 年	2007	11月	文化庁の福家主任調査官、山居倉庫を視察する。				
平成 20 年	2008	11月	文化庁の本中主任調査官が山居倉庫を視察する。				
平成 22 年	2010	6月	文化庁の坊城主任調査官(建造物担当)が山居倉庫を視察する。 指定したいという意向。 坊城主任調査官から県に対し、指定に向けた調整の依頼があったが、県の文化財保 護推進課長としては、重要文化的景観の選定に向かいたい旨の同意を酒田市に求め た。				
			県文化財保護推進課長が全農山形へ重要文化的景観事業の取り組みについて説明。 全農側は基本的に了解する(これ以降 23、24 年度も協力依頼を行っている)。				
平成 29 年	2017	10月	酒田市長が文化庁佐藤主任調査官と面談する。				
平成 30 年	2018	2月	文化庁と協議を行う。				
		6月	山形県教育庁と協議。				
		7月	文化庁と協議。				
		11月29日	第1回山居倉庫調査委員会開催 国史跡指定に向け、必要となる調査と今後のスケジュールについて				
令和元年	令和元年 2019 6月10日 第2回山居倉庫調査委員会開催 調査の進捗状況と調査報告書の項目の確認について						
9月20日 第3回山居倉庫調査委員会開催 調査の進捗状況、報告書執筆者の確定について							
令和2年	2020	3月23日	第4回山居倉庫調査委員会開催 新型コロナウィルス感染拡大防止のため中止				
6月25日 第5回山居倉庫調査委員会開催 調査報告書及び文化庁への意見具申書の内容について							
		11月20日	文化審議会より文部科学大臣へ史跡指定の答申				
令和3年	2021	3月26日	官報告示により国史跡に指定された。				
15 17 0 15	_~~-	-/3 1					

2. 指定の状況

(1) 指定説明文とその範囲

【指定名称】 山居倉庫

【指定年月日】 令和3年3月26日 (文部科学省告示第44号)

【 所 在 地 】 山形県酒田市山居町一丁目3番外

【指定種別】 史跡

【指定基準】 六. 交通・通信施設、治山・治水施設、生産施設その 他経済・生産活動に関する遺跡

【指定面積】 22,454.72㎡

【管理団体】 酒田市

【解説文】

山居倉庫は、明治26年(1893)株式会社酒田米穀取引所の付属倉庫として建設された、庄内米を保管・取引した大規模な施設であり、山形県酒田市の市街地南東部、最上川の河口に隣接する新井田川左岸に所在する。酒田は日本化に臨んだ最上川河口部に形成された中世以来の湊町であり、舟運による物資流通の拠点として栄え、江戸時代には庄内藩の米蔵も置かれるなど、庄内米の一大集散地であった。

米穀の取引を行っていた江戸時代の会所(取引所)は、明治維新直後に一旦禁止されたが、すぐに再開され全国各地に取引所が置かれ、米穀商品の全国市場が形成されていった。江戸時代より米の産地であった庄内地方においても、民間資本による米倉庫業と米取引が営まれるようになる一方で、藩政期には年貢米収納に際して行われていた厳格な米穀品質管理が不徹底となり、粗悪米の流通によって低下した米の品質向上が課題となっていた。明治19年には株式会社酒田米商会所が酒田の地に開業し、本間蔵(新井田倉庫)等を保管倉庫として、米の売買と入庫米の品質管理を行うようになったが、同26年に取引所法が制定され、先物取引とそれに伴う受渡米保管のための倉庫業が認められたことを受け、酒田米商会所が株式会社酒田米穀取引所に改組され、付属倉庫として山居倉庫が建設されることとなった。倉庫の建設地は、酒田市街地の南東部、最上川と新井田川に挟まれた中洲(通称、山居島)で、下流直ぐ側で最上川河口に合流し、港に直結する海上輸送に有利な地点であった。

建築に際しては、川の左岸沿いに南北に細長く2万平方メートルを3.6 メートル盛土し、周囲を石垣で固め、倉庫の礎石や柱位置に松丸太杭を打ち込む基礎工事を行った上で、同26年に敷地北側に倉庫7棟(2~7号の6棟、及び5・6棟の間にあった1棟)、同27年には敷地南側に倉庫4棟(8~10号、13号)、さらに同28年には倉庫2棟(1・11号)、同30年に北西にやや離れた敷地に大型倉庫他2棟、大正5年に倉庫1棟(12号)が、順次建築された。これらの倉庫群の北・西・南側には暴



図 2-1 山居倉庫 位置図

昭和二十六年文化財保護委員会告示第二号 (国宝及び重要文化財指定基準並びに特別史 跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物 指定基準)

史跡

次に掲げるもののうち我が国の歴史の正し い理解のために欠くことができず、かつ、 その遺跡の規模、遺構、出土遺物等におい て学術上価値のあるもの

- 一 貝塚、集落跡、古墳、その他この類の 遺跡
- 二 都城跡、国郡庁跡、城跡、官公庁、戦 跡その他政治に関する遺跡
- 三 社寺の跡又は旧境内その他祭祀信仰に 関する遺跡
- 四 学校、研究施設、文化施設その他教育・ 学術・文化に関する遺跡
- 五 医療・福祉施設、生活関連施設その他 社会・生活に関する遺跡
- 六 交通・通信施設、治山・治水施設、生 産施設その他経済・生産活動に関する 遺跡
- 七 墳墓及び碑
- 八 旧宅、園池その他特に由緒のある地域 の類
- 九 外国及び外国人に関する遺跡



図 2-2 山居倉庫 史跡指定範囲

風と遮熱のためケヤキが植えられたほか、川沿いに事務所棟、板倉等 の施設、荷揚げ場が設けられ、倉庫の西側には三居稲荷神社が勧請さ れた。

山居倉庫では銘柄・等級に審査合格した入庫米(乙種預米)に対して入庫伝票(切符)を交付し、流通した伝票は仲買人により10石単位で倉荷証券(米券)にまとめられる仕組みであった。倉荷証券はいつでも時価で売買されるのみならず、銀行の担保としても流通した。大正4年には山居倉庫は日本銀行の指定倉庫となり、倉荷証券を担保に日銀に融資を申し込むことも可能であった。

山居倉庫が発行した倉荷証券は、明治期に全国各地で発行された米券の中で最も有名であった。江戸時代以来の米穀保管倉庫の伝統を受け継ぐ建築構造と、米穀保管に適した燻蒸方法開発による品質の維持、そして厳重な品位等級、俵量の統一、俵装の堅牢化、保管方法などの改善であった。こうして「黒縄の山居米」で知られる山居倉庫は、全国的知名度を有するようになり、さらに、産米改良と、土地改良による収穫量増加に対応して、山居倉庫を本庫として陸羽本線、羽越本線沿いに支庫を建設して拡大展開していった。

しかし、昭和14年に米穀配給統制法が制定され、米穀の統制流通が本格化したことに伴い、山居倉庫は産業組合主体となって大正時代以降に発展してきた農業倉庫と合体・転換を図り、財団法人北斗会を設立して、山形県購買組合連合会に倉庫・土地を貸与、経営も移管、ここに山居倉庫の米券倉庫としての歴史は終焉した。その後経営主体には変遷があるが、現在、全国農業協同組合連合会山形県本部(JA全農山形)が経営する農業倉庫として2~10号棟が現役利用され、1号棟は庄内米歴史資料館、11・12号棟は酒田市観光物産館として使用され、多くの見学者が訪れる場となっている。

酒田市では、平成14年度に11・12号棟の建物調査、平成30年から令和元年度に資料収集、測量、建物、発掘調査を行い、山居倉庫の文化財調査を実施した。現存する倉庫は明治26年~大正5年までに建築された12棟で、新井田川に東面して配置されている。5号と6号との間には元々倉庫があったが、大正時代に三居稲荷神社の参道整備に伴い撤去され空閑地となっている。11号と12号との間はやや広く空いている。1~10号、及び11~12号倉庫東側正面は蔵前に接続している。

各倉庫は12号棟が他に比べ平面積が若干大きいのを除けば、基本的に同じ平面・構造であり、切妻造妻入の形式の土蔵造、屋根は置屋形式の桟瓦葺、平面形式は梁行(間口)が7間半(13.6m)に、桁行(奥行)16間(29.1m)、面積120坪である。梁行は3等分にされ、2間半の柱間に米俵10俵を収納できるようになっている。床組は 現状モルタル仕上げだが、当初は防湿のためにタタキ仕上げで、土間の上に籾殻

供する。 び酒田市文化財担当部局に備え置いて縦覧に備考 参考図の詳細は山形県文化財担当部局及		
参考図のとおり。	山形県酒田市	山居倉庫
地域	所在地	名称
文部科学大臣 萩生田 光一	令和三年三月二十六日	令和二
定に基づき告示する。に基づき、次の表に掲げる記念物を史跡に指定したので、同条第三項の規に基づき、次の表に掲げる記念物を史跡に指定したので、同条第一項の規定(文部科学省告示第四十匹号)	○文部科学省告示する。 文化財保護法(昭和二十五 大化財保護法(昭和二十五	定は基づき、というでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ

令和3年(2021)3月26日 金曜日 官報(号外第70号) ※「参考図」は本計画の図2-2参照

山居倉庫 令和三年文部科学省告示第四十四号 酒田	名称 指定告示	上欄	令和三年六月二十二日 文化庁長官	示する。 一次の一点を表現しますが、 一次の一点を表現した。 一次の一点を表現において、 一次の表に、 一次の表に
酒田市(山形県)	地方公共団体名	下欄	官都倉俊一	^{第三項の規定に基づき告で指定したので、同法第の史跡を管理すべき地方ので、同法第の上ので、同法第の上のでので、同法第の上のでの規定に基づき出}

令和 3 年(2021) 6 月 22 日 火曜日 官報(第 518 号)

表 2-1 指定時の土地所有者と面積

No. 地番 面積(㎡)地目 所有者名 備考 1 酒田市山居町一丁目3番 1,724.62 宅地 庄内みどり農業協同組合 2 酒田市山居町一丁目5番1 6.01 宅地 庄内みどり農業協同組合 3 酒田市山居町一丁目6番5 90.59 宅地 全国農業協同組合連合会 4 酒田市山居町一丁目6番8 59.00 原野 庄内倉庫株式会社 5 酒田市山居町一丁目6番8 59.00 原野 庄内倉庫株式会社 6 酒田市山居町一丁目9番9 272.12 宅地 全国農業協同組合連合会 8 酒田市山居町一丁目10番9 5,953.21 宅地 全国農業協同組合連合会 8 酒田市山居町一丁目10番9 5,953.21 宅地 庄内倉庫株式会社 登記簿の所有者: 山居賃貸倉倉倉倉 10 酒田市山居町一丁目10番9 5,953.21 宅地 庄内倉庫株式会社 登記簿の所有者: 山居賃貸倉倉倉倉 11 酒田市山居町一丁目10番83 198.34 宅地 庄内倉庫株式会社 登記簿の所有者: 建設省 12 酒田市山居町一丁目10番90 108.74 宅地 空地 全国農業協同組合 占有者: 宗教法人三居稲荷神 20 酒田市 五有者: 宗教法人三居稲荷神 20 酒田市・国工目10番9 41.12 宅地 庄内倉庫株式会社 上有者: 宗教法人三居稲荷神	
2 酒田市山居町一丁目5番1 6.01 宅地 庄内みどり農業協同組合 3 酒田市山居町一丁目6番5 90.59 宅地 全国農業協同組合連合会 4 酒田市山居町一丁目6番7 378.11 宅地 全国農業協同組合連合会 5 酒田市山居町一丁目6番8 59.00 原野 6 酒田市山居町一丁目6番31 2,115.71 宅地 酒田市長 7 酒田市山居町一丁目9番9 272.12 宅地 全国農業協同組合連合会 8 酒田市山居町一丁目10番9 5,953.21 宅地 全国農業協同組合連合会 9 酒田市山居町一丁目10番9 6,344.39 宅地 登記簿の所有者: 山居賃貸倉局 占有者: 酒田市長 10 酒田市山居町一丁目10番83 198.34 宅地 空地 11 酒田市山居町一丁目10番90 108.74 宅地 対別旧管理者 山形県知事 登記簿の所有者: 建設省 12 酒田市山居町一丁目10番98 41.12 宅地 全国農業協同組合連合会 台有者: 宗教法人三居稲荷神 河川管理者 山形県知事 登記簿の所有者: 建設省 13 酒田市山居町一丁目14番19 733.28 宅地 上内倉庫株式会社 占有者: 宗教法人三居稲荷神 15 酒田市山居町一丁目14番3 23.30 宅地 庄内倉庫株式会社 上内倉庫株式会社 16 酒田市山居町一丁目21番13 105.78 宅地 庄内倉庫株式会社 庄内倉庫株式会社 上内倉庫株式会社 19 酒田市山居町一丁目21番16 109.09 宅地 庄内倉庫株式会社 上内倉庫株式会社	
3 酒田市山居町一丁目6番5 90.59 宅地 全国農業協同組合連合会 4 酒田市山居町一丁目6番8 59.00 原野 庄内倉庫株式会社 6 酒田市山居町一丁目6番8 59.00 原野 庄内倉庫株式会社 7 酒田市山居町一丁目6番31 2,115.71 宅地 酒田市長 7 酒田市山居町一丁目9番9 272.12 宅地 全国農業協同組合連合会 8 酒田市山居町一丁目10番9 5,953.21 宅地 全国農業協同組合連合会 9 酒田市山居町一丁目10番10 6,344.39 宅地 庄内倉庫株式会社 登記簿の所有者:山居賃貸倉倉倉店有者:酒田市長 10 酒田市山居町一丁目10番83 198.34 宅地 酒田市長 占有者:宗教法人三居稲荷神 12 酒田市山居町一丁目10番90 108.74 宅地 河川管理者 山形県知事 登記簿の所有者:建設省 13 酒田市山居町一丁目10番98 41.12 宅地 全国農業協同組合連合会 14 酒田市山居町一丁目14番1 783.47 宅地 酒田市長 占有者:宗教法人三居稲荷神 15 酒田市山居町一丁目14番19 733.28 宅地 庄内倉庫株式会社 16 酒田市山居町一丁目14番3 99.17 宅地 庄内倉庫株式会社 17 酒田市山居町一丁目21番3 99.17 宅地 庄内倉庫株式会社 18 酒田市山居町一丁目21番13 105.78 宅地 庄内倉庫株式会社 19 酒田市山居町一丁目21番14 99.17 宅地 庄内倉庫株式会社 20 酒田市山居町一丁目21番15 115.70 宅地 庄内倉庫株式会社 21 酒田市山居町一丁目21番17 9.91 宅地	
4 酒田市山居町一丁目 6 番 7 378.11 宅地 全国農業協同組合連合会 5 酒田市山居町一丁目 6 番 8 59.00 原野 庄内倉庫株式会社 6 酒田市山居町一丁目 9 番 9 272.12 宅地 全国農業協同組合連合会 8 酒田市山居町一丁目 10 番 9 5,953.21 宅地 全国農業協同組合連合会 9 酒田市山居町一丁目 10 番 10 6,344.39 宅地 庄内倉庫株式会社 登記簿の所有者: 山居賃貸倉倉倉倉 1 酒田市山居町一丁目 10 番 83 10 酒田市山居町一丁目 10 番 83 198.34 宅地 庄内みどり農業協同組合 1 百者: 宗教法人三居稲荷神 2 酒田市山居町一丁目 10 番 90 108.74 宅地 河川管理者 山形県知事 2 記簿の所有者: 建設省 13 酒田市山居町一丁目 10 番 98 41.12 宅地 全国農業協同組合連合会 国第の所有者: 建設省 14 酒田市山居町一丁目 14 番 1 783.47 宅地 酒田市長 占有者: 宗教法人三居稲荷神 2 記簿の所有者: 連設省 15 酒田市山居町一丁目 14 番 19 733.28 宅地 庄内倉庫株式会社 古有者: 宗教法人三居稲荷神 2 記簿の所有書: 山居 2 記書 1 記書	
5 酒田市山居町一丁目 6番8 59.00 原野 庄内倉庫株式会社 6 酒田市山居町一丁目 6番31 2,115.71 宅地 酒田市長 7 酒田市山居町一丁目 10番9 272.12 宅地 全国農業協同組合連合会 8 酒田市山居町一丁目 10番9 5,953.21 宅地 全国農業協同組合連合会 9 酒田市山居町一丁目 10番10 6,344.39 宅地 庄内倉庫株式会社 登記簿の所有者:山居賃貸倉局 占有者:酒田市長 10 酒田市山居町一丁目 10番26 214.54 宅地 庄内倉庫株式会社	
6 酒田市山居町一丁目 6番 31 2,115.71 宅地 酒田市長 7 酒田市山居町一丁目 10番 9 272.12 宅地 全国農業協同組合連合会 8 酒田市山居町一丁目 10番 9 5,953.21 宅地 全国農業協同組合連合会 9 酒田市山居町一丁目 10番 10 6,344.39 宅地 庄内倉庫株式会社 登記簿の所有者:山居賃貸倉局 占有者:酒田市長 10 酒田市山居町一丁目 10番 26 214.54 宅地 庄内みどり農業協同組合 11 酒田市山居町一丁目 10番 83 198.34 宅地 唐内みどり農業協同組合 12 酒田市山居町一丁目 10番 90 108.74 宅地 河川管理者 山形県知事 登記簿の所有者:建設省 13 酒田市山居町一丁目 10番 98 41.12 宅地 室園農業協同組合連合会 14 酒田市山居町一丁目 14番 1 783.47 宅地 酒田市長 占有者:宗教法人三居稲荷神 15 酒田市山居町一丁目 14番 19 733.28 宅地 庄内倉庫株式会社 16 酒田市山居町一丁目 14番 19 733.28 宅地 庄内倉庫株式会社 17 酒田市山居町一丁目 21番 3 99.17 宅地 庄内倉庫株式会社 18 酒田市山居町一丁目 21番 13 105.78 宅地 庄内倉庫株式会社 19 酒田市山居町一丁目 21番 14 99.17 宅地 庄内倉庫株式会社 20 酒田市山居町一丁目 21番 16 109.09 宅地 庄内倉庫株式会社 21 酒田市山居町一丁目 21番 17 9.91 宅地 唐内倉庫株式会社 22 酒田市山居町一丁目 21番 17 9.91 宅地 酒田市長 23 酒田市山居町一丁目 64番 2 27.63 宅地 庄内倉庫株式会社 登記簿の所有者:山居賃貸倉 <td></td>	
7 酒田市山居町一丁目 10番9 5,953.21 宅地 全国農業協同組合連合会 2 国農業協同組合連合会 2 国農業協同組合連合会 2 国農業協同組合連合会 2 国農業協同組合連合会 2 日本の	
8 酒田市山居町一丁目 10番9 5,953.21 宅地 全国農業協同組合連合会 9 酒田市山居町一丁目 10番10 6,344.39 宅地 庄内倉庫株式会社 登記簿の所有者:山居賃賃倉息店有者:酒田市長店有者:酒田市長店有者:酒田市長店町一丁目 10番26 10 酒田市山居町一丁目 10番83 198.34 宅地 庄内みどり農業協同組合店面・「日本者:宗教法人三居稲荷本部園・「日本者・一門本ののでは、おおりままままままままままままままままままままままままままままままままままま	
9 酒田市山居町一丁目 10 番 10 6,344.39 宅地 庄内倉庫株式会社 登記簿の所有者:山居賃貸倉信 占有者:酒田市長 10 酒田市山居町一丁目 10 番 26 214.54 宅地 庄内みどり農業協同組合 11 酒田市山居町一丁目 10 番 83 198.34 宅地 酒田市長 占有者:宗教法人三居稲荷神 12 酒田市山居町一丁目 10 番 90 108.74 宅地 河川管理者 山形県知事 登記簿の所有者:建設省 13 酒田市山居町一丁目 10 番 98 41.12 宅地 全国農業協同組合連合会 14 酒田市山居町一丁目 14 番 1 783.47 宅地 酒田市長 占有者:宗教法人三居稲荷神 15 酒田市山居町一丁目 14 番 19 733.28 宅地 庄内倉庫株式会社 16 酒田市山居町一丁目 14 番 33 23.30 宅地 庄内倉庫株式会社 17 酒田市山居町一丁目 21 番 3 99.17 宅地 庄内倉庫株式会社 18 酒田市山居町一丁目 21 番 14 99.17 宅地 庄内倉庫株式会社 20 酒田市山居町一丁目 21 番 15 115.70 宅地 庄内倉庫株式会社 21 酒田市山居町一丁目 21 番 16 109.09 宅地 庄内倉庫株式会社 22 酒田市山居町一丁目 21 番 17 9.91 宅地 西田市長 占有者:宗教法人三居稲荷神 23 酒田市山居町一丁目 64 番 2 27.63 宅地 全国農業協同組合連合会 <td></td>	
古有者: 酒田市長 10 酒田市山居町一丁目 10番 26 214.54 宅地 庄内みどり農業協同組合 11 酒田市山居町一丁目 10番 83 198.34 宅地 酒田市長 占有者: 宗教法人三居稲荷神 12 酒田市山居町一丁目 10番 90 108.74 宅地 河川管理者 山形県知事 登記簿の所有者: 建設省 13 酒田市山居町一丁目 10番 98 41.12 宅地 全国農業協同組合連合会 14 酒田市山居町一丁目 14番 1 783.47 宅地 酒田市長 占有者: 宗教法人三居稲荷神 733.28 宅地 庄内倉庫株式会社 15 酒田市山居町一丁目 14番 39 733.28 宅地 庄内倉庫株式会社 16 酒田市山居町一丁目 14番 33 23.30 宅地 庄内倉庫株式会社 17 酒田市山居町一丁目 21番 3 99.17 宅地 庄内倉庫株式会社 18 酒田市山居町一丁目 21番 13 105.78 宅地 庄内倉庫株式会社 19 酒田市山居町一丁目 21番 14 99.17 宅地 庄内倉庫株式会社 20 酒田市山居町一丁目 21番 15 115.70 宅地 庄内倉庫株式会社 21 酒田市山居町一丁目 21番 16 109.09 宅地 庄内倉庫株式会社 22 酒田市山居町一丁目 21番 17 9.91 宅地 酒田市長 占有者: 宗教法人三居稲荷神 23 酒田市山居町一丁目 64番 2 27.63 宅地 全国農業協同組合連合会 24 酒田市山居町一丁目 64番 3 33.05 宅地 全国農業協同組合連合会 25 酒田市山居町一丁目 64番 7 9.71 宅地 庄内倉庫株式会社 登記簿の所有者: 山居賃貸倉1 26 酒田市山居町一丁目 64番 7 9.71 宅地 庄内倉庫株式会社 登記簿の所有者: 山居賃貸倉1 26 酒田市山居町一丁目 64番 10 9.27 宅地 庄内倉庫株式会社 登記簿の所有者: 山居賃貸倉1 26 酒田市山居町一丁目 64番 10 9.27 宅地 庄内倉庫株式会社 登記簿の所有者: 山居賃貸倉1 26 酒田市山居町一丁目 64番 10 9.27 宅地 庄内倉庫株式会社 登記簿の所有者: 山居賃貸倉1 26 酒田市山居町一丁目 64番 10 9.27 宅地 庄内倉庫株式会社 登記簿の所有者: 山居賃貸倉1 26 酒田市山居町一丁目 64番 10 9.27 宅地 庄内倉庫株式会社 登記簿の所有者: 山居賃貸倉1 26 酒田市山居町一丁目 64番 10 9.27 宅地 庄内倉庫株式会社 登記簿の所有者: 山居賃貸倉1 26 酒味 27 27 27 28 27 28 27 28 27 28 28	
11 酒田市山居町一丁目 10 番 83 198.34 宅地 酒田市長 占有者:宗教法人三居稲荷神	事株式会社
12 酒田市山居町一丁目 10 番 90 108.74 宅地 河川管理者 山形県知事 登記簿の所有者:建設省 13 酒田市山居町一丁目 10 番 98 41.12 宅地 全国農業協同組合連合会 14 酒田市山居町一丁目 14 番 1 783.47 宅地 酒田市長 占有者:宗教法人三居稲荷神紀 15 酒田市山居町一丁目 14 番 19 733.28 宅地 庄内倉庫株式会社 庄内倉庫株式会社 16 酒田市山居町一丁目 14 番 33 23.30 宅地 庄内倉庫株式会社 17 酒田市山居町一丁目 21 番 3 99.17 宅地 庄内倉庫株式会社 18 酒田市山居町一丁目 21 番 13 105.78 宅地 庄内倉庫株式会社 19 酒田市山居町一丁目 21 番 14 99.17 宅地 庄内倉庫株式会社 20 酒田市山居町一丁目 21 番 15 115.70 宅地 庄内倉庫株式会社 21 酒田市山居町一丁目 21 番 16 109.09 宅地 庄内倉庫株式会社 21 酒田市山居町一丁目 21 番 17 9.91 宅地 酒田市長 占有者:宗教法人三居稲荷神紀 23 酒田市山居町一丁目 64 番 2 27.63 宅地 全国農業協同組合連合会 24 酒田市山居町一丁目 64 番 3 33.05 宅地 庄内倉庫株式会社 登記簿の所有者:山居賃貸倉配 25 酒田市山居町一丁目 64 番 7 9.71 宅地 庄内倉庫株式会社 登記簿の所有者:山居賃貸倉配 26 酒田市山居町一丁目 64 番 10 9.27 宅地 庄内倉庫株式会社 登記簿の所有者:山居賃貸倉配 26 酒田市山居町一丁目 64 番 10 9.27 宅地 庄内倉庫株式会社 登記簿の所有者:山居賃貸倉配 26 酒田市山居町一丁目 64 番 10 9.27 宅地 庄内倉庫株式会社 登記簿の所有者:山居賃貸倉配 26 酒田市山居町一丁目 64 番 10 9.27 宅地 庄内倉庫株式会社 登記簿の所有者:山居賃貸倉配 26 酒田市山居町一丁目 64 番 10 9.27 宅地 庄内倉庫株式会社 登記簿の所有者:山居賃貸倉配 26 酒田市山居町一丁目 64 番 10 9.27 宅地 庄内倉庫株式会社 登記簿の所有者:山居賃貸倉配 26 酒田市山居町一丁目 64 番 10 9.27 宅地 庄内倉庫株式会社 登記簿の所有者:山居賃貸倉配 26 26 26 26 26 26 26 2	
13 酒田市山居町一丁目 10 番 98 41.12 宅地 全国農業協同組合連合会 14 酒田市山居町一丁目 14 番 1 783.47 宅地 酒田市長 占有者:宗教法人三居稲荷神福 15 酒田市山居町一丁目 14 番 19 733.28 宅地 庄内倉庫株式会社 庄内倉庫株式会社 16 酒田市山居町一丁目 14 番 33 23.30 宅地 庄内倉庫株式会社 17 酒田市山居町一丁目 21 番 3 99.17 宅地 庄内倉庫株式会社 18 酒田市山居町一丁目 21 番 13 105.78 宅地 庄内倉庫株式会社 19 酒田市山居町一丁目 21 番 14 99.17 宅地 庄内倉庫株式会社 20 酒田市山居町一丁目 21 番 15 115.70 宅地 庄内倉庫株式会社 21 酒田市山居町一丁目 21 番 16 109.09 宅地 庄内倉庫株式会社 22 酒田市山居町一丁目 21 番 17 9.91 宅地 酒田市長 占有者:宗教法人三居稲荷神福 23 酒田市山居町一丁目 64 番 2 27.63 宅地 全国農業協同組合連合会 24 酒田市山居町一丁目 64 番 3 33.05 宅地 庄内倉庫株式会社 登記簿の所有者:山居賃貸倉庫 25 酒田市山居町一丁目 64 番 7 9.27 宅地 庄内倉庫株式会社 登記簿の所有者:山居賃貸倉庫 26 酒田市山居町一丁目 64 番 10 9.27 宅地 庄内倉庫株式会社 登記簿の所有者:山居賃貸倉庫 26 酒田市山居町一丁目 64 番 10 9.27 宅地 庄内倉庫株式会社 登記簿の所有者:山居賃貸倉庫 26 酒田市山居町一丁目 64 番 10 9.27 宅地 庄内倉庫株式会社 登記簿の所有者:山居賃貸倉庫 26 酒田市山居町一丁目 64 番 10 9.27 宅地 庄内倉庫株式会社 登記簿の所有者:山居賃貸倉庫 26 酒田市山居町一丁目 64 番 10 9.27 宅地 庄内倉庫株式会社 登記簿の所有者:山居賃貸倉庫 27 27 27 27 27 27 27 2	±
14 酒田市山居町一丁目 14番1 783.47 宅地 酒田市長 占有者:宗教法人三居稲荷神	
15 酒田市山居町一丁目 14 番 19 733.28 宅地 庄内倉庫株式会社 16 酒田市山居町一丁目 14 番 33 23.30 宅地 庄内倉庫株式会社 17 酒田市山居町一丁目 21 番 3 99.17 宅地 庄内倉庫株式会社 18 酒田市山居町一丁目 21 番 13 105.78 宅地 庄内倉庫株式会社 19 酒田市山居町一丁目 21 番 14 99.17 宅地 庄内倉庫株式会社 20 酒田市山居町一丁目 21 番 15 115.70 宅地 庄内倉庫株式会社 21 酒田市山居町一丁目 21 番 16 109.09 宅地 庄内倉庫株式会社 21 酒田市山居町一丁目 21 番 16 109.09 宅地 庄内倉庫株式会社 22 酒田市山居町一丁目 21 番 17 9.91 宅地 酒田市長 占有者:宗教法人三居稲荷神	
16 酒田市山居町一丁目 14番 33 23.30 宅地 庄内倉庫株式会社 17 酒田市山居町一丁目 21番 3 99.17 宅地 庄内倉庫株式会社 18 酒田市山居町一丁目 21番 13 105.78 宅地 庄内倉庫株式会社 19 酒田市山居町一丁目 21番 14 99.17 宅地 庄内倉庫株式会社 20 酒田市山居町一丁目 21番 15 115.70 宅地 庄内倉庫株式会社 21 酒田市山居町一丁目 21番 16 109.09 宅地 庄内倉庫株式会社 22 酒田市山居町一丁目 21番 17 9.91 宅地 酒田市長 占有者:宗教法人三居稲荷神 23 酒田市山居町一丁目 64番 2 27.63 宅地 全国農業協同組合連合会 24 酒田市山居町一丁目 64番 3 33.05 宅地 庄内倉庫株式会社 登記簿の所有者:山居賃貸倉店 25 酒田市山居町一丁目 64番 7 9.71 宅地 庄内倉庫株式会社 登記簿の所有者:山居賃貸倉店 26 酒田市山居町一丁目 64番 10 9.27 宅地 庄内倉庫株式会社 登記簿の所有者:山居賃貸倉店	±
17 酒田市山居町一丁目 21 番 3 99.17 宅地 庄内倉庫株式会社 18 酒田市山居町一丁目 21 番 13 105.78 宅地 庄内倉庫株式会社 19 酒田市山居町一丁目 21 番 14 99.17 宅地 庄内倉庫株式会社 20 酒田市山居町一丁目 21 番 15 115.70 宅地 庄内倉庫株式会社 21 酒田市山居町一丁目 21 番 16 109.09 宅地 庄内倉庫株式会社 22 酒田市山居町一丁目 21 番 17 9.91 宅地 酒田市長 占有者:宗教法人三居稲荷神	
18 酒田市山居町一丁目 21 番 13 105.78 宅地 庄内倉庫株式会社 19 酒田市山居町一丁目 21 番 14 99.17 宅地 庄内倉庫株式会社 20 酒田市山居町一丁目 21 番 15 115.70 宅地 庄内倉庫株式会社 21 酒田市山居町一丁目 21 番 16 109.09 宅地 庄内倉庫株式会社 22 酒田市山居町一丁目 21 番 17 9.91 宅地 酒田市長 占有者:宗教法人三居稲荷神	
19 酒田市山居町一丁目 21 番 14 99.17 宅地 庄内倉庫株式会社 20 酒田市山居町一丁目 21 番 15 115.70 宅地 庄内倉庫株式会社 21 酒田市山居町一丁目 21 番 16 109.09 宅地 庄内倉庫株式会社 22 酒田市山居町一丁目 21 番 17 9.91 宅地 酒田市長 占有者:宗教法人三居稲荷神紀 23 酒田市山居町一丁目 64 番 2 27.63 宅地 全国農業協同組合連合会 24 酒田市山居町一丁目 64 番 3 33.05 宅地 庄内倉庫株式会社 登記簿の所有者:山居賃貸倉屋屋 25 酒田市山居町一丁目 64 番 7 9.71 宅地 庄内倉庫株式会社 登記簿の所有者:山居賃貸倉屋 26 酒田市山居町一丁目 64 番 10 9.27 宅地 庄内倉庫株式会社 登記簿の所有者:山居賃貸倉屋	
20 酒田市山居町一丁目 21 番 15 115.70 宅地 庄内倉庫株式会社 21 酒田市山居町一丁目 21 番 16 109.09 宅地 庄内倉庫株式会社 22 酒田市山居町一丁目 21 番 17 9.91 宅地 酒田市長 占有者:宗教法人三居稲荷神 23 酒田市山居町一丁目 64 番 2 27.63 宅地 全国農業協同組合連合会 24 酒田市山居町一丁目 64 番 3 33.05 宅地 庄内倉庫株式会社 登記簿の所有者:山居賃貸倉店 25 酒田市山居町一丁目 64 番 7 9.71 宅地 庄内倉庫株式会社 登記簿の所有者:山居賃貸倉店 26 酒田市山居町一丁目 64 番 10 9.27 宅地 庄内倉庫株式会社 登記簿の所有者:山居賃貸倉店	
21 酒田市山居町一丁目 21 番 16 109.09 宅地 庄内倉庫株式会社 22 酒田市山居町一丁目 21 番 17 9.91 宅地 酒田市長 占有者:宗教法人三居稲荷神石 23 酒田市山居町一丁目 64番 2 27.63 宅地 全国農業協同組合連合会 24 酒田市山居町一丁目 64番 3 33.05 宅地 庄内倉庫株式会社 登記簿の所有者:山居賃貸倉屋 25 酒田市山居町一丁目 64番 7 9.71 宅地 庄内倉庫株式会社 登記簿の所有者:山居賃貸倉屋 26 酒田市山居町一丁目 64番 10 9.27 宅地 庄内倉庫株式会社 登記簿の所有者:山居賃貸倉屋	
22 酒田市山居町一丁目 21番 17 9.91 宅地 酒田市長 占有者:宗教法人三居稲荷神沼 23 酒田市山居町一丁目 64番 2 27.63 宅地 全国農業協同組合連合会 24 酒田市山居町一丁目 64番 3 33.05 宅地 庄内倉庫株式会社 登記簿の所有者:山居賃貸倉屋 25 酒田市山居町一丁目 64番 7 9.71 宅地 庄内倉庫株式会社 登記簿の所有者:山居賃貸倉屋 26 酒田市山居町一丁目 64番 10 9.27 宅地 庄内倉庫株式会社 登記簿の所有者:山居賃貸倉屋	
23 酒田市山居町一丁目 64番 2 27.63 宅地 全国農業協同組合連合会 24 酒田市山居町一丁目 64番 3 33.05 宅地 庄内倉庫株式会社 登記簿の所有者:山居賃貸倉屋 25 酒田市山居町一丁目 64番 7 9.71 宅地 庄内倉庫株式会社 登記簿の所有者:山居賃貸倉屋 26 酒田市山居町一丁目 64番 10 9.27 宅地 庄内倉庫株式会社 登記簿の所有者:山居賃貸倉屋	
24酒田市山居町一丁目 64番 333.05宅地 庄内倉庫株式会社登記簿の所有者: 山居賃貸倉25酒田市山居町一丁目 64番 79.71宅地 庄内倉庫株式会社登記簿の所有者: 山居賃貸倉26酒田市山居町一丁目 64番 109.27宅地 庄内倉庫株式会社登記簿の所有者: 山居賃貸倉	±
25酒田市山居町一丁目 64番 79.71宅地 庄内倉庫株式会社登記簿の所有者: 山居賃貸倉26酒田市山居町一丁目 64番 109.27宅地 庄内倉庫株式会社登記簿の所有者: 山居賃貸倉	
26 酒田市山居町一丁目 64番 10 9.27 宅地 庄内倉庫株式会社 登記簿の所有者:山居賃貸倉	車株式会社
	車株式会社
	車株式会社
27 酒田市山居町一丁目 64番 11 0.19 宅地 河川管理者 山形県知事 登記簿の所有者:建設省	
28 酒田市山居町一丁目 64番 12 3.94 宅地 河川管理者 山形県知事 登記簿の所有者:建設省	
29 酒田市山居町一丁目 64 番 13 11.20 宅地 全国農業協同組合連合会	
30 酒田市山居町一丁目 64番 14 172.73 宅地 河川管理者 山形県知事 登記簿の所有者:建設省	
31 酒田市山居町一丁目 70番 181.32 宅地 河川管理者 山形県知事 登記簿の所有者:建設省	
32 酒田市山居町一丁目 71番 1 13.91 宅地 庄内倉庫株式会社 登記簿の所有者:山居賃貸倉厂	車株式会社
33 酒田市山居町一丁目 71番 3 477.13 宅地 河川管理者 山形県知事 登記簿の所有者:建設省	
34 酒田市山居町一丁目 72番 1 261.88 宅地 庄内倉庫株式会社 登記簿の所有者:山居賃貸倉厂	車株式会社
35 酒田市山居町一丁目 72番 2 33.87 宅地 河川管理者 山形県知事 登記簿の所有者:建設省	
36 酒田市山居町一丁目 72番 3 3.30 宅地 河川管理者 山形県知事 登記簿の所有者:建設省	
37 酒田市山居町一丁目 136番 39.60 宅地 庄内みどり農業協同組合	
38 酒田市山居町一丁目 70 番先別図① 115.5 河川 河川管理者 山形県知事 河川名:新井田川 河川法:	二級河川
39 酒田市山居町一丁目 70 番先別図② 9.00 河川 河川管理者 山形県知事 河川名:新井田川 河川法:	二級河川
40 酒田市山居町一丁目 70 番先別図③ 3.00 河川 河川管理者 山形県知事 河川名:新井田川 河川法:	二級河川
41 酒田市山居町一丁目 70 番先別図④ 781.5 河川 河川管理者 山形県知事 河川名:新井田川 河川法:	二級河川
42 酒田市山居町一丁目 70 番先別図③ 362.62 河川 河川管理者 山形県知事 河川名:新井田川 河川法:	二級河川
43 酒田市山居町一丁目 70 番先別図⑥ 319.00 河川 河川管理者 山形県知事 河川名:新井田川 河川法:	二級河川
合計 22,454.72 ※所有者・占有者の代表者名は	少眇!七

を1尺の厚さで敷き、その上に茅束を縦横に重ね、筵を敷いていた。開口部は正面(東側切妻)中央1か所、側面3か所、また1部に天窓を設けたようであるが、窓及び天窓装置は戦後の低温保管化に際して廃されている。壁面は土壁の漆喰仕上げである。屋根が二重屋根の置屋根であるのは、漆喰仕上げの倉庫本体との間に空気層を設ける断熱の工夫である。これら倉庫群は後代の改変もあるが、建築当初の形態をよく留めているものと評価できる。

事務所棟は客間、和室、休憩室、事務室等の複数の建物が接続したもので、山居倉庫創業時に現在の休憩室にあたる場所が作られ、その後大正・昭和期まで増築・改造を加えつつ使用されてきたものである。東宮殿下行啓記念研究室は大正 14 年、東宮(後の昭和天皇)の山居倉庫行啓を記念して昭和元年に建てられた米穀貯蔵の研究施設で、その後昭和戦前期に大規模な改築がなされ、現在は米穀保管室として使用されている。このほか、敷地西端の石垣部分の発掘調査では、現在積まれている練積石垣の下層に、山居倉庫建設時のものと考えられる空積石垣がみつかり、また、石垣下層面から現存倉庫基底部までの比高が約 3.4 メートルを測り、記録にある盛土高とほぼ一致することが確認されている。

このように、山居倉庫は、明治時代から昭和戦前期にまで酒田米穀取引所の付属倉庫として機能した大規模な施設であり、明治時代以来、戦中戦後を経て米穀管理倉庫として今日まで存続している全国的にも希有な事例である。しかも、明治 26 年創建時の倉庫 6 棟を含む大正 5 年までに建築された 12 棟をはじめ、事務所棟、東宮殿下行啓記念研究室、板倉、三居稲荷神社、倉庫西側のケヤキ並木等、創業当時以来の建物や景観が良好に残っている。我が国近現代の米穀流通の歴史及び庄内地域の米作の歴史を知る上で貴重であることから史跡として指定し、その保護を図ろうとするものである。

※「月刊文化財2月号(689号)」、令和3年(2021)2月文化庁より転載

(2) 指定に至る調査成果

平成 14 年度

平成 20 年

平成 26 年度

平成 30 年

令和2年

2002

2008

2014

2018

2020

4月

11月

れた。

山居倉庫が国指定史跡に至るまでの調査成果を表 2-2 に整理した。

年 月 調査とその成果 (元号) (西暦) 平成3年 1991 山居倉庫のケヤキ並木が、酒田市の保存樹(林-1)に指定された。 山居倉庫の歴史的経緯について、山形県庄内経済農業協同組合連合会(庄内経済連)の 平成9年 1997 参事を長く勤めた高橋義順によって『山居倉庫と庄内米』(平成9年刊行)としてまと められた。 近代化遺産調査が実施された。 平成 11 年度 1999 平成 12 年度 2000

施設整備に先立ち、11・12号倉庫の調査が行われた。

知る上で貴重であることが明らかとなった。

酒田市が11号倉庫と12号倉庫を購入し、観光施設として整備を行った(酒田夢の倶楽)。

酒田市景観条例に基づき山居倉庫を含む山居倉庫周辺地区は景観形成重点地域に指定さ

有識者からなる山居倉庫調査委員会を設置し、令和2年(2020)7月まで文化庁と山

山居倉庫建設に至る歴史とその後の変遷、資料等から建造物の変遷過程をまとめた報告 書を刊行した。その結果、我が国近現代の米穀流通の歴史及び庄内地域の米作の歴史を

酒田市土木課によって、山居倉庫のケヤキ36本について、根系調査が行われた。

形県教育委員会の指導・助言を得ながら、総合的な学術調査を実施した。

表 2-2 史跡指定に至る調査成果

(3) 史跡をとりまく自然環境

① 地勢

酒田市は、山形県の西北部、庄内地方の北部に位置し、東西 33.7km、南北 35.5km、総面積は 602.98km、北部は遊佐町、東部は真室川町、鮭川村、戸沢村、南部は庄内町、三川町、鶴岡市と接しており、市西部は日本海に面している。市域の西側は庄内平野に属する平坦地で、中央を最上川が貫流している。また、県内唯一の離島である飛島が西北の沖合 39km地点にあり、秋田県との県境にそびえる鳥海山とともに鳥海国定公園に指定されている。

西部の海岸線には西山と呼ばれる日本有数の砂丘地が広がり、北に鳥海山、東南に月山を望み、最上川が日本海に流れ込む河口に発展した港を中心にして市域が広がっている。酒田は古くから最上川舟運と日本海海運の結節点として、物資の集散機能を果たしてきた。砂丘地には江戸時代、佐藤藤蔵父子や本間光丘などによって砂防林が作られている。また、鳥海山を源流とする日向川、出羽山地から流れる新井田川、出羽山地朝日連峰から流れる赤川が市域で日本海に注ぎ、同じく出羽山地から流れだす京田川・藤島川が市域で最上川に合流する。新井田川は日向川の支流荒瀬川の旧路であった。

気候は日本海の影響を強く受ける海洋性気候で、夏は高温多湿で雨が多く、気温の日変化は比較的小さい。冬季は強い季節風が吹き、本地域特有の地吹雪の発生がみられる。積雪の多い東北地方に位置しているが、対馬暖流の影響を受け温暖湿潤であり、豪雪地山形県の中にあっては比較的生活しやすい気候といえる。

最上川は、山形・福島両県境の西吾妻山を源流とし、山形県内を貫流して日本海に注ぐ流路延長 229km、流域面積 7,040 kmの日本有数の大河であり、日本三大急流の一つである。流域には上流に米沢盆地、中流に山形盆地、新庄盆地があり、下流に庄内平野が広がっている。

酒田市は庄内平野の海側の中央に位置し、日本海に注ぐ最上川の河口に開けた町である。海岸に沿って庄内砂丘が南北に広く伸びており、砂丘の東側には低湿地が広がっている。酒田の湊町は庄内砂丘の東西二つの砂丘列に馬蹄形状に囲まれ南側は最上川に面した場所に成立した。湊町が成立するより早く、湊町の東側には東禅寺城(亀ヶ崎城)が築城されており、東禅寺城と湊町の間には城下町が広がっていた。

湊町は、海に面しているため風が強いが、二つの砂丘列の間となる低地で北西からの風を一定程度防ぎ、最上川を利用しやすい場所に立地し、商業を優先しながらもある程度の住みやすさを兼ね備えた場所を選んだ。一方、東禅寺城は、低湿地に築城され、最上川と新井田川に囲まれた要害の地に立地した。

湊町は、日本海海運の重要な港として、また中世より近世を通じて、近代の明治・大正期まで最上川舟運のターミナルの機能を持っていた。

出羽山地を源流とする、日向川・新井田川・相沢川の各河川が庄内平野の東側にそれぞれ中小の扇状地や河岸段丘を形成し、庄内平野の西半分は潟湖であったものが古代から開発され、近世において新田開発が行われた。

庄内平野は、日本海に沿う海岸平野の特性をよく示しており、低く平坦な平野面と、海岸に沿って伸びる庄内砂丘が特徴的である。最上川はこの平野面を刻み込むように緩やかな曲線を示しつつ流下し、日本海に注いでいる。

最上川をはじめ、各河川は人々の力によってその姿を変え、かつて最上川最大の支流であた赤川や、北方の日向川は大きく流路を変えて流れている。庄内平野に扇状地の発達はあまり良く見られないが、月光川、日向川扇状地は、わりあい明瞭である。

三角州性の低地は広く分布し、平野の主部を占めている。最上川はこの三角州性低地を開析し、より低い氾濫原地帯を形成している。最上川氾濫原は最上川に沿う低地であり、三角州などを側面浸食している。したがって最上川の旧流路は、いたるところにその痕跡を留めている。

酒田周辺の水系は、北から順に月光川水系、日向川水系、最上川水系、赤川水系の四つに分けられる。このうち日向水系は、上流において日向川本流と荒瀬川とに分かれる。最上川水系には、右岸に相沢川、左岸に京田川が合流する。赤川は、昭和の初めまで最上川水系に属していたが、砂丘列を切り開いた新川によって、直接日本海へ流下するよう

になった。

最上川下流扇状沖積地帯を占めて日本海に面している酒田と、村山盆地の中心にあって東西に山のある山形との色々な気象要素を較べてみると、酒田の気候の特徴がよくわかる。

② 気温

表 2-2 に示したように、1月・2月の平均気温を見ると、最も寒さの厳しい時期であるのに、海の影響を受ける酒田の平均気温は山形より約2 C 高く、0 C以上を保っている。しかし、季節がすすみ、5月になって気温が急に上昇する頃になると山形の方が高くなる。この原因は庄内海岸で海陸風が吹きはじめるためである。

酒田で陸風から海風に変わる時刻は、季節によって若干異なるが大体午前10時頃で、海風の吹かない時、気温は午後3時頃まで上昇するが、海風の吹く時は陸風から海風に変わった時点で気温の上昇が押さえられる。海風の吹く日の最高気温は午前中に観測される。日平均気温は山形より低くなることが多く、従って月平均気温もまた低くなる。

この状態は8月頃まで続くが、8月半ば頃になって、海水温度が陸地の気温より高くなると酒田の気温は山形の気温より高くなり、10月になって北西の季節風が吹きはじめるとさらに高くなる。

次に月平均最高気温を見ると、寒候期は酒田が高く、温候期は山形の方が高い。最低気温は1年を通して酒田が高い。 海の影響を受ける酒田の気温較差(最高気温と最低気温の差)は山形より小さく、山形に較べ朝晩の底冷えする日が 少なく、夏もしのぎ易い日が多い。しかし、後で述べるように、海風の吹かない時には、内陸地方より暑くなり、時

		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年
平均気温	酒田	1.9	2.2	5.1	10.2	15.7	20.0	23.8	25.5	21.6	15.6	9.7	4.5	13.0
(℃)	山形	-0.1	0.4	4.0	10.2	16.2	20.3	23.9	25.0	20.6	14.1	7.7	2.4	12.1
日最高気温	酒田	4.5	5.2	8.9	14.8	20.3	24.1	27.6	29.7	25.8	19.8	13.6	7.6	16.8
(℃)	山形	3.3	4.4	9.1	16.4	22.6	25.9	29.1	30.5	25.8	19.5	12.6	6.1	17.1
日最低気温	酒田	-0.6	-0.8	1.4	5.8	11.6	16.5	20.7	22.0	17.8	11.6	5.9	1.6	9.5
(℃)	山形	-3.1	-3.1	-0.3	4.7	10.7	15.7	20.0	20.9	16.6	9.8	3.6	-0.7	7.9
降水量	酒田	177.7	118.4	111.1	103.6	122.6	125.3	218.7	205.6	176.2	188.6	222.0	217.0	1986.8
(mm)	山形	87.8	63.0	72.1	63.9	74.5	104.8	187.2	153.0	123.8	105.1	74.4	97.2	1206.7
最深積雪	酒田	25	23	8	0	_	-	_	_	_	_	2	15	32
(cm)	山形	40	47	22	2	_	-	_	_	_	_	3	26	51

表 2-3 酒田市と山形市の気象平均値(年・月ごとの値)



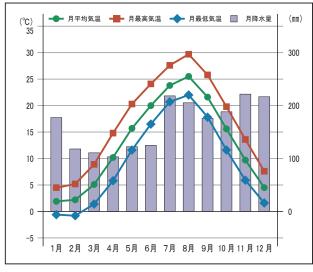


図 2-3 酒田市の気象

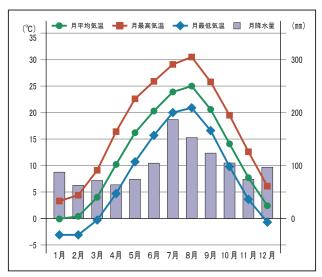


図 2-4 山形市の気象

には熱帯夜になることがある。しかし寒候期は風が弱く、晴れた日には内陸なみに冷え込むことがある。

③ 降水量

表 2-2 に示すように酒田の降水量は各月とも山形より多く、年降水量は山形の 1.6 倍になっている。

酒田では4月が1年で最も降水量の少ない月である。梅雨前線が次第に北上する6月半ば頃から梅雨に入り、7月下旬まで続き、酒田・山形とも降水量は増加する。8月から12月にかけて山形では減少傾向になるが、酒田では反対に増加傾向が続く。

これは梅雨が明けて太平洋の高気圧が本州付近に張り出し、高気圧の縁辺に沿って南方から高温、多湿な空気が東 北地方中部に流れ込んでいる時、北方から南下してくる寒冷前線が引き金になって、鳥海山を中心に大雨の降ること があるためである。

11月に入ると庄内地方の特徴の一つである雷の多く発生する季節になり、雷を伴った強い雨が降るときがあり、また、 北西の季節風が次第に強くなってくるため、出羽丘陵をはさんで、風上側になる酒田は風下側になる山形より雨が雪 が降りやすく、11月から2月にかけての酒田の降水量は山形の約2倍にもなっている。

3月に入ってもまだ冬の名残の北西の季節風が吹き、4月はじめにかけては天気の変化が激しく、春雷を起こしたりするが、次第に花の便りが聞かれる季節になり、月降水量は11月を頂点に次第に減少する。

4 積雪

10月下旬には、鳥海山の冠雪が見られるようになり、11月になって北西の季節風が次第に強まり、中旬には平野部でも初雪が降るようになり、12月末には長期積雪(根雪)になる。冬の季節風によってもたらされる雪は、北西の風が出羽丘陵・越後山脈に吹き当るため、鳥海山・月山・朝日山山系周辺は豪雪地帯となり、庄内地方の山間部での積雪は $2\sim3$ mに達するところがある。しかし、海に近い酒田では、最も積雪の多い 2月でも 26cmで、山形より 19cm少ない。

その原因は、山形にくらべ酒田の風が、はるかに強いためで、地上に積もった雪が地ふぶきとなって風下へ飛んで しまうためである。

⑤ 風

酒田は、北海道の江差・寿都や佐渡の相川などどともに、日本海側有数の強風地帯である。最上川河口にあって酒田は日本海に面し、南東は最上川に沿って清川峡谷に通じているため、当然西寄りの風や南東の風が強くなりやすく、 寒候期は北西の風、暖候期は南東の風が主風向となる。

酒田に暴風をもたらすのは冬の季節風や、発達した低気圧・台風・寒冷前線などである。この中で冬の季節風によるものが最も多く、12月から3月にかけての防風日数(日最大風速10m/s以上の日)は年間暴風日数の過半数を占めている。

※出典:酒田市 2002 『酒田市勢要覧』

山形県土地対策課 1979 『土地分類基本調査 酒田』

酒田市史編纂委員会 1989 『酒田市史』 改訂版 別巻

(4) 史跡をとりまく歴史的環境

湊町酒田は、江戸時代に江戸の御用商人川村瑞賢が整備した西廻り航路の起点として、上方や江戸に移送する米や 物資の集積地・積み出し港となり大きく発展した。

庄内藩では17世紀初めより米券(米札)制度がはじまった。米券(米札)はいつでも米に替えることができ、一方では米券がなければ蔵出しができない厳格な制度で、米蔵の米の品質と内容量は重要な信用要件であった。

庄内藩では官民で米蔵を所有し、またコメの品質管理を厳密に行ったために庄内藩の米券(米札)の信用は高く、 米と同じように流通していた。その信用は、庄内藩士の禄米も米券(米札)で支給されるほどであった。 明治に入ると新政府は、地租改正により、コメの現物納から金納制へ転換した。これにより米の品質低下を招き、 粗悪米が流通し、藩政期に培ってきた各地銘柄米の信用を著しく低下させた。

そこで、新政府の廃藩置県により山形県となった庄内藩の地域では、産米改良や田の乾田化と牛馬耕の奨励などの対策を行ったことにより収穫量、品質ともに向上した。

また、新政府の取引所政策により明治 18 年(1885)に株式会社「酒田米商会所」が設立された。酒田米商会所は 既存の町蔵を保管庫として、倉庫での入庫米の品質管理を行い、次第に酒田米商会所取引米の声価を高めていった。 明治 26 年(1893)の「取引所法」の発布により、株式会社「酒田米商会所」は株式会社「酒田米穀取引所」として 再発足した。また、取引所法により受け渡し倉庫の設置が可能となったために新たに酒田米穀取引所付属山居倉庫が 建設された。

山居倉庫では、厳重な品位等級、俵量の統一、俵装の堅牢化、保管方法などの改善により、山居倉庫の入庫米に対して発行された倉荷証券(米券)は、明治期に全国各地で発行された米券の中で最も有名であり、日本銀行の指定倉庫になるほどの信用を高めていった。

昭和14年(1939)の「米穀配給統制法」の発布により、従来の米穀取引所はすべて廃止され、国策会社である日本米穀株式会社に引き継がれることになった。

このような中で山居倉庫は、農業倉庫と合体することになった。

昭和2年(1927)に酒田市米穀取引所の子会社として設立した山居賃貸倉庫株式会社(のち山居倉庫株式会社)以外の資産を除く倉庫、土地等の寄付を受け「財団法人北斗会」が設立され、保有している山居倉庫を山形県購買販売組合連合会に無償で貸与され、経営も移管した。

また、山居賃貸倉庫株式会社も財団法人北斗会の資産を除く山居倉庫を山形県購買販売組合連合会に賃貸し、米穀倉庫の位置原型が図られた。

倉庫名も「山形県連合農業倉庫庄内倉庫」と改められ、これまでのコメの自由流通から統制流通に組み込まれ、農業倉庫に変化した山居倉庫は米券倉庫としての歴史は、その幕を閉じた。

その後組織替えで、昭和 28 年(1953)に山形県庄内経済農業協同組合連合会(庄内経済連)が設立され、昭和 32 年(1957)に山居倉庫株式会社の全株式を取得、庄内倉庫株式会社に名称変更。

昭和33年(1958)には財団法人北斗会が所有の土地・倉庫を庄内経済連に寄贈され、全ての旧米券倉庫と農業倉庫の所有し、経営することとなった。

平成13年(2001) に庄内経済連は全国農業協同組合連合会と合併し、全国農業協同組合連合会庄内本部が設立、 そして平成20年(2008) に全国農業協同組合連合会山形県本部と統合した。

現在山居倉庫は、全国農業協同組合連合会山形県本部 山居倉庫となり、経営基盤が変わっても、米穀保管庫として 今日まで存続している。

(5) 史跡をとりまく社会的環境

①人口

現在の酒田市は、平成17年(2005)11月1日に、それまでの酒田市、飽海郡八幡町・松山町・平田町の1市3町が合併し、総面積602.79km、人口約10万人の庄内北部における中心市として発足した。

国勢調査に基づく人口推移をみると、令和2年(2020)の人口・世帯数はそれぞれ100,273人・39,402世帯である。 平成12年(2000)以降(過去約20年間)、人口は約2万人(約17.5%)減少しているが、世帯数はほぼ横ばいで4万世帯弱を推移している。

令和2年(2020) における高齢化率は36.0%と極めて高く、超高齢化と呼べる水準となっている。年齢構成は70~74歳が最も多く、高齢化に拍車がかかることが懸念される。なお、国立社会保障・人口問題研究所による将来人口

表 2-4 酒田市の人口・世帯数

人口 (人)									人員/世帯		
年		総数	年少 (0~14歳)	構成比 (%)	生産年齢 (15~64歳)	構成比 (%)	老年 (65歳~)	構成比 (%)	不詳	世帯数	(人)
昭和 55 年	1980	125,622	27,237	21.7	84,632	67.4	13,753	10.9	_	33,180	3.8
昭和 60 年	1985	123,823	25,502	20.6	82,207	66.4	16,114	13.0	_	34,203	3.6
平成2年	1990	122,850	22,676	18.5	80,691	65.7	19,481	15.8	2	35,353	3.5
平成7年	1995	122,536	20,122	16.4	78,344	63.9	24,070	19.7	_	37,222	3.3
平成 12 年	2000	121,614	18,087	14.9	75,536	62.1	27,991	23.0	_	39,086	3.1
平成 17 年	2005	117,577	16,058	13.7	71,028	60.4	30,491	25.9	_	39,556	3.0
平成 22 年	2010	111,151	14,123	12.7	65,190	58.7	31,835	28.6	3	38,955	2.9
平成 27 年	2015	106,244	12,168	11.5	59,168	55.9	34,518	32.6	390	39,320	2.7
令和2年	2020	100,273	10,305	10.4	53,031	53.3	36,091	36.3	846	39,402	2.5
令和7年	2025	94,214	9,249	9.8	4,8876	51.9	36,089	38.3			
令和 12 年	2030	87,891	8,273	9.4	44,386	50.5	35,232	40.1			
令和 17 年	2035	81,401	7,330	9.0	40,111	49.3	33,960	41.7		_	
令和 22 年	2040	74,618	6,520	8.7	35,127	47.1	32,971	44.2			
令和 27 年	2045	67,776	5,756	8.5	30,553	45.1	31,467	46.4			

人口: 国勢調査(~平成17年は合併前旧市町村の総計)

令和7年(2025)以降は推計人口を示す。『日本の地域別将来推計人口』平成30年(2018)推計構成比は不詳を除く

図 2-5 酒田市の人口・世帯数

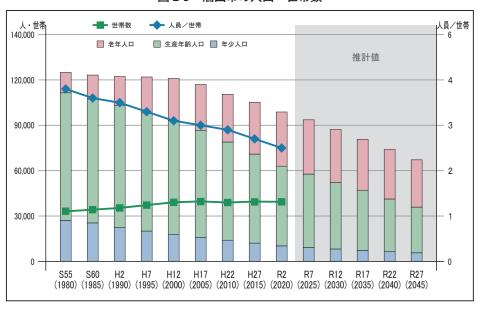


表 2-5 酒田市の年齢別人口

区分	人口 (人)
不詳	846
100 歳以上	76
95~99歳	550
90~94歳	2,256
85~89歳	4,331
80~84歳	5,543
75~79歳	6,195
70~74歳	8,679
65~69歳	8,461
60~64歳	7,315
55~59歳	6,656
50~54歳	6,273
45~49歳	6,746
40~44歳	6,152
35~39歳	5,045
30~34歳	4,157
25~29歳	3,556
20~24歳	3,130
15~19歳	4,001
10~14歳	3,993
5~9歳	3,441
0~4歳	2,871
	不詳 100歳以上 95~99歳 90~94歳 85~89歳 80~84歳 75~79歳 70~74歳 65~69歳 60~64歳 55~59歳 40~44歳 35~39歳 40~44歳 35~39歳 20~24歳 15~19歳 10~14歳

国勢調査(令和2年)

推計によると、2040 年(20 年後)における推計人口は 74,618 人とされ、令和 2 年(2020)国勢調査と比して約 2 万 5 千人(25.6%)減少し、2045 年には老年人口が生産年齢人口を超えることが想定されている。

② 産業

平成 27 年国勢調査に基づく産業別就業人口割合は、第1次産業 8.7%、第2次産業 26.2%、第3次産業 65.1%となっている。

平野部は古くから良質米の産地であり、現在は「はえぬき」「コシヒカリ」「つや姫」「雪若丸」などの「庄内米」が全国に知られるとともに、緑の美田は雄大な鳥海山を借景として美しい景観を形成している。庄内米以外の農産物も豊富で、刈屋梨、メロン、いちご、平田赤ねぎなどの栽培が盛んである。また、酒田港で水揚げされる新鮮な海産物には、寒鱈、紅えび、トビウオ、岩牡蠣、イカなどの特産品がある。このほか、全国的に高い評価を受けている日本酒や、酒田のラーメンも酒田名物として知られ、さかた海鮮市場、みなと市場等の市内各所でこれらの食を堪能することができる。

市域には国道7号や同112号、日本海東北自動車道、庄内空港、羽越本線などの基幹交通が集中し、加えて海港として恵まれた立地条件にあることから、第2次・第3次産業が集積し、人口の集中化にも結び付いている。

平成 27 年 (2015) 産業大分類 就業者数(人) 構成比(%) 合計(人) 構成比(%) 農業 4,168 7.9 103 0.2 第1次産業 林業 8.7 4,411 140 0.3 漁業 鉱業 42 0.1 4.799 9.1 第2次産業 建設業 13,316 26.2 8,475 16.0 製造業 電気・ガス・熱供給・水道業 441 0.8 情報通信業 341 0.6 運輸業,郵便業 2.185 4.1 卸売業, 小売業 8,418 15.9 996 1.9 金融業, 保険業 不動産業、物品賃貸業 576 1.1 学術研究,専門・技術サービス業 950 1.8 33,050 65.1 2.497 4.7 第3次産業 宿泊業,飲食サービス業 生活関連サービス業, 娯楽業 1,886 3.6 教育, 学習支援業 2,092 3.9 医療, 福祉 6,951 13.1 複合サービス事業 1.7 880 サービス業(他に分類されないもの) 3,071 5.8 公務(他に分類されるものを除く) 1,766 3.3 分類不能の産業 2,187 4.1 2,187 合計 52,964 100.0

表 2-6 酒田市の産業大分類別就業人口

国勢調査(平成27年)

第一次産業、第二次産業、第三次産業の構成比は「分類不能の産業」を除いて算出した。

③ 交通

市海岸部南端に庄内空港が所在し、東京(羽田空港)間 を約1時間で結ぶ。市域には新潟市と秋田市を繋ぐ日本海 東北自動車道(一部未開通)が縦断する。

市内を通る国道は5本あり、国道7号は新潟市から日本 海沿いに庄内地方、秋田県を経由して青森市に至る幹線国 道である。国道 47 号は宮城県仙台市から、国道 112 号は 山形市から、国道344号は秋田県湯沢市から、いずれも 本市に至る一般国道である。また、国道345号は新潟県 新潟市中央区から本市を経由して飽海郡遊佐町に至る一般 国道である。

鉄道は、JR 羽越本線が新潟市から日本海沿いを経て中

心市街地を経由し、秋田市まで敷設されている。バスは JR 酒田駅に近接したバスターミナルを起点に、首都圏・仙台市・ 山形市を繋ぐ高速バスが運行される。市内の路線バスは庄 内交通株式会社、羽黒地域路線バス(るんるんバス・ぐるっ

とバス)が運行する。

このほか、県内唯一の離島である飛島には、酒田港から 飛島までの定期航路(定期船とびしま)がある。

④ 土地利用

市内の土地利用別面積状況(平成27年(2015)10月 1日現在)は、市域 60,297ha のうち、森林が 60.6%と大 部分を占め、次いで農用地が20.4%、宅地が4.9%、道路 が3.9%となっている。

近年の土地の動向を見ると、農用地、森林 (民有林)、 林道が減少し、宅地や一般道路等への土地利用転換が進む とともに、耕作放棄地の面積が増加している。人口集中地 区(DID区域)については、面積は拡大が続いているが、 近年は頭打ちの状況にあり、人口は平成2年(1990)をピー クとして減少が続いている。地価については、地域経済の 低迷や人口減少により土地需要は弱含みで推移しているこ となどから下落が続いている。

本市の土地利用については、市街地の空洞化に対応する ための賑わいの求心力の向上や、農山漁村地域における農 業の生産性の向上、中山間地域における里山の集落機能と

図 2-6 酒田市への交通・アクセス



表 2-7 酒田市の土地利用状況

	天工,周田·西沙王·西·斯·西·										
		平成 17 年	羊 (2005)	平成 27 4	羊 (2015)						
	区分	面積 (ha)	構成比 (%)	面積 (ha)	構成比 (%)						
農	用地	12,585	20.9	12,305	20.4						
	農地	12,510	20.8	12,230	20.3						
	採草放牧地	75	0.1	75	0.1						
森	林	36,593	60.7	36,553	60.6						
	国有林	22,987	38.1	22,993	38.1						
	民有林	13,606	22.6	13,560	22.5						
原	野	2	0.0	4	0.0						
水	面・河川・水路	2,262	3.8	2,269	3.8						
道	路	2,287	3.8	2,324	3.9						
	一般道路	1,381	2.3	1,432	2.4						
	農道	733	1.2	725	1.2						
	林道	173	0.3	167	0.3						
宅	地	2,946	4.9	2,959	4.9						
	住宅地	1,578	2.6	1,601	2.7						
	工業用地	235	0.4	282	0.5						
	その他の住宅地	1,133	1.9	1,076	1.7						
そ	の他	3,599	6.0	3,883	6.4						
合	計	60,274	100.0	60,297	100.0						

山形県統計年鑑

地域農業・林業維持などが課題となっている。さらに、広い市域の中には、洪水、土砂災害、津波などの災害の危険 箇所が多くあることから、自然災害等による被害の軽減と防止が課題となっている。

※出典:酒田市 2018 『酒田市国土利用計画』

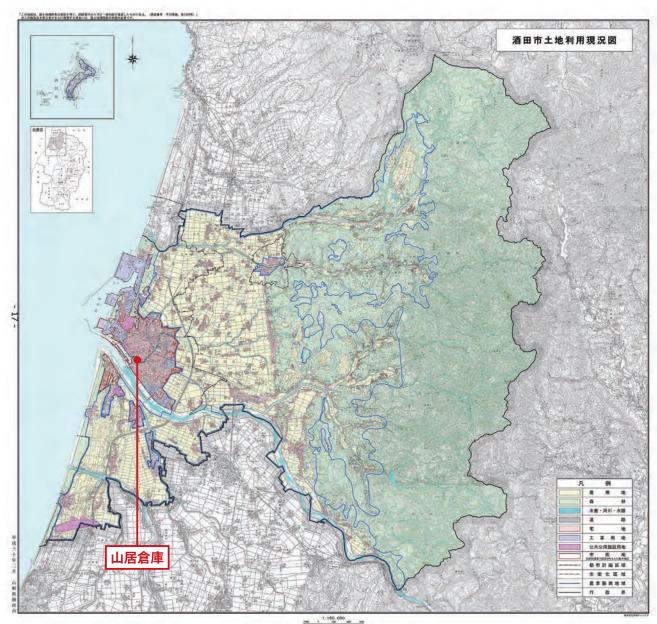


図 2-7 酒田市土地利用現況図

酒田市 2018 『酒田市国土利用計画』

⑤ 観光

酒田市の観光客数は平成 18 年度以降 300 万人前後で推移してきたが、長期的に見ると減少傾向で、平成 28 年度以降は 300 万人を割り込み、平成 30 年度には 270 万人弱まで落ち込み過去 15 年間で最も低い値となった。翌令和元年度は微増に転じたものの、令和 2 年度以降は新型コロナウィルス感染症のまん延に伴って前年度比で約 100 万人(約36%)減少している。一方、酒田夢の蔵楽(山居倉庫)の観光客数は、平成 25 年度を底に増加を辿り、令和元年度は過去 15 年間で最大となる 80 万人を超える来場があったが、令和 2 年度以降は新型コロナウィルス感染症のまん延に伴って前年度比で約 360 万人(約45%)減少し、50 万人を割り込んでいる。

酒田は最上川舟運と北前船交易の結節点である港町として、港から市内中心部にかけて往時の歴史を感じさせる多くの資源を有しており、これらが現在の主要観光資源となっている。特に、酒田における北前船交易の象徴とも言うべき山居倉庫や山王くらぶ、相馬樓、本間家旧本邸や酒田湊(日和山公園)界隈のほか、映画「おくりびと」ロケ地や土門拳記念館などが現在の主な観光資源となっている。

しかし、これらの施設へは多くの観光客が訪れているものの、WEB 調査等による今後の「訪問意向」をみると、観

光客のニーズは必ずしも高くない。一方で、さかた海鮮市場やみなと市場、初孫酒造資料館蔵探訪館などの「食」、玉簾の滝や眺海の森などの「景観」へのニーズが強い。雄大な鳥海山のふもとに広がる田畑、庄内砂丘、クロマツ林やその景観などについては、未だ明確な観光資源として活かせておらず、既存の観光資源と観光客ニーズに乖離が生じている。

平成28年(2016)9月には「鳥海山・飛島ジオパーク」の日本ジオパークネットワークへの加盟が認められ、ジオ・ツーリズムなどとともに「酒田の成り立ち」への注目が今後、高まることが期待される。また、国内外のクルーズ客船誘致にも力を入れている。

※出典: 酒田市 2016 『酒田市中長期観光戦略 新酒田物語 ~広めよう " 酒田自慢 " 増やそう! " 酒田ファン "』

山形県 庄内地域 酒田市 年 名所・旧跡 名所・旧跡 酒田夢の倶楽 庄内米 観光地 観光地 (山居倉庫) 歴史資料館 平成 18 年度 40.592.2 **9,643.6** 12,274.1 1,772.0 3,355.1 682.6 9,648.3 3,141.2 平成 19 年度 40.077.0 11,928.4 1,743.3 687.4 平成 20 年度 3,041.4 710.2 39.324.3 9,710.8 11,482.7 1,662.3 平成 21 年度 41.844.5 **11,116.5 11,721.9** 1,838.1 3,147.1 754.7 平成 22 年度 39.443.7 9,010.7 12,314.1 1,698.9 3,040.9 660.3 平成 23 年度 35,398.6 7,603.2 11,907.1 1,554.2 2,968.1 660.2 平成24年度 38,176.1 8,230.1 12,239.3 1,603.8 3,004.4 648.2 平成 25 年度 40,171.0 8,499.9 1,572.3 2,744.9 464.1 12,871.9 45,171.6 1,970.7 573.9 平成 26 年度 8,853.2 14,397.2 2,753.6 平成 27 年度 44,904.3 8,463.1 14,654.4 1,745.7 3,006.6 677.6 719.4 平成 28 年度 45,814.1 8,222.5 14,153.6 2,942.9 28,016 1,638.6 平成 29 年度 45,122.4 8,149.5 13,292.3 1,686.5 2,816.5 652.4 24,496 平成30年度 46,507.4 8,061.6 13,331.2 1,672.2 2,698.9 705.6 26,615 令和元年度 45,311.7 7.932.4 12,996.3 1,713.3 2.738.8 810.4 33,375 令和2年度 27,511.2 3,695.3 8,045.4 972.7 1,757.0 448.6 13,635

表 2-8 観光客数

山形県観光者数調査(庄内米歴史資料館のみ同館による資料提供) ※観光客数は延数とする。単位は千人(庄内米歴史資料館のみ人)。

6 教育

本市には、令和3年(2021) 5月1日現在、市立小学校が23校(令和3年度末:田沢小学校閉校)、市立中学校が8校、高等学校(県立及び私立)が5校(通信制を含む)、特別支援学校が1校、大学・専修学校が3校あります。児童・生徒数は、小学生が4,266人、中学生が2,416人となっています。

社会教育施設・文化施設として、総合文化センター、出羽遊心館、公益研修センター、市立資料館、旧鐙屋、市美術館、 酒田海洋センター、松山文化伝承館、松山城址館、ひらた生涯学習センター等があり、子育て支援関連施設は、令和 3年(2021)9月1日現在、認可保育所が24カ所、認定こども園が11カ所あります。

※出典:酒田市教育委員会 2021 『酒田の教育』

(6) 指定地の状況

現在、大正5年(1916)までに建設された14棟のうち12棟が残っており、現役の米穀保管倉庫として使用されている。 また、12棟のうち1号棟は昭和60年(1985)4月に「庄内米歴史資料館」として開館。山居倉庫の歴史や米に関する資料や農機具などを紹介している。 11・12号棟は平成14年度に酒田市が購入し、観光施設「酒田夢の倶楽」として整備し、平成16年(2004)4月に開館。酒田の歴史や本間家が江戸時代に京都の職人に作らせた亀笠鉾を展示紹介するとともに、酒田のお土産品が揃うなどの観光物産館として活用され、年間80万人が訪れ賑わいを見せている。

このほかにも、事務所棟、東宮殿下行啓記念研究室、板倉・赤場、三居稲荷神社が現存している。

また、倉庫の西側には日射や季節風を避けるためにケヤキが植えられている他、イチョウや松、杉が存在する。 指定範囲の西側は、宅地・駐車場が隣接している。

A) 土地所有の状況

① 所有者別

指定地は全体の約75%が民有地で、庄内倉庫株式会社が約36%、全国農業協同組合連合会が約30%、庄内みどり農業協同組合が約9%の土地を所有しています。残りの約25%が官有地で、このうち7%は河川となります。

指定地の所有者別による所有区分は表 2-9 のとおりです(地番毎の内訳は表 2-1 参照)。

② 登記地目別

登記上の地目は 92.6%が宅地である。このほかに原野が 0.3%、河川が 7.1%ある。指定地の登記地目区分は表 2-10 のとおりです(地番毎の内訳は表 2-1 参照)。

表 2-9 指定地の所有者区分(所有者別)

所有者	地目	面積(㎡)	割合 (%)
庄内みどり農業協同組合	宅地	1,984.77	8.8
全国農業協同組合連合会	宅地	6,773.98	30.2
庄内倉庫株式会社	原野	59.00	0.3
	宅地	7,957.70	35.4
河川管理者 山形県知事	宅地	981.22	4.4
	河川	1,590.62	7.1
酒田市長	宅地	3,107.43	13.8
合計		22,454.72	100.0

占有者	地目	面積(m ^²)	割合 (%)
宗教法人 三居稲荷神社	宅地	991.72	4.4
酒田市長	宅地	55.00	0.2

表 2-10 指定地の登記地目区分

地目	面積(m³)	割合 (%)
宅地	20,805.10	92.6
原野	59.00	0.3
河川	1,590.62	7.1
合計	22,454.72	100.0

B) 管理団体の指定

令和3年(2021) 6月22日付け文化庁告示(第59号)において、文化財保護法第113条第1項及び第172条第1項の規定により、史跡山居倉庫を管理すべき地方公共団体として酒田市が指定されました。

文化財保護法

(管理団体による管理及び復旧)

第百十三条 史跡名勝天然記念物につき、所有者がないか若しくは判明しない場合又は所有者若しくは第百十九条第二項の規定により選任された管理の責めに任ずべき者による管理が著しく困難若しくは不適当であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な管理及び復旧(当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該史跡名勝天然記念物の所有者の所有又は管理に属するものの管理及び復旧を含む。)を行わせることができる。

C) 指定地における法令による規制

本史跡の指定地及び周辺地域は、表 2-11 に示した法令による規制対象地となっている。

①文化財の現状変更に関する規制(文化財保護法)

文化財保護法第 109 条により指定された史跡は、同法第 125 条の規定により、現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為を行う場合、文化庁長官の許可を受けなくてはならない。なお、指定地は調査を目的とした発掘、または整備事業に伴う発掘が必要な場面が想定される。

② 景観保全に関する規制 (景観法・酒田市景観計画・酒田市景観条例 など)

酒田市景観計画・酒田市景観条例により、大規模な建築・工作物の新築、増築、改築又は移転、変更が外観の半分を超える修繕、模様替又は色彩の変更については、あらかじめ酒田市長に届出が必要である。

同計画・条例では「山居倉庫周辺地区」が景観形成重点地域に定められ、地域の特性を生かした景観づくりを推進することから、届出が必要な行為の基準が別に定められている。景観形成重点地域内で届出対象行為を行う場合は、市全域の景観形成基準のほか、重点地域の景観形成基準に沿ったもの(歴史や文化に調和した雰囲気があるもの)とする必要がある。

③ 土地売買に関する規制(国土利用計画法・公有地の拡大の推進に関する法律・酒田市土地利用対策要綱 など)

市内で特定の土地や一定面積以上の土地の売買等を行う際、取引の当事者は市長への届出が必要である。なお、適用される法令により、届出を要する対象面積、届出の期日(契約の事前・事後)、届出を行う者(売主・買主)が異なる。

④ 都市計画・建築行為に関する規制

(都市計画法・建築基準法・酒田市特別用途地区における建築物の制限に関する条例 など)

指定地及び周辺域地(河川区域を除く)は都市計画法による市街化区域に該当する。大規模な開発行為は、原則として都道府県知事から開発許可を受けなければならない。建築物を新築や増改築移転する場合は、建築基準法に基づき建築確認が必要である。なお、指定地(三居稲荷神社境内を除く)は大規模集客施設制限地区に指定されており、「大規模集客施設」の建築が禁じられている。

指定地及び周辺地域は、準工業地域または商業地域に区分されており、建築基準法令の規定により地域区分に応じて建物用途が制限される。新井田川対岸(右岸)は準防火地域に指定され、建築物は階数・構造・面積に応じて耐火・防火基準への適合が求められる。

⑤ 河川の利用に関する規制 (河川法)

指定地の西~北側に流れる新井田川において、河川区域内で土地の占有、工作物の新築・改築・除却、土地の掘削、盛土等の形状変更、河川保全区域内で土地の形状変更、工作物の新築・改築を行う場合は、所管の県土整備事務所長に申請し、許可を受ける必要がある。

⑥ 港湾の利用に関する規制(港湾法)

指定地対岸となる新井田川右岸は臨港地区であるため、敷地または床面積が一定を超える工場又は事業場の新設又は増築の際は、港湾管理者(山形県知事)へ届出が必要である。また、漁港区に分区され、分区の目的にあわない構築物(規制構築物)の建設や、改築又は用途の変更により規制構築物とすることが原則禁止されている。

なお、航路、道路その他知事が定める港湾施設以外の港湾施設を使用(通常使用、目的外使用、占用)する場合には、 各申請書の提出が必要である。

表 2-11 指定地における法令による規制(許可申請・届出等)

主たる法令	対象区域	内容
文化財 保護法	指定地	現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為を行う場合、文化庁長官の許可を受けなくてはならない。
景観法	市全域	「酒田市景観計画」「酒田市景観条例」により、下記地域で以下の行為を行う場合は、あらかじめ市長に届出が必要。 「山居倉庫周辺地区」は景観形成重点地域に定められ、地域の特性を生かした景観づくりを推進することから、届出が必要な行為の基準が別に定められている。
	景観計画区 域内 (市全域・ 景観形成成 点地域を除 く)	建築物 ①高さ 13 m又は建築面積が 1,000㎡を超える建築物の新築、増築、改築又は移転 ②高さ 13m 又は建築面積が 1,000㎡を超える建築物の外観を変更する修繕、模様替 又は色彩の変更で、変更面積が外観の半分を超えるもの 工作物 ①高さ 13 m又は建築面積が 1,000㎡を超える建築物の新築、増築、改築又は移転(た だし、電気供給又は電気通信のための工作物の新設、増築、改築又は移転を除く) ②高さ 13m 又は建築面積が 1,000㎡を超える建築物の外観を変更する修繕、模様替 又は色彩の変更で、変更面積が外観の半分を超えるもの(ただし、電気供給又は電 気通信のための工作物の新設、増築、改築又は移転を除く) ③高さ 20 mを超える電気供給又は電気通信のための工作物の新設、増設、改築又は移転 ④高さ 20 mを超える電気供給又は電気通信のための工作物の外観を変更する修繕、模様替又は色彩の変更で、変更面積が外観の半分を超えるもの 開発行為及び土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更 ①面積 3,000 ㎡を超えるもの ②法面又は雑壁が、高さ 5 m又は幅 30 mを超えるもの 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積 ① 30 日を超えて継続する、高さ 5 m又は面積 1,000 ㎡を超えるもの
	景観形成重 点地域内 (山居倉庫 周辺地区)	建築物 ①新築、増築、改築又は移転のうち、建築基準法第6条第1項の規定に基づき建築確認申請が必要なもの ②外観を変更する修繕、模様替え、色彩の変更で、変更面積が外観の過半に及ぶもの工作物 ①工作物の新設、増築、改築又は移転のうち、建築基準法第88条の規定に基づき建築確認申請が必要なもの又は高さ6m若しくは築造面積300㎡を超えるもの(電気供給又は電気通信のための工作物においては、高さ20mを超えるものに限る。) ②外観を変更する修繕、模様替え、色彩の変更で、変更面積が外観の過半に及ぶもの開発行為及び土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更 ①面積1,000㎡を超えるもの ②法面又は擁壁が、高さ2m又は幅10mを超えるもの 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積 ①30日を超えて継続する、高さ2m又は面積500㎡を超えるもの
国土利用計画法	市全域	市内で 1,000㎡以上の土地の売買等を行うときは、取引の当事者(売買の場合は原則として買主)は、「酒田市土地利用対策要綱」により、3 週間前までに市長への届出が必要。
	市全域	市内で次のいずれかに該当する土地の売買等を行うときは、土地の所有者(売買の場合は売主)は、「公有地の拡大の推進に関する法律」により、契約を結ぶ3週間前までに市長への届出が必要。 ①都市計画施設の区域内に所在する土地又は、各法で決定又は指定された道路・公園・河川等の区域内に所在する土地で200㎡以上の土地 ②一定面積以上の土地 (市街化区域:5,000㎡以上)(八幡都市計画区域:10,000㎡以上)

主たる法令	対象区域	内容
国土利用計画法	市全域	市内で次の土地の売買等を行ったときは、土地の権利取得者(売買の場合は買主)は、「国 土利用計画法」により、契約をした日から2週間以内に市長への届出が必要。 ・一定面積以上の土地 (市街化区域:2,000㎡以上) (市街化調整区域及び八幡都市計画区域:5,000㎡以上) (都市計画区域外:10,000㎡以上)
都市計画法建築基準法	指定地及び 周辺地域 (河川区域 を除く)	 都市計画区域 市街化区域 ① 1,000㎡以上の規模の開発行為を行おうとする者は、原則として都道府県知事から開発許可を受けなければならない。 ②建築物を新築や増改築移転(防火地域及び準防火地域外において増改築移転部分の床面積が10平方メートル以内のものを除く)をしようとする者は、特定行政庁または指定確認検査機関に申請して建築確認を受けなければならない。
	指定地 (三居稲荷 神社境内を 除く)	特別用途地区 大規模集客施設制限地区 「酒田市特別用途地区における建築物の制限に関する条例」に基づき、特別用途地区 内において、建築基準法別表第二(わ)項に掲げる「大規模集客施設」を建築しては ならない。 ※条例が施行された時点において、条例(特別用途地区)の制限に適合しなくなった 建築物(既存不適格建築)は不適合のまま存続することができる。また、増築及び 改築については、諸条件に該当する場合は実施可能。
	新井田川対岸(右岸)	準防火地域 3 階建て以上、または延べ床面積が 500㎡を越える建物は、耐火建築物または準耐火 建築物としなければならない。 2 階建てまでの木造の場合は、外壁や軒裏など延焼のおそれのある部分は防火基準に 適合する建材や構造にしなければならない。
		指定地及び周辺地域は下記の区分で用途地域が定められており、用途の制限に関する規制は、主に建築基準法令の規定による。 三居稲荷神社境内を除く指定範囲:準工業地域(建ペい率:60% / 容積率 200%) 三居稲荷神社境内及び隣接地 :商業地域(建ペい率:80% / 容積率 400%) 新井田川対岸(右岸) :商業地域(建ペい率:80% / 容積率 400%)
河川法	新井田川	次の場合には、河川法により、所管の県土整備事務所長に申請し、許可を受ける必要がある。 ①河川区域内の土地を占用する場合 ②河川区域内で工作物の新築・改築・除却をする場合 ③河川区域内で土地の掘削、盛土等の形状変更をする場合 ④河川保全区域内で土地の形状変更、工作物の新築・改築をする場合
港湾法	新井田川対岸(右岸)	臨港地区 臨港地区内で敷地面積が 5,000㎡以上又は床面積の合計が 2,500㎡以上の工場又は事業場を新設又は増築するとき等には、港湾管理者(山形県知事)へ届出が必要。 漁港区 「山形県が管理する港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例」により漁港区に分区。分区の目的にあわない構築物(規制構築物)の建設や、改築又は用途の変更により規制構築物とすることを禁止している。ただし、公益上その他特別の事情によりやむを得ないと認められる場合には、特例許可により建設等が可能。 港湾施設の使用 航路、道路その他知事が定める港湾施設以外の港湾施設を使用(通常使用、目的外使用、占用)する場合には、各申請書の提出が必要。

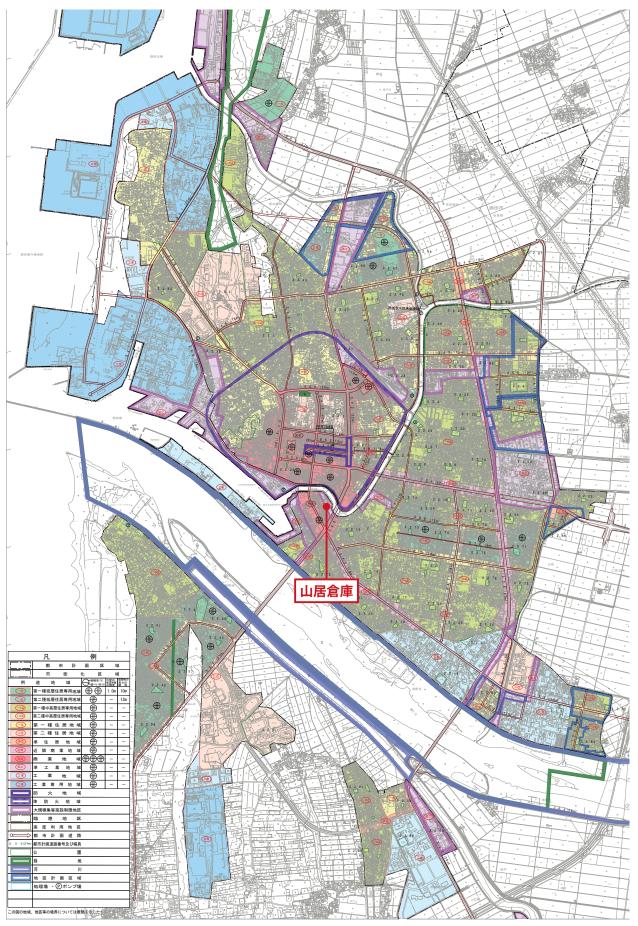


図 2-8 酒田都市計画図(抜粋)

D) 既往の現状変更

酒田市に記録される既往の現状変更を表 2-12 に示す。

表 2-12 既往の現状変更

許可日	現状変更の理由	内容及び実施の方法
令和 4 年 (2022) 3 月 18 日	令和4年2月14日に土日の気温上昇と雨で下屋屋根の雪が軒先に滑り落ち局所的に大きな荷重がかかったためと推定される原因で、山居倉庫3号棟と4号棟の下屋軒先部分が積雪の重みで破損しました。山居倉庫3号棟の破損部分は、8.8 mで、軒下部分の一部3.3 mは崩れました。山居倉庫4号棟の破損部分は、8 mで、すべて波打っている状態です。現在これ以上崩壊しないように支え棒を設置し、応急処置を行っていますが、あくまでも応急措置であり、強風などにより、周辺の軒下の崩壊などが懸念され、来場者への安全とさらなる建物へ被害を避けるためにも早急な復旧工事が必要です。	復旧工事について ○垂木は、目視で3号棟25本くらい、4号棟10本 くらい面戸から折れている。折れていない垂木を 確認したところ、これまでの修繕跡がないことか ら創建当初のものと考えられる。できるだけ創建 当初の部材を残すために、途中で切って部分交換 を行います。 道路側から2番目の母屋の垂木と1番目の母屋の 垂木から交互に新材で継いでいきます。また、外 部分については、防腐処理して周囲の垂木と調和 を合わせます。 ○野地板については、3号棟の崩壊した部分につい ては、これまでより厚い新材を使用する。また、 3号棟・4号棟の波打っている箇所の野地板は、 現在の野地板にはそのまま利用します。 ○屋根については、野地板、ルーフィング、瓦葺き として軽量化を図る。 ○淀木は、これまで3尺だったものを9尺と長い物 で造り、全体でもたせる。 ○割れてしまった2枚の瓦については、数年前に軒 先が崩壊したために、一部を新しい瓦に7~10 号棟にある古い瓦を利用します。

第3章 史跡の本質的価値

1. 山居倉庫の本質的価値

国史跡山居倉庫は、米穀の自由取引が行われていた明治時代に建てられた倉庫棟や管理施設などの建物群が良好に残り、しかも戦後まで一貫して米穀管理倉庫として使用され続けている。加えて、創建当初の入庫米輸送ルートとして利用された新井田川と、倉庫建設のために造成された敷地も含めた景観が残る全国的にも貴重な存在である。

我が国における近代化の過程の中で誕生した山居倉庫には、2つの本質的価値と、本質的価値を継承する価値があり、 それらについて詳述する。

本質的価値1

・庄内地域の米作の歴史における価値

庄内の米作は、江戸時代初頭に始まる大規模な灌漑工事によって各地に新田が誕生し、飛躍的に作付面積が増加している。そしてこの段階ですでに全国的な米産地として知られており、上方などに多くの米が移送されていた。江戸時代後半には、地主層による土地集積が進み地主・小作制が進展していった。明治時代になると小作料を米で受け取る地主層を中心に、さらなる収量の増加を企図した乾田化及び牛馬耕の導入、耕地整理が大規模に進められ、明治中期以降には収量と移出米が、江戸時代に比べ大幅に増加した。

また庄内の農村では、明治以降も封建制社会の遺風が根強く残っていたが、このことにも山居倉庫の存在は大きく影響した。旧荘内藩主酒井氏と旧家臣らが酒田米穀取引所の運営に関わり、特に米の等級を決める検査員を士族層が取り仕切ることによって、山居倉庫の厳格な品質管理は維持されていた。倉庫群の西側に鎮座する三居稲荷神社は、酒井氏の本邸から遷座したものであるが、これも山居倉庫と酒井家の結びつきを示す存在といえる。山居倉庫への入庫に際して等級審査が実施され、その結果が小作料にも反映されたため、庄内の農民たちは、高い品質の米を生産することが求められたのである。

以上のように、近代の庄内の米作において、山居倉庫は米の収量増と品質向上に大きな役割を果たしていた。山居 倉庫は庄内の農業史にとって欠くことのできない存在といえる。

本質的価値2

・我が国近現代の米穀流通の歴史にとっての価値

江戸時代には、社会の安定と米の生産量が増えたことに伴い、商業の中心地であり、かつ大消費地であった大坂に全国の産地から米が運ばれた。これらの米は長期保管のため建ち並んでいた各藩の蔵に保管された。そして享保年間には、大坂堂島米市場で行われていた帖合米取引が幕府によって公認されたが、これは世界的にも最初期の先物取引であり、江戸時代を通じて活発な米の取引が行われていた。

しかし明治維新後、年貢物納が廃止となり、厳格な米の品質管理が行われなくなったことと新政府による米穀取引制度の混乱などにより、市場には粗悪米が多く流通することになった。庄内から移出されていた米も、江戸時代以来の市場における声価を失うことになった。

その後、明治中期頃にかけて国内の米穀取引に関する制度が整っていく。このような状況の中で、明治 26 年(1893)の取引所法制定に合わせて発足した株式会社酒田米穀取引所の付属倉庫として、山居倉庫は建設されたのである。庄内では江戸時代以来、大規模な米蔵による保管が行われており、山居倉庫はその伝統を引き継ぐ存在といえる。米の自由取引が行われていた時代、米の価格は季節による変動が大きく、最も高くなる時期(夏季)まで高品質を維持し

続けられることが重要であった。米価が最も高くなる時期に市場へ出すことで、大きな利益を得られるためである。 この品質維持のために最も重要な存在が、米穀を保管するための倉庫である。

建築の特徴に目を向けると、各建物群は後代の改変も一部に見られるが、建築当初の形態をよく留めている。土蔵造の置屋根形式の倉庫建物は、保管米の品質維持に特化したものであり、また周囲を囲むように植えられたケヤキもその役割を担っていた。さらに板倉や事務所施設、研究棟、荷揚げ場といった諸施設も、米穀保管のためには不可欠な存在である。

山居倉庫では、預米に対し米券を発行したことから、米券倉庫とも称されていた。米券とは、入庫米に対して倉庫側が発行した預米証券(倉荷証券)のことをいう。山居倉庫の米券は、全国各地に存在した米券倉庫の中でも、最も有名かつ高い信用を得ていた。大正年間に山居倉庫が日本銀行の指定倉庫となったことがそれを裏付けている。大正期から昭和初期には、庄内では収量の増加とそれに伴う移出米の増加に対応するため、各地に山居倉庫の支庫も建設され、自由取引時代の全盛期を迎えることとなる。

しかし昭和期に入ると、米は商品として自由に取引されるものから、大陸への進出などに伴う軍需物資・国民生活 の必需品として国家により生産流通が管理・統制されるものへと大きく変化したのである。山居倉庫も、この近代日 本が直面した歴史的転換期に米券倉庫としての役割を終えることになる。

以上のような米穀流通の歴史的経緯の中で、山居倉庫は我が国を代表する米券倉庫であった。また倉庫などの建物 群やケヤキなど米券倉庫時代の姿も良好に残っており、これらは日本の近代化の歴史において大きな価値を有してい る。

本質的価値を継承する価値

・戦後庄内農業に与えた影響とその価値

戦後の山居倉庫は、米券倉庫時代に培われた収量・品質向上のための施設と技術を受け継ぎ、さらなる品質の維持向上に資する場所となった。その過程で、明治期に建築された建物群は新たな設備が加えられながら使い続けられており、現在の庄内が全国有数の良質米産地として知られるようになったことに大きな役割を担っていた。その後、昭和50年代になると農業の機械化・大規模化により収穫した米の保管の中心はカントリーエレベーターや大規模倉庫へと移っていき、山居倉庫の米穀保管施設としての役割は相対的に小さくなっていったが、庄内米と米作の歴史にとっては、最も象徴的な場所といえる。戦後における山居倉庫は、その本質的価値を継承する存在として位置付けることができる。

・山居倉庫が持つ価値の多様性

山居倉庫は、平成期以降には、酒田市内で最も多くの観光客が訪れる場所にもなっている。ドラマのロケ地になったことやケヤキ並木と倉庫群を写した写真・映像が巷間に広まり、現在の酒田を代表する場所となったのである。現在は、明治期から続く米穀保管倉庫としての存在と多くの人々が訪れる観光地としての姿が重なり合っている。これは、戦後の山居倉庫が生み出した本質的価値を継承する価値の一つであり、価値の多様性を示している。創建当時以来の景観が良好に残っていることが、この価値の多様性にとって最も重要な要素となっている。

2. 構成要素の特定

(1) 構成要素の定義

山居倉庫は、米穀の舟運に関する運搬及び周辺の自然景観、山居倉庫創建時に行われた土地造成の遺構、米穀保管 倉庫の運営に関わる建造物・工作物、保管された米穀を強風・日照から保護するための樹木など、様々な要素によっ て構成されている。

これら山居倉庫の指定地及び周辺地域にあって歴史的景観を構成するもの、史跡の文化財価値・歴史的景観を理解するためのもの、また、理解を深めるためのもの、文化財の保護・維持・活用に際して付加・整備された諸施設・設備などについては、山居倉庫の構成要素と位置づけ、それぞれの価値に応じた保存管理・活用整備等に取り組む。

(2) 構成要素の分類

山居倉庫の構成要素は、大きく以下の5点に分類した。

【指定地内】 ① 本質的価値を構成する諸要素

- ② 本質敵価値を継承する諸要素
- ③ 本質的価値以外の諸要素
- ④ 付加・整備された諸要素

【指定地外】 ⑤ 周辺環境を構成する諸要素

①本質的価値を構成する諸要素

史跡山居倉庫の本質的価値を理解・享受するために必要不可欠な諸要素を「本質的価値を構成する諸要素」と位置づけ、文化財として厳密な保存管理を行う。

「本質的価値を構成する諸要素」は、山居倉庫の構成要素の中で、昭和 14 年 (1939) の「米穀配給統制法」の発布 (米券倉庫としての終焉) 以前に成立し、かつ、次のいずれかに該当するものとする。

- ・敷地や土地造成の歴史・変遷を示すもの
- ・米穀保管倉庫としての歴史・変遷を示すもの
- ・米穀保管倉庫の運営に欠かせないもの
- ・指定地の歴史的景観の変遷を示すもの

本質的価値の象徴的な部分は、保管された米穀を災害・犯罪から守るとともに、品質低下を防ぐために行われた敷地の選択・造成、様々な建築技術や環境整備にあるといえ、具体的には、山居倉庫創建以来の敷地、創建時に行われた敷地造成の遺構、米穀保管倉庫及び運営に欠かせない諸施設、創建以降の敷地変遷を示す工作物、保管された米穀を強風・日照から保護するための樹木、事務所等の諸施設と一体で整備された庭園、米穀を山居倉庫へ運搬した舟運の歴史をあらわす新井田川の河川・護岸などが挙げられる。

② 本質的価値を継承する諸要素

戦後、庄内地方が全国有数の良質米産地となり、山居倉庫は米券倉庫時代の施設・技術を受け継ぎ、庄内米を高い 品質で維持・保管するための倉庫として現在まで存続し続けてきた。これにより、山居倉庫は明治時代以来の庄内米 と米作を象徴する場所という新たな価値を持つようになった。

このため、昭和14年(1939)の「米穀配給統制法」の発布(米券倉庫としての終焉)以後の歴史的景観の変遷を示す諸要素については、「本質的価値を継承する諸要素」と位置づけ、山居倉庫の文化財価値の理解を深めるための諸要素として保存管理を行う。

③ 本質的価値以外の諸要素

本質的価値に関わらない諸要素で、山居倉庫の本質的価値の理解を補完する諸要素、現在の山居倉庫の景観を構成する諸要素を「本質的価値以外の諸要素」と位置づける。具体的には、旧木橋を再現した山居橋、最上川舟運の物資輸送を担った小鵜飼船(復元)及び覆屋、指定地の自然環境を構成する実生木などが挙げられる。

④ 付加・整備された諸要素

指定地内に所在する諸要素のうち、山居倉庫の保護・維持・活用等に関連して後世に付加・整備された諸要素を「付

加・整備された諸要素」と位置づける。具体的には、来訪者の利便性や安全性を確保するために整備された舗装・工作物・ 設備類、観光等の活用事業に向けて設置された建造物・サイン・便益施設、防災設備などが挙げられる。

⑤周辺環境を構成する諸要素

指定地外にあって、史跡の歴史的景観と一体的に保全すべき諸要素、または、史跡の活用において、改善・整備が 想定される諸要素を「周辺環境を構成する諸要素」と位置づける。

表 3-1 構成要素一覧表

				☆ 3-1 個/
大分類	小分類	No.	大項目	小項目
	土地・地形	1	土地	
		2		地下遺構
		3	三居稲荷神社	境内(土地)
		4		参道
		5	西面石垣	北側(空積)
		6		南側(練積)
	建造物	7	倉庫群	1号棟
		8		2号棟
		9		3号棟
		10		4号棟
		11		5号棟
		12		6号棟
		13		7号棟
本		14		8号棟
的		15		9号棟
価値		16		10 号棟
を 世		17		11 号棟
成		18		12 号棟
する		19		倉庫 - 荷揚場間渡り廊下跡
本質的価値を構成する諸要素		20	三居稲荷神社	社殿(本殿・拝殿)
安素		21	事務所棟	
		22	事務所棟 - :	倉庫渡り廊下
		23	東宮殿下行	啓記念研究室
		24	板倉	
		25	赤場	
	工作物	26	三居稲荷神社	鳥居
		27		社標
		28		燈籠 1
		29		燈籠 2
		30		燈籠 3
		31		玉垣
		32		西面石段
		33	事務所棟	庭板塀
		34	敷地境界	柵(敷地北端)

大分類	小分類	No.	大項目	小項目	
	庭園・樹木	35	ケヤキ並木	ケヤキ	
本質		36	三居稲荷神社	境内樹木(マツ類)	
本質的価値を構成する諸要素		37	事務所棟	和室南庭園	
		38		和室東中庭	
 を 		39		裏庭	
成成	河川・護岸	40	新井田川		
する		41	新井田川護岸	法面石垣	
諸		42		護岸根固め・松杭	
安素		43	荷揚場	北側	
		44		南側	

大分類	小分類	No.	大項目	小項目
	土地・地形	45	倉庫群	雨落ち側溝
		46	敷地境界	土留壁(西面・三居稲荷神社三方)
	建造物	47	三居稲荷神社	手水舎
本	工作物	48	三居稲荷神社	北面石段
質		49		幟立て
価		50	藤棚(事務所棟西面)	
本質的価値を継承する諸要素	庭園・樹木	51	ケヤキ並木	切株
継		52	個別樹木	イチョウ(5号棟-6号棟間)
すす		53		フジ・マツ類 (事務所棟西面)
る		54		スギ(事務所棟西面)
要		55		アオギリ(研究室西面)
素		56		マツ類(板倉西面)
		57	緑地公園	樹木(マツ類)
	河川・護岸	58	新井田川護岸	法面石垣(モルタル補修済)
	看板・サイン	59	看板・サイン	倉庫番号看板

大分類	小分類	No.	大項目	小項目	
以本	建造物	60	山居橋		
の質		61	小鵜飼船覆屋		
諸一種	工作物	62	小鵜飼船		
素値	庭園・樹木	63	実生木		

大分類	小分類	No.	大項目	小項目		
八刀块	土地・地形		舗装	7 次日		
		65	 観光駐車場			
		66	遊歩道(石			
		67	12 号棟脇石 緑地公園			
	建造物	68 69				
	建坦彻	70	みどりの里山居館 駐輪場・喫煙所			
		71	公衆便所			
	 工作物	72	新井田川手摺	人 制		
	IFT//J	73	제开띠기기기	鋼製		
		74		フェンス		
		75	五葉箱 百葉箱			
	 庭園・樹木					
		77	生垣	 西面石垣上		
		78	工型	東面護岸上		
	 看板・サイン	-	 看板・サイン			
		80	1911/0 / 1 /	解説板		
		81		保存樹表示板		
		82		誘導看板		
付加		83		観光マップ・観光案内		
市行		84		デジタルサイネージ		
・整備された諸要素		85		顔出しパネル		
され		86		注意喚起板		
たき		87		危険物標識		
要		88		街区表示板		
素		89				
	便益施設	90	自動販売機			
		91	12 号棟脇手	≟摺・車止め		
		92	車止め	1号棟脇		
		93		12 号棟脇		
		94	オープンテラス	デッキ		
		95		テーブル・ベンチ		
		96	ベンチ	石造		
		97		木造		
		98	緑地公園	ベンチ(樹脂製)		
	電気・照明設備	99	電気・照明器具	街灯(山居橋袂)		
		100		夜間照明・ライトアップ用照明		
		101		制御盤		
	機械設備	102	屋外機械類	クーリングタワー		
		103		空調室外機		
	燃料	104	燃料置場	プロパンガスボンベ		
		105		灯油タンク		
	防災設備	106	消火栓			
		107	消火器具置	場		

大分類	小分類	No.	大項目	小項目
周	工作物	108	新井田川手摺	木製
辺環	河川・護岸	109	新井田川護岸	法面石垣
境		110		護岸根固め・松杭
横		111		石段
成古		112		右岸護岸
3	看板・サイン	113	道路誘導標	識
周辺環境を構成する諸要素	便益施設	114	バス停	
素	電気・照明設備	115	電気・照明器具	引込柱

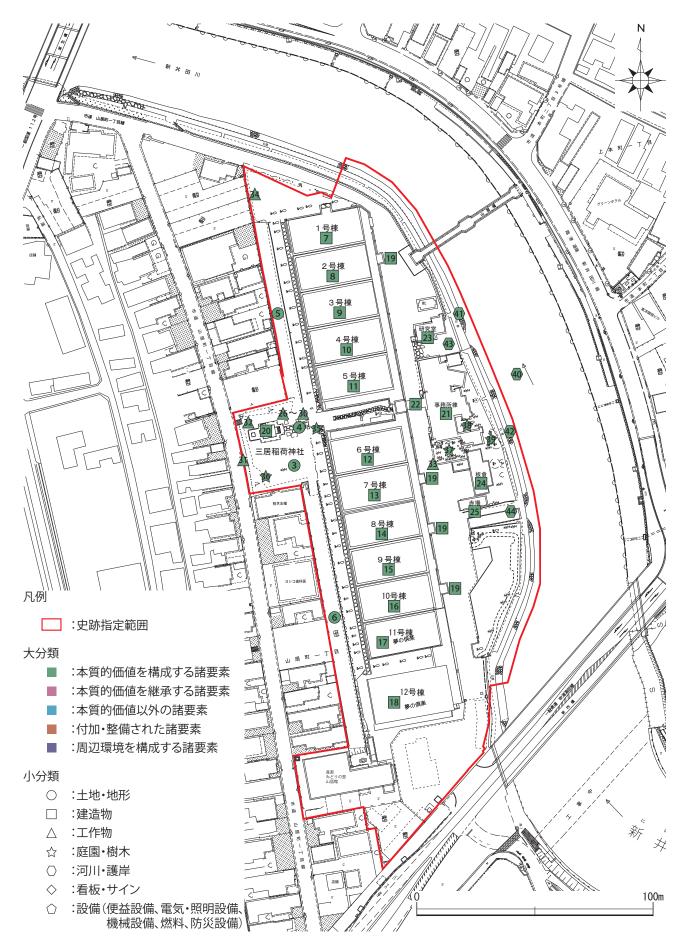


図 3-1 本質的価値を構成する諸要素 位置図

諸要素の概要(本質的価値を構成する諸要素)

No. 大項目/小項目【※第3章 構成要素一覧参照】 地下遺構 土地 写真 山居倉庫の創建当初、約 3.6 mの盛土 | 敷地内建物の変遷に伴い、地下に前身 が行われたとされ、発掘調査により証 | 建物の地下遺構が残されている。一部 明されている。 発掘調査を実施した。 倉庫群周辺の地盤面は、観光駐車場~ 盛土の痕跡等は確認されているが、建 構成要素の概要 倉庫群東側がアスファルト舗装、西側│物遺構の明確な確認に至っていない。 ※概要は令和3年度調査時点 が表土あらわし主体とする。 三居稲荷神社/境内(土地) 三居稲荷神社/参道 西面石垣/北側(空積) 4 5 山居倉庫西背面に張り出すように位置 両側面を縁石とし、参道面はモルタル 創建当初の敷地造成を示す遺構。空積 する。戦後、周囲の区画整理事業によ|塗り洗い出し仕上げとする。縁石に若|のため、旧来の仕様を示すものと考え り敷地の西半分が失われている。 干の乱れが確認できるが、モルタル面 られる。 境内の北側に寄って社殿が配され、南に目視できる破損は見られない。 石積に乱れが生じている。 側過半は雑草地となる。 西面石垣/北側(練積) 倉庫群/2号棟 倉庫群/1号棟



創建当初の敷地造成を示す遺構。練積|明治 28 年(1895)建築。 昭和 60 年|明治 26 年(1893)建築。非公開。 のため、後年の改修が窺える。

安定した状態と見受けられる。



目地の抜け等は見受けられず、比較的┃して活用・公開。本来の構造・意匠を┃び妻面開口部に断熱材を吹き付ける。 見せ、倉庫としての大空間を維持しな | 明治 27 年 (1894) の庄内地震後、内 がら、展示什器を設置しており、文化一部に大筋違を後付けした。 財としての活用に配慮している。

> 現存倉庫で唯一、天窓の痕跡を確認で きる。



(1985) 以降「庄内米歴史資料館」と 内部は不使用(備品置場)。屋根面及

9 倉庫群/3号棟

10 倉庫群/4号棟

11 倉庫群/5号棟



明治 26 年(1893)建築。非公開。 内部は不使用(備品置場)。屋根面(母 屋間)にボード張り(断熱パネル)を 施す。妻面・妻面開口部に断熱材を吹

明治 27 年(1894)の庄内地震後、内部に大筋違を後付けした。



明治 26 年(1893)建築。非公開。 内部は不使用(備品置場)。屋根面(母 屋間)にボード張り(断熱パネル)を 施す。内壁は合板張り。土台廻り、棟 木周辺、妻面・妻面開口部等に断熱材 を吹き付ける。

明治 27 年(1894)の庄内地震後、内部に大筋違を後付けした。



明治 26 年(1893)建築。非公開。 内部は不使用(備品置場)。内部屋根面・ 壁面全てに断熱材を吹き付ける。 明治 27 年(1894)の庄内地震後、内 部に大筋違を後付けした。

大正4年(1915)の三居稲荷神社本 殿整備以後、南面下屋が設けられた。

12 倉庫群/6号棟

き付ける。

13 倉庫群/7号棟

14 倉庫群/8号棟



明治 26 年(1893)建築。非公開。 備蓄米保管。内部屋根面・壁面全てに 断熱材を吹き付ける。

明治 27 年(1894)の庄内地震後、内部に大筋違を後付けした。

大正4年(1915)の三居稲荷神社本 殿整備以後、北面下屋が設けられた。



明治 26 年(1893)建築。非公開。 備蓄米保管。内部屋根面・壁面全てに 断熱材を吹き付ける。

明治 27 年(1894)の庄内地震後、内部に大筋違を後付けした。



明治 27 年(1894) 建築。非公開。 備蓄米保管。内部屋根面・壁面全てに 断熱材を吹き付ける。

明治 27 年(1894)の庄内地震後、内部に大筋違を後付けした。

庄内地震において蔵前と置屋根が大破 したため、この後に整備が行われた。

15 倉庫群/9号棟

16 倉庫群/10号棟

17 倉庫群/11号棟



明治 27 年(1894)建築。非公開。 備蓄米保管。内部屋根面・壁面全てに 断熱材を吹き付ける。

明治 27 年(1894)の庄内地震後、内部に大筋違を後付けした。

庄内地震において蔵前と置屋根が大破 したため、この後に整備が行われた。



明治 27 年(1894) 建築。非公開。 内部は不使用(備品置場)。屋根面及 び妻面・妻面開口部に断熱材を吹き付 ける。

明治 27 年(1894)の庄内地震後、内 部に大筋違を後付けした。

庄内地震において蔵前と置屋根が大破 したため、この後に整備が行われた。



明治28年(1895)建築。平成16年(2004)以降、観光物産館「酒田夢の 倶楽」として改築、倉庫本体を「ミュージアム華の館」、下屋部分をお土産品 コーナー「幸の館」として活用する。 本来の構造を見せ、倉庫としての大空間を維持しながら、構造補強や展示・ 販売の什器等の設置を行っている。

倉庫群/12号棟

19 倉庫群/倉庫 - 荷揚場間渡り廊下跡

三居稲荷神社/社殿(本殿•拝殿) 20







大正 5 年(1916) 建築。平成 16 年 かつて倉庫下屋(東面) に荷揚場と倉 ラン「芳香亭」、軽食販売店、便所、一存する。 管理者事務所、下屋部分をお土産品 建物から大きく迫り出した状態で残さ コーナー「幸の館」として活用する。 本来の構造を見せながら、構造補強や 店舗什器等の設置を行っている。

(2004) 以降、観光物産館「酒田夢の│庫を繋ぐ渡り廊下を設けていた。現状│は大正4年(1915)建築。本殿基壇 倶楽」として改築、倉庫本体をレスト|は、切断・撤去され倉庫側の一部が現|は練石積。戦後、周囲の区画整理事業

> れており、木造としては柱で支えられ ていない範囲が長く、地震時の崩落等 が懸念される。

拝殿は明治27年(1894)建築、本殿 により東に 45m 程、南に 6 m 程の移 動を受けている。

本殿基壇の目地材が一部失われてい る。拝殿、本殿共に土台・柱・縁束の 脚部付近に著しい腐食が確認される。

21 事務所棟

22 事務所棟 - 倉庫渡り廊下

23 東宮殿下行啓記念研究室







明治26年(1893) 当時の休憩室を主 た姿を残す。事務所・資料室をはじめ、一両が通行するため、中間には柱が立た 各所に改修の形跡も見て取れるが、全 体として山居倉庫の管理を担った事務 所建築が良好な状態で保存されてい る。非公開。

事務所棟正面と倉庫(5号棟-6号棟 体に、昭和時代初期に至る増築を重ね一間)を繋ぐ木造の渡り廊下。下部を車 ない。

> |木造としては柱で支えられていない範|吹付とする。内部は洋風意匠でまとめ 囲が長く、地震時の崩落等に注意を要 する。雨樋の無い範囲がある。

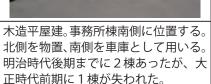
前身建物は大正15年(1926)に平屋 建で建築、昭和9年(1934)に木造 二階建の現研究室が建築された。外壁 は一階が下見板張り、二階がモルタル られている。春~秋にかけて新井田川 護岸のツタが、当該建物の二階外壁や 軒に繁茂する。

24 板倉

25 赤場

三居稲荷神社/鳥居





れた。

朽が見受けられる。



木造平屋建。板倉の南側に位置する。 |昭和時代初期までに建築されたもの|ンクリート製、人造石塗り洗い出し仕 で、当初は物置などの用途であった。 現状は西側下屋に土間・流しを配し、 空地では皇族を迎える式典なども行わる本屋は西側が板床の上に茣蓙敷、東側 は背面から用いる土間の物置とする。 軒樋が無く、外壁竪板張りの下部に腐 外壁の腐朽、屋根金属板葺の錆・波打 ち等、経年劣化が見受けられる。



三居稲荷神社参道に位置する。鉄筋コ 上げ。

三居稲荷神社/社標

28 三居稲荷神社/燈籠1

29 三居稲荷神社/燈籠2



参道北脇に位置する。石造。石柱と丸 鋼による柵で囲まれる。

「三居稲荷神社」

「御大典記念 昭和三年十一月十日」 「伯爵酒井忠良謹書」

「石工齋藤多市刻」

周囲を囲う柵の丸鋼に錆が見られる。



最東側に位置する。2基1組。石造。 「大正十三年四月吉日」 局所的な角欠が見られる。



鳥居西側に位置する。2基1組。石造。 局所的な角欠が見られる。 基礎部に乱れが見られる。

30 三居稲荷神社/燈籠3

三居稲荷神社/玉垣

32 三居稲荷神社/西面石段



3組の灯籠の中で最も西側に位置す る。2基1組。石造。 局所的な角欠が見られる。



三居稲荷神社境内西面の敷地境界に設 置される。鉄筋コンクリート製(親柱 段。市道山居町一丁目線との昇降に用 のみ人造石塗り洗い出し仕上げ)。 各所に鉄筋の錆膨張と、これに伴うコ ンクリートの爆裂が見られる。



神社境内の西面北端に設けられた石 いる。両脇袖壁は敷地境界の土留壁と 一体で、階段部のみ石造とする。 石段上面の摩耗、角欠等が見られる。

事務所棟/庭板塀

敷地境界/柵(敷地北端)

ケヤキ並木/ケヤキ



事務所棟(和室)の南庭園を囲う板塀。 鉄筋コンクリート柱に木造の屋根・外 壁を施す。

各所に破損・劣化(屋根板金の錆、柱 各所に錆が見受けられる。 鉄筋の錆膨張)が見られる。



1号棟北側・指定地境界に鉄筋コンク



明治26年(1893)の山居倉庫建築と リート柱と丸鋼による柵が設置され | ほぼ同時期に、倉庫を風と日差しから 守るため、海側に植栽された。

> 1号棟から11号棟を「コ」の字に囲う。 平成8年(1996)の調査時には倉庫 東側の1本も含めて40本が生育して いたが、現在までに3本が失われてい

三居稲荷神社/境内樹木(マツ類) 37 事務所棟/和室南庭園



三居稲荷神社境内の周囲にマツ林が形 成される。

松かさ、松葉の落下が著しい。建物周 | たマツ類等で構成される。 辺・屋根面への堆積によって、社殿木 松かさ、松葉の落下が著しい。雑草の 部の腐食を招いている。



事務所棟(和室)南に位置する板塀に 囲まれた庭園。芝庭、樹形が整えられ

繁茂が見られる。

事務所棟/和室東中庭 38



事務所棟(和室)東側に位置する。苔 庭、モミジ等の植栽で庭園としての体 裁を整える。

庭園内の落葉、裏庭の松葉の堆積や吹 き溜まりが見られる。周辺樹木の樹高 が大きく、建物周辺・屋根面へ堆積し、 腐葉土化による木部の腐朽や樋の機能 不全を招く恐れがある。

39 事務所棟/裏庭

40 新井田川

41 新井田川護岸/法面石垣



事務所棟東側に位置する。新井田川に 沿って生垣を配し、マツ類の大木を主 体とする。一部に飛石を配する。

松かさ、松葉の落下が著しい。マツ類 | 倉庫東面の道路から荷揚場を介して川 | ツタや雑草が繁茂し、法面石垣の隙間・ の樹高が大きく、建物周辺・屋根面へ の堆積によって、木部の腐食や樋の機 能不全を招く恐れがある。雑草の繁茂 が見られる。



山形県が管理する二級河川。史跡地側 (左岸)の護岸は酒田市の管理、対岸(右 岸)は港湾管理となる。

岸へ至ることが可能となっている。



東宮殿下行啓記念研究室東面から指定 地北側の実生橋南袂まで、法面石垣が 旧来の状態で残されている。

亀裂等を広げる恐れがある。

42 新井田川護岸/護岸根固め・松杭

荷揚場/北側 43

荷揚場/南側



護岸根固めは指定地南側の新内橋南袂 から指定地北側の実生橋南袂まで石敷 | 揚場の遺構。指定地の南北に各1箇所 | 揚場の遺構。指定地の南北に各1箇所 の状態で残されている。根固め先端に┃設けられ、北側のものは事務所棟と東┃設けられ、南側のものは赤場南側に位 は松杭が並ぶ。

松杭上端に腐食が見られる。



新井田川から倉庫へ米を運び入れた荷 宮殿下行啓記念研究室の間に位置す る。倉庫東面の道路から荷揚場を介し て川岸へ至ることが可能であるが、現 在はバリケードによって立入制限をる。 行っている。



|新井田川から倉庫へ米を運び入れた荷 置する。南側荷揚場には小鵜飼船・覆 屋が設置される。

傾斜路側面の石垣に乱れが生じてい

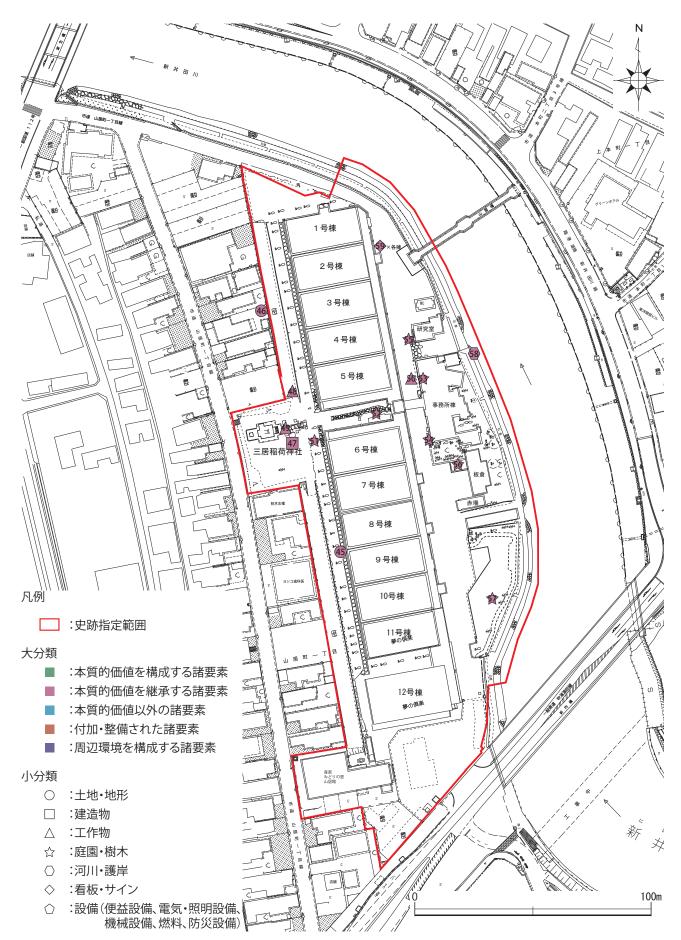
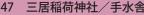


図 3-2 本質的価値を継承する諸要素 位置図

諸要素の概要(本質的価値を継承する諸要素)

倉庫群/雨落ち側溝

46 敷地境界/土留壁(西面・三居稲荷神社三方) 47 三居稲荷神社/手水舎











を供える。箇所により巾や深さの仕様 の敷地境界に設置される。コンクリー する。 が異なる。その他はコンクリート製蓋 ト製。 付側溝。屋根面の雨水は雨樋で集水し、 側溝へ流す。

ケヤキ並木等の落葉が溜まり、清掃の 徹底が必要である。

| 指定地西面北端から三居稲荷神社まで | 木造。三居稲荷神社参道の南面に位置

48 三居稲荷神社/北面石段

49 三居稲荷神社/幟立て

50 藤棚 (事務所棟西面)











れた石段。両脇袖壁等は無く、傾斜地 │(合計4本) 設置。鉄筋コンクリート │ 藤棚。柱はコンクリート製、棚は鉄骨

鉄骨製の棚に錆が見受けられる。

51 ケヤキ並木/切株

に割石が段状に並べられる。

52 個別樹木/イチョウ(5号棟-6号棟間) 53 個別樹木/フジ・マツ類(事務所棟西面)



枯死等の理由によって、伐採したケヤ キの切株が点在する。



5号棟-6号棟の間に立つ。 ていない。

落葉が近接建物の建物周辺・屋根面へ 堆積し、腐葉土化による木部の腐朽や 樋の機能不全を招く恐れがある。



事務所棟西面に立つ。

植栽に関する歴史的背景が明確になっ|植栽に関する歴史的背景が明確になっ ていない。

> 落葉が近接建物の建物周辺・屋根面へ 堆積し、腐葉土化による木部の腐朽や 樋の機能不全を招く恐れがある。

個別樹木/スギ(事務所棟西面) 55 個別樹木/アオギリ (研究室西面) 56 個別樹木/マツ類(板倉西面)



事務所棟西面南端に立つ。幹が事務所 棟の便所屋根と干渉する。

植栽に関する歴史的背景が明確になっ様栽に関する歴史的背景が明確になっ ていない。

落葉が近接建物の建物周辺・屋根面へ 堆積し、腐葉土化による木部の腐朽や 樋の機能不全を招く恐れがある。



東宮殿下行啓記念研究室西面南端に立

ていない。

落葉が近接建物の建物周辺・屋根面へ 堆積し、腐葉土化による木部の腐朽や 樋の機能不全を招く恐れがある。



板倉の西面南端に立つ。

植栽に関する歴史的背景が明確になっ ていない。

落葉が近接建物の建物周辺・屋根面へ 堆積し、腐葉土化による木部の腐朽や 樋の機能不全を招く恐れがある。

57 緑地公園/樹木(マツ類) 58 新井田川護岸/法面石垣(モルタル補修済) 59 倉庫群/倉庫番号看板



緑地公園内の樹木。マツ類が中心とな

松かさ、松葉の落下が著しい。



| 東宮殿下行啓記念研究室東面から指定 | 角倉庫の東面に設置される番号札。鉄 地南側の新内橋南袂までは、新井田川一板に番号が塗装される。 護岸の法面がモルタルによって補修が「各所に錆が見受けられる。 行われ、旧来の法面石垣が見られない。 ツタや雑草が繁茂する。



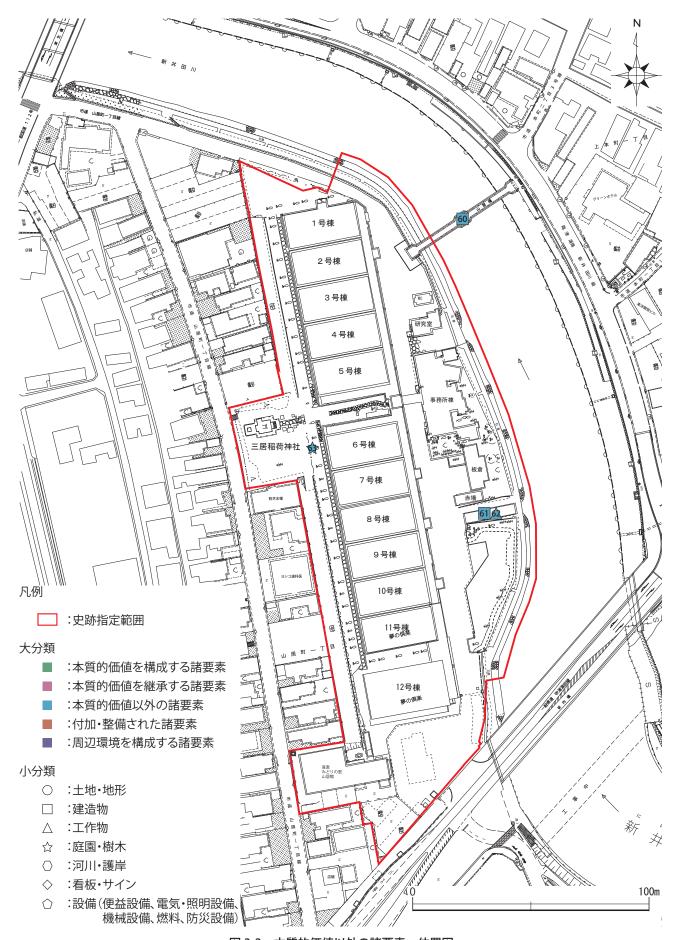


図 3-3 本質的価値以外の諸要素 位置図

諸要素の概要(本質的価値以外の諸要素)

No. 大項目/小項目【※第3章 構成要素一覧参照】 60 山居橋 61 小鵜飼船覆屋 写真 指定地と新井田川対岸を繋ぐ歩道橋。 南側荷揚場に設置された小鵜飼船を保 昭和34年(1959)まで同位置に木橋|護する覆屋。 が架かり、平成5年(1993)に現在|屋根に床組材の腐蝕、屋根の波打ち等 の鋼桁木装橋(ヒバ)が建造された。 の劣化が見受けられる。 構成要素の概要 木材保護塗料に劣化が見受けられる。 ※概要は令和3年度調査時点 62 小鵜飼船 63 実生木



最上川舟運において物資輸送を行った 船(復元)が南側荷揚場に屋外展示さ れる。

ケヤキ並木や庭園内に実生木が点在す

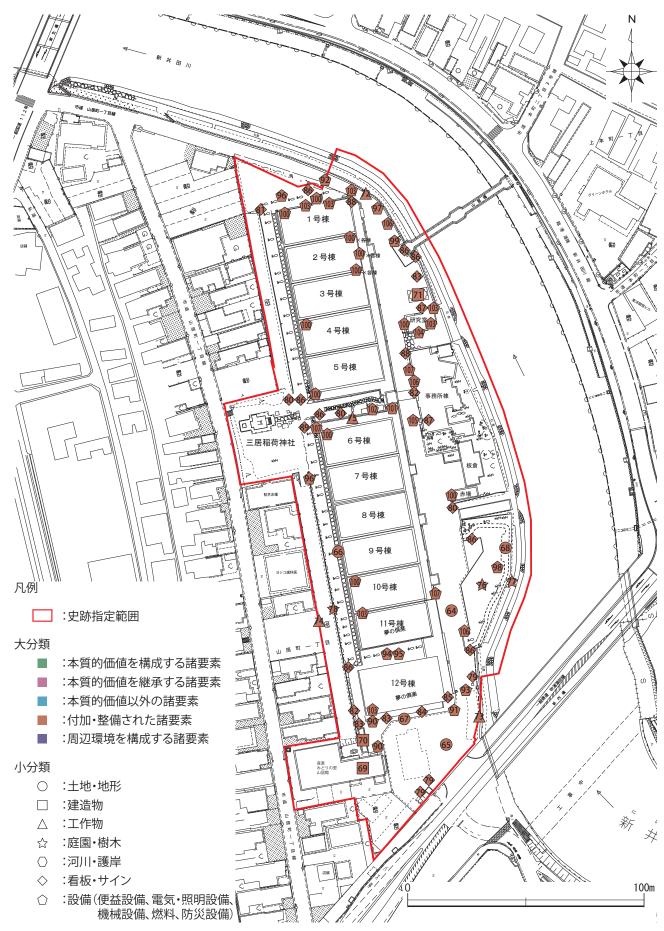


図 3-4 付加・整備された諸要素 位置図

諸要素の現状と課題(整備・付加された諸要素)

No. 大項目/小項目【※第3章 構成要素一覧参照】 64 舗装

観光駐車場

写真



倉庫群周辺の地盤面は、観光駐車場~ 倉庫群東側がアスファルト舗装、西側 が表土あらわし主体とする。



史跡南端に整備された観光用駐車場。 アスファルト舗装。誘導員が配置され る。曜日、日時によって混雑が見られ る。

構成要素の概要 ※概要は令和3年度調査時点

66 遊歩道(石畳)

12 号棟脇石張り舗装

68 緑地公園/遊歩道



観光客の増加に伴い、ケヤキ並木の根 茎保護のため、平成元年(1989)に 設置された。山居倉庫を代表する景観 石張り舗装は歴史的根拠に従った整備 の一部として認知されてきたが、近年 は樹勢衰退の一因の可能性も指摘され ている。歴史的根拠に従った整備では なく、史跡価値の理解に対して誤解が 生じる可能性も懸念される。



12号棟への導入路として、南東面に 緑地公園内を通る砂利敷の遊歩道。 石張り舗装が施される。

ではなく、史跡価値の理解に対して誤 解が生じる可能性も懸念される。



69 みどりの里山居館

70 駐輪場・喫煙所

71 公衆便所



敷地南西部に位置する農産物直売所。 野菜、果物、生産者手作りの加工品、 惣菜等を販売する。

史跡指定以前に建築されたもので、史 跡の歴史的景観に対する配慮が不足し ている。



みどりの里山居館の北側に位置する。 木造切妻造金属板葺。史跡の歴史的景 観に配慮されている。

駐輪場は酒田駅前観光案内所(ミライ 二内)をはじめ市内各所で観光自転車 の貸出し(無料)が行われているため、 有効に活用されている。



東宮殿下行啓記念研究室北側に位置す る。木造瓦葺。外壁竪板張り。史跡の 歴史的景観に配慮されている。

72 新井田川手摺/木製

73 新井田川手摺/鋼製

敷地境界/フェンス 74



東宮殿下行啓記念研究室から指定地北 側の実生橋南袂までの間、新井田川沿 いに設置される。山居橋欄干と同一意 匠で統一され、史跡の歴史的景観に配 慮されている。

木材保護塗料に劣化が見受けられる。



観光駐車場東面、新内橋袂から生垣ま での間、新井田川の護岸上に設置されりの里山居館)に設置される。

の歴史的景観に配慮されている。



指定地西面(三居稲荷神社南側~みど

一般的な金網フェンスで、一部は色調 一般的な転落防止柵で、色調のみ史跡 | 共に史跡の歴史的景観に配慮されてい ない。修景等に向けて隣地所有者との 協議が必要となる。

75 百葉箱

76 緑地公園

77 生垣/西面石垣上



木製。気象観測のために設置。測機器 を日射から遮蔽するとともに雨や雪か ら保護する。

木材保護塗料に劣化が見受けられる。



園として整備されている。

芝生が地表面を覆い、遊歩道と休憩用「成育にばらつきがあり、枝葉に隙間が のベンチが設置される。



赤場、南側荷揚場の南側一画が緑地公 創建当初の敷地造成の石垣上に植栽さ れ、隣地境界との目隠しを担う。

78 生垣/東面護岸上

79 看板・サイン/施設看板

80 看板・サイン/解説板

見られる範囲が点在する。



部からの転落防止を担う。

成育にばらつきがあり、枝葉に隙間が 見られる範囲が点在する。



新井田川の護岸上に植栽され、法面上 | 「山居倉庫」看板はコンクリート製、「酒 | 木製。建物や構成要素に関する解説を 田夢の倶楽「山居館」看板はスチール 記載する。 製。このほか、建物の壁面に施設名称、 入館案内等が設置される。

跡の歴史的景観に対する配慮が不足し ている。



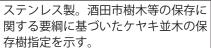
文化財解説は庄内米歴史資料館で行わ れる。屋外の解説板は局所的なものに 史跡指定以前に設置されたもので、史 留まり、全体的な計画性に乏しく、史 跡の価値を十分に説明できていない。

看板・サイン/保存樹表示板

看板・サイン/誘導看板 82

83 看板・サイン/観光マップ・観光案内







木製。ペンキの文字・矢印で敷地内の |誘導を行う。このほか、建物壁面に庄 内米歴史資料館、酒田夢の倶楽、ケヤ キ並木等への誘導看板が設置される。 ペンキが劣化し、文字・矢印が認識で きないものがある。



木製。12号棟南側と山居橋袂に観光 マップが各1箇所、駐輪場北側に観光 案内が1箇所設置される。周辺の地図 及び観光地を示す。

│12 号棟南側の観光マップと駐輪場北 側の観光案内が直近にあり、内容が重 複するため、本計画策定期間中に12 号棟南側を史跡の解説板に変更した。

84 看板・サイン/デジタルサイネージ 85 看板・サイン/顔出しパネル



スチール製。12号棟南面に設置され たデジタルサイネージ。 活用されていない。



スチール製。12号棟南面に設置され た酒田市公認マスコットキャラクター の顔出しパネル。来場記念撮影用。 史跡の歴史的景観に対する配慮が不足|鋼製)等に関する注意喚起を示す。 している。

86 看板・サイン/注意喚起板



強風時の枯れ枝落下、禁煙、ペット同 行の禁止、山居橋の通行規則(以上: 木製)、駐車禁止区画、通行止(以上: 文化財の保存・活用に関するものと施 設の管理・運営に関するものが混在し ている。継続的な設置が必要なもの、 不要となるものの整理が必要である。

87 看板・サイン/危険物標識

88 看板・サイン/街区表示板

89 看板・サイン/埋設標識(ケーブル埋設・敷地境界杭等)



スチール製。事務所棟西面、東宮殿下 行啓記念研究室北面に設置される。消 西面の藤棚に設置される。住居表示に 杭が設置される。 防法に基づく少量危険物貯蔵取扱所の関する法律に基づいて市が設置を行っ 表示板。



スチール製。1号棟北東隅、事務所棟 たもの。

材料や塗装に劣化が見られる。



ケーブルの埋設を示す標識や敷地境界

90 自動販売機

91 12号棟脇手摺・車止め

92 車止め/1号棟脇









に設置される。

慮した色調であるが、みどりの里山居口れる。 館北側は史跡の歴史的景観に対する配 慮が不足している。設置管理者との協 議が必要。

12 号棟南側は史跡の歴史的景観に配 テンレス製の手摺及び車止めが設置さとする。

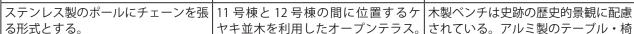
12 号棟南側、みどりの里山居館北側 12 号棟「夢の倶楽」への導入路として、 両脇の木製柱と中央のスチールパイブ 南東面に石張り舗装が施され、脇にス|製の車止めの間にチェーンを張る形式

93 車止め/12号棟脇

94 オープンテラス/デッキ

95 オープンテラス/テーブル・ベンチ







ヤキ並木を利用したオープンテラス。一されている。アルミ製のテーブル・椅 デッキの色調は史跡の歴史的景観に配 | 子は配慮が不足しているが、耐候性に 慮されている。



考慮したものとなっている。

96 ベンチ/石造

97 ベンチ/木造

98 緑地公園/ベンチ (樹脂製)



三居稲荷神社東側、1号棟北側等に大 | 1号棟東面(山居橋袂)に木製ベンチ | 緑地公園内に樹脂製のベンチが設置さ きな切石が置かれ、ベンチとして用いしが設置される。 られる。





れる。

電気・照明器具/街灯(山居橋袂) 100 電気・照明器具/夜間照明・ライトアップ用照明 101 電気・照明器具/制御盤



に木製柱を立てて灯具を設ける。2基 用の照明器具が設置される。 1組。山居橋欄干、新井田川手摺等と 調和を図った意匠とする。



山居橋の袂に設置される街灯。基礎石 | 建物外壁等に夜間照明、ライトアップ



6号棟北側に倉庫群外部照明器具の制 御盤が設置される。外壁に色調を合わ せ、史跡の歴史的景観に配慮する。

屋外機械類/クーリングタワー

6号棟北側に倉庫冷房機の冷却を担う クーリングタワーが設置される。 史跡の歴史的景観に対する配慮が不足るものと、建物に壁付けされるものが している。

103 屋外機械類/空調室外機



活用に応じて、各建物の外部に空調室 外機が設置される。地表面に直置きす ある。

人目に付く場所のものは史跡の歴史的 景観に配慮した色調や木箱で覆う等の 修景を施すが、一部の室外機は歴史的 景観に対する配慮が不足している。

104 燃料置場/プロパンガスボンベ



東宮殿下行啓記念研究室の燃料として 使用される。建物外部に直置きとする。 史跡の歴史的景観に対する配慮が不足 している。

105 燃料置場/灯油タンク

106 水道管・消火栓



事務所棟の暖房用燃料を貯蔵する。 史跡の歴史的景観に対する配慮が不足 している。



指定地内に地上式消火栓が3つ所在す る。

指定地内に個人所有管が埋設される。 普通鋳鉄管が老朽化している可能性が ある。敷地内と周辺地域の配水管が ループ化されている。水需容量と消防 水利を踏まえ、更新の検討が必要。

107 消火器具置場



各所に木製・赤色の箱を設け、消火器 具(消火器、消火用バケツ等)を納める。 -部の消火器は市販の消火器ボックス に入っている。

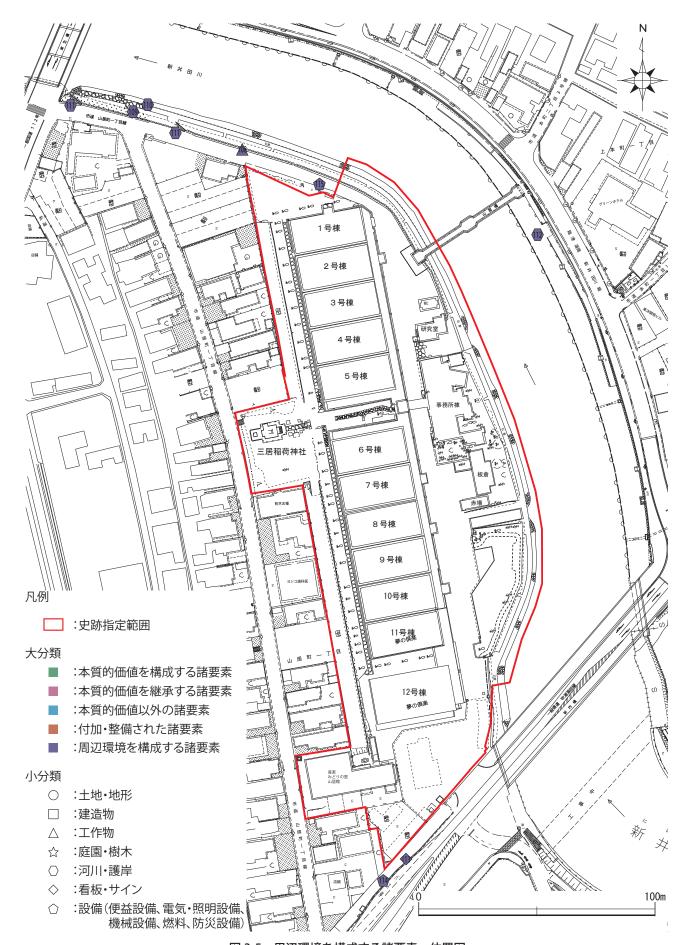


図 3-5 周辺環境を構成する諸要素 位置図

諸要素の現状と課題(周辺環境を構成する諸要素)

No. 大項目/小項目【※第3章 構成要素一覧参照】 108 新井田川手摺/木製 109 新井田川護岸/法面石垣 写真 東宮殿下行啓記念研究室から指定地北 東宮殿下行啓記念研究室東面から指定 側の実生橋南袂までの間、新井田川沿 地北側の実生橋南袂まで、法面石垣が いに設置される。1号棟脇の車止めか 旧来の状態で残されている。 1 号棟脇 ら北側は指定地外に位置する。 の車止めから北側は指定地外に位置す 構成要素の概要 山居橋欄干と同一意匠で統一され、史る。 ※概要は令和3年度調査時点 ツタや雑草が繁茂し、法面石垣の隙間・ 跡の歴史的景観に配慮されている。 木材保護塗料に劣化が見受けられる。 亀裂等を広げる恐れがある。 110 新井田川護岸/護岸根固め・松杭 111 新井田川護岸/石段 112 新井田川護岸/右岸護岸 市道山居町一丁目線と新井田川の川岸 コンクリートの護岸。指定地対岸(新 護岸根固めは指定地南側の新内橋南袂 から指定地北側の実生橋南袂まで石敷 を繋ぐ石段。指定地外に2箇所設けら 井田川右岸)は港湾管理となる。 の状態で残されている。根固め先端に 屋形船等の船舶が係留される。 れる。 は松杭が並ぶ。 雑草の繁茂が見られる。 松杭上端に腐食が見られる。 113 道路誘導標識 114 バス停 電気・照明器具/引込柱 115 観光駐車場の前面道路に設置される。 山居倉庫最寄りのバス停。 コンクリート製電力引込柱。指定地内 指定地の道路向かいにある駅前方面の を避けて立てられており、建物への電 バス停は史跡への配慮が見られる一 力引込は架空線による。 方、指定地側のバス停は簡素なものと

なっている。

第4章 現状·課題

1. 保存に関する現状と課題

保存に関する現状と課題の概要・重点事項を表 4-1 に示し、以下に各項目の詳細を記述する。また、構成要素ごとの保存に関する課題は図 4-1 及び表 4-2 に示す。

項目 現状と課題 施設の変遷に伴い、地業・建物・工作物等の地下遺構が残されている。今後の整備・ 土地・地形 管理に向けて破壊の無いよう十分な調査と管理が必要である。 建造物・工作物・護岸等について保存状態の詳細調査が行われていない。調査結果に 建造物、工作物、河川• 応じて必要な修復や耐震性能の向上が必要である。 ケヤキ並木の樹勢衰退が見受けられ、樹勢回復の措置が求められる。 庭・緑地・樹木 防災(地震・津波、火災、 各災害に対する被害想定や影響箇所を明確にし、整備・管理の対策が必要である。 風水害、雪害、落雷) (建造物への耐震性能向上、防災設備の設置、樹木の剪定・冬季管理など) 防災 防犯対策を中心とした機械警備設備の設置・監視体制の整備が必要である。 防犯 活用方法に対する立入制限区域の設定について検討が必要である。 防犯 災害に対する来訪者等への注意喚起(人的被害の予防)や、災害発生時に運用する避 防災・防犯の体制 難誘導等のマニュアル整備及び緊急連絡体制の構築と周知が必要である。 今後の調査・整備に伴う建造物の補足調査が必要である。史跡整備に伴ってやむを得 現存遺構・地下遺構 ず掘削が発生する際は、地下遺構の確認を行い記録する必要がある。 建造物・工作物 今後の調査・整備に伴う建造物の改築、工事履歴等が必要となる。 調査 史料 文化財価値の向上に向けて継続的な調査が求められる。 以後の樹勢回復の傾向について、モニタリングの方法・内容を定め、記録に努める必

表 4-1 保存に関する現状と課題の概要(赤太字:重点事項)

(1) 保存に関する現状と課題

要がある。

①土地・地形

樹木

山居倉庫は、文献記録によると創建時に一丈二尺(約3.6 m)の盛土が行われたとされ、指定地西面に組まれた石垣部分の発掘調査により盛土の実施が明らかとなっている。施設の変遷に伴い、地下に残された地業・建物・工作物等の地下遺構については、整備に際して破壊の無いよう十分な調査と管理が必要である。

なお、指定地西面の石垣は三居稲荷神社を境に北側は空積であるが、南側は練積となっているため、南側は後年の 改修が窺える。北側空積には乱れが生じているが、南側練積は目地の抜け等は見受けられない。今後は変状・劣化等 に関するモニタリングを行い崩落等に直結する劣化が認められる場合は修復を検討する必要がある。

指定地の舗装は大きく2つに分けられ、観光駐車場~倉庫群東側は(庭園部分を除いて)アスファルト舗装、倉庫群の西から北側は表土あらわしを主体とする。表土あらわしの範囲はエロージョン(表土流出)による地形の変化に注意が必要である。

ケヤキ並木から三居稲荷神社社殿に至る参道は両側面を縁石とし、中央面はモルタル塗り洗い出し仕上げとする。

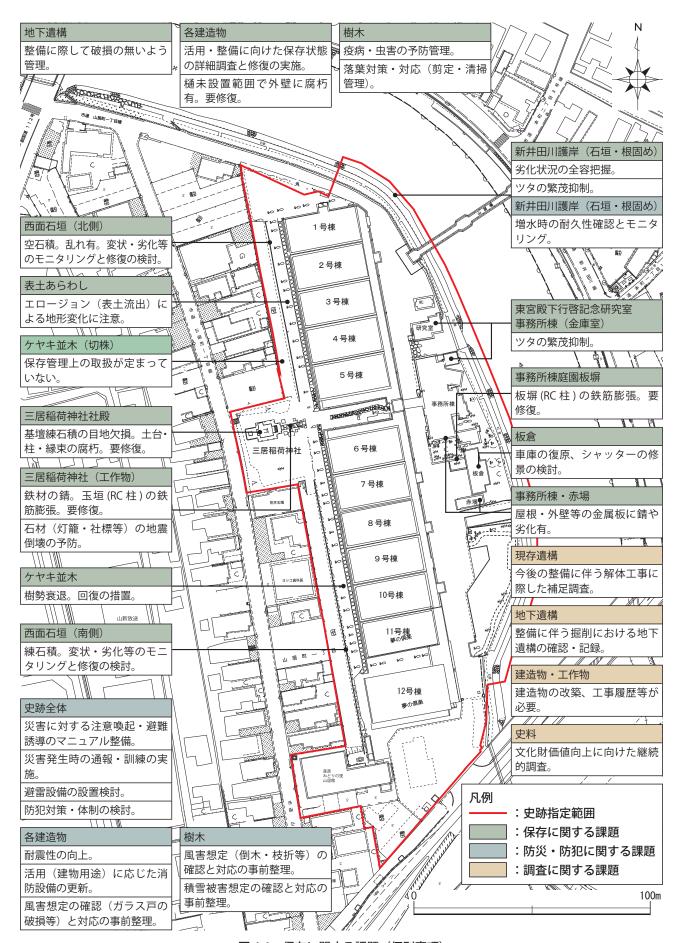


図 4-1 保存に関する課題(個別事項)

表 4-2 構成要素ごとの保存に関する課題

大分類	小分類	No.	大項目	小項目	課題								
	土地・地形	1	土地		表土あらわしの範囲はエロ―ジョン(表土流出)による 地形の変化に注意が必要である。								
		2		地下遺構	史跡の整備に際して地下遺構に破損の無いよう管理が求められる。								
		3	 三居稲荷神社 	境内(土地)	土地造成の痕跡等は確認されているが、建物遺構の明確 な確認に至っていない。整備に伴う掘削においては、地 下遺構の確認・記録が求められる。								
		4		参道	縁石に若干の乱れは確認できるが、現時点で保存管理上 の支障はないように見受けられる。								
		5	西面石垣	北側(空積)	石積に乱れが生じており、変状・劣化等に関するモニタ リングが求められる。崩落等に直結する劣化が認められ る場合は修復を検討する。								
		6		南側(練積)	比較的安定した状態に見受けられるが、変状・劣化等に 関するモニタリングが求められる。崩落等に直結する劣 化が認められる場合は修復を検討する。								
	建造物	建造物共通事項			活用・整備に向けた保存状態の詳細調査が行われていない。調査結果に応じて必要な修復や耐震性能の向上が求められる。 樋が設置されていない範囲を中心として、外壁に腐朽が見受けられ、修復が必要である。 活用(建物用途)に応じた防災・防犯設備の新設・更新が必要である。								
本質的価値		20	三居稲荷神社	社殿(本殿・拝殿)	本殿基壇の目地材が一部失われている。 拝殿、本殿共に土台・柱・縁束の脚部付近に著しい腐食 が確認されるため、修復の検討を要する。								
値を構成		21	事務所棟		屋根・外壁等の金属板に錆や劣化が見受けられ、修復が 必要である。								
本質的価値を構成する諸要素		23	東宮殿下行	啓記念研究室	春〜秋にかけて、新井田川護岸のツタが、事務所棟(金庫室)及び東宮殿下行啓記念研究室に繁茂する。建物の劣化部分(隙間・亀裂等)を広げる恐れがあるため、ツタの繁茂抑制が求められる。 車庫に改造の形跡が見られ、シャッターが史跡の歴史的景観に配慮されていない。修復または修景が求められる。								
素		24	 板倉										
		25	 赤場 		屋根・外壁等の金属板に錆や劣化が見受けられ、修復が必要である。								
	工作物	27 三居稲荷神社		社標	周囲を囲う柵の丸鋼に錆が見受けられる。防錆処理が求められる。								
												灯籠	地震等による倒壊が懸念され、予防措置が求められる。
		31		玉垣	各所に鉄筋の錆膨張とこれに伴うコンクリートの爆裂が 見られ、修復が必要である。								
		33 事務所棟		庭板塀	各所に破損・劣化(屋根板金の錆、柱鉄筋の錆膨張)が 見られ、修復が必要である。								
			敷地境界	柵(敷地北端)	丸鋼に錆が見受けられる。防錆処理が求められる。								
	庭園・樹木	庭園	園・樹木共通	事項	落葉が近接建物の屋根面や樋に落ち、腐葉土化による木部の腐蝕、雨漏り、樋の機能不全等の原因となっている。 強風時に枯れ枝が落下することがあり、見学者の安全確保が求められる。定期的な剪定や清掃が必要である。 下草の管理、疫病・虫害の予防管理等が必要である。								
		35	ケヤキ並木	ケヤキ	樹勢衰退の傾向が見られ、回復の措置が必要である。 根茎が史跡の本質的価値に与える影響について未確認の 状態にある。								

大分類	小分類	No.	大項目	小項目	課題				
本質的価値を構成する諸要素	河川・護岸	護岸	岸共通事項		石垣等に乱れが生じているが、活用・整備に向けた保存 状態の詳細調査が行われていない。調査結果に応じて必 要な修復や耐震性能の向上が求められる。また、増水等 の災害時の耐久性についてモニタリングが必要である。				
成する諸語		41 新井田川護岸		法面石垣	春~秋にかけて、ツタが繁茂する。石垣の隙間・亀裂等 を広げる恐れがあるため、ツタの繁茂抑制が求められる。				
要素		42		護岸根固め・松杭	松杭上端に腐食が見られる。				
<u>*</u>	土地・地形	形 45 倉庫群		雨落ち側溝	ケヤキ並木等の落葉による詰まり等が無いよう清掃の徹 底が求められる。				
午質的価	工作物	50	藤棚(事務	所棟西面)	鉄骨製の棚に錆が見受けられる。防錆処理の検討が求められる。				
本質的価値を継承する諸要素	庭園・樹木	庭園	・樹木共通	事項	本質的価値を構成する諸要素と同じく、見学者の安全確保、定期的な剪定や清掃、下草の管理、疫病・虫害の予防管理等が必要である。				
する		51	ケヤキ並木	切株	保存管理上の取扱が定められていない。				
部要素	河川・護岸	1 7 1 1		法面石垣 (モルタル補修済)	対岸からの景観を考慮した修景の検討が求められる。 春〜秋にかけて、ツタが繁茂する。修景としての役割も 担っているため、繁茂抑制の要否については検討を要する。一方で、景観保全のため除草管理に努める必要がある。				

縁石に若干の乱れが確認できるが、モルタル面に目視できる破損は見られない。

なお、山居倉庫の米穀倉庫としての使用は令和4年度末で終え、土地建物は公有化される予定である。

② 建造物

明治 26 年 (1893) に建築された 2~7号棟、明治 27 年 (1894) に建築された 8~10号棟、明治 28 年 (1895) に建築された 1号棟・11号棟、大正 5年 (1916) に建築された 12号棟、合計 12 棟の米穀倉庫が建ち並ぶ。倉庫群東側には、北から東宮殿下行啓記念研究室・事務所棟・板倉・赤場といった事務機能を担う建造物が並び、倉庫群西側には三居稲荷神社が鎮座する。

建物群の多くは JA 全農山形の管理によって、比較的健全な状態を保っている。但し、活用・整備に向けては保存状態の詳細調査を行い、恒久的な保存に向けて、必要に応じた修復の実施が求められる。

現在把握される劣化・破損として、事務所棟・赤場の屋根・外壁等に使用される金属板に錆・波打ちが認められる。 また、雨樋が未設置の範囲では、雨水が地表面で跳ねることで、外壁竪板張りの下部に腐朽が見受けられ、腐朽が下地・ 躯体に至る前に修復が必要である。なお、板倉は車庫に改造の形跡が見られ、シャッターが史跡の歴史的景観に配慮 されていない状況にあり、修復または修景が求められる。

東宮殿下行啓記念研究室・事務所棟(金庫室)は、新井田川護岸に繁茂するツタが当該建物の外壁や軒に及び、隙間・ 亀裂等を広げる恐れがあるため、繁茂抑制に努める必要がある。

三居稲荷神社社殿は、本殿基壇(練石積)の目地材が一部失われており、拝殿・本殿共に土台や柱・縁束の脚部付近に著しい腐朽が確認され、修復の検討が必要である。

③ 工作物

史跡の歴史的景観を形成する工作物として、三居稲荷神社境内にある鳥居・社標・灯籠・玉垣・石段等が挙げられる。 年紀・使用材料・工法等を見る限り、本殿の建築を行った大正時代から周囲の区画整理事業が行われた戦後のものが 混在する。主に鉄材で製作されているもの(玉垣・社標の柵)は錆が認められる。また、柱が鉄筋コンクリートで製 作される玉垣は鉄筋の錆膨張による亀裂が各所に見られる。石材で独立するもの(社標・灯籠)については、地震に よる倒壊が懸念される。 事務所棟(和室)南庭園を囲う板塀も、鉄筋コンクリート製の柱に木造の屋根・外壁を施したもので、各所に破損・ 劣化(屋根板金の錆、柱の鉄筋錆膨張による亀裂等)が確認される。

敷地北端に鉄筋コンクリート柱と丸鋼による敷地境界の柵が旧来の形で残るが、これも丸鋼に錆が認められる。 上記の工作物については、文化財価値が損なわれる前に状況に応じた修復・対応が必要である。

4 庭園·樹木

史跡内にあるケヤキは、日本海からの強い西風と夏の直射日光を遮り、倉庫内の温度を一定に保つ目的で植えられたもので、本史跡の本質的価値を担う重要な樹木であるが、近年枝葉が少なくなるなど、樹勢衰退の傾向がみられるようになっている。その原因の1つとして、並木の下に敷かれた敷石の影響が考えられている。敷石は昭和58年度に放送された朝の連続ドラマ(NHK連続テレビ小説)「おしん」の影響で観光者が増加したことを受けて、平成元年(1989)に観光者が通行しやすいように設置されたものであるが、平成26年(2014)に実施した根茎調査によると石畳の設置と多数の歩行者による土壌表層部の硬化がケヤキ並木の樹勢衰退の一因と推定され、樹勢回復の措置が必要である。

このほか、マツ類は三居稲荷神社の境内樹木や、建造物(事務所棟)から鑑賞する庭園に数多く植栽されるなど、 本史跡の景観形成を担う。

ケヤキ・マツ類をはじめとする史跡地の樹木は、疫病や虫害被害等が発生しないよう管理を行い、モニタリングによる予防・保護対策を講じる必要がある。また、敷地内の樹木の多くは、樹高が敷地内建造物よりも高く、枝葉が屋根面に覆うように伸びており、落葉や松かさが屋根面や樋に落ちることで腐葉土化し、木部の腐朽・雨漏り・樋の機能不全等の原因となっている。このため、樹勢との兼ね合いを見据えた剪定、管理における清掃等の計画が必要である。指定地内には枯死等の理由によって、伐採したケヤキの切株が点在する。当初ケヤキの位置を示す遺構として扱うため現状維持とするか、歴史的景観の保全に向けて抜根のうえ同一種を植樹するか、保存管理上の手続きが定められ

⑤ 河川・護岸

ていない。

本史跡は二級河川・新井田川の左岸に位置する。新井田川の護岸は、史跡地側(左岸)は酒田市の管理、対岸(右岸)は港湾管理となる。敷地からは荷揚場を介して川岸へ至ることが可能である。荷揚場は南北に2箇所設けるが、観光・見学については安全性が確保できない状況にあって、立入が制限されている。

護岸法面は、東宮殿下行啓記念研究室東面から指定地北側の実生橋南袂までは旧来の石垣が残されており、東宮殿下行啓記念研究室東面から指定地南側の新内橋南袂まではモルタル・コンクリートブロック等によって補修が行われ、旧来の石垣は見られない。石垣には乱れが生じているが、劣化状況の全容は把握されておらず、護岸にはツタや雑草が繁茂し、法面石垣の隙間・亀裂等を広げ劣化を招く恐れがある。護岸根固めは新内橋南袂から実生橋南袂まで石敷の状態で残されており、根固め先端には松杭が並ぶ。松杭には杭頭に腐朽が見られるものもある。

護岸石垣・根固め石敷・松杭については、劣化状況の全容把握が急務であり、変状・劣化等に応じた修復と以後の モニタリングが必要である。護岸のツタは、護岸石垣への悪影響を考慮し繁茂抑制に努める。

(2) 防災・防犯に関する現状と課題

①地震・津波

庄内平野東縁断層帯は、山形県庄内地方の庄内平野と出羽丘陵の境界部に分布する活断層帯である。長さは約38kmで、ほぼ南北方向に延びており、断層の東側が西側に対して相対的に隆起する逆断層である。庄内平野東縁断層帯は、過去の活動時期の違いから、庄内平野東縁断層帯北部と庄内平野東縁断層帯南部に区分される。

地震調査研究推進本部地震調査委員会による庄内平野東縁断層帯の評価(平成 17 年(2005) 4月 13 日公表・平成 21 年(2009)10 月 19 日一部改訂)は以下のとおりである。

庄内平野東縁断層帯北部では、全体が1つの区間として活動する場合、マグニチュード7.1程度の地震が発生すると

推定されている。最新活動時期は明治 27 年(1894)の庄内地震で、平均活動間隔は $1000 \sim 1500$ 年程度(もしくはそれ以下)、地震後経過率*は $0.08 \sim 0.1$ (もしくはそれ以上)、将来の地震発生確率は今後 30 年以内でほぼ 0%である。一方、庄内平野東縁断層帯南部では、全体が 1 つの区間として活動する場合、マグニチュード 6.9 程度の地震が発生すると推定されている。最新活動時期は約 3000 年前以後、18 世紀(1780 年)以前とされ、平均活動間隔は約 $2500 \sim 4600$ 年、地震後経過率は $0.05 \sim 1.2$ 、将来の地震発生確率は今後 30 年以内でほぼ $0 \sim 6\%$ である。最大値をとると、本断層帯南部は、今後 30 年間に地震が発生する確率が我が国の主な活断層の中では高いグループに属することになる。

なお、庄内平野東縁断層帯は、過去の活動と同様に北部と南部の2つの区間に分かれて活動すると推定されるが、断層帯全体が1つの区間として同時に活動する可能性もある。庄内平野東縁断層帯全体が同時に活動する場合には、マグニチュード7.5程度の地震が発生すると推定されている。庄内平野東縁断層帯全体が同時に活動する場合の確率は、北部が単独で活動する場合の確率を超えないものと考えられる。

以上を踏まえ、当史跡の保存に向けては地震災害に対する各建造物・工作物の耐震性向上に関する整備・対策が必要といえる。なお、「酒田市津波ハザードマップ」によると、当史跡は「津波浸水想定区域」には該当しないが、「要避難区域 (バッファゾーン)」に設定され、安全性を考慮して「念のために離れることが望ましい」区域とされている。

* 地震後経過率:最新活動(地震発生)時期から評価時点までの経過時間を、平均活動間隔で割った値。最新の地震発生時期から評価時点までの経過時間が、平均活動間隔に達すると 1.0 となる。

② 火災

指定地内には地上式消火栓が設置されている。また、史跡から1km圏内に酒田地区広域行政組合消防署が所在し、 比較的早い消火活動の初動が期待される。

史跡内には複数の建造物が所在するとともに、様々な設備電源の必要性から新旧の配線が多数敷かれている。これらは現所有者によって十分に管理されている状況ではあるが、公有化に際しては漏電火災発生の可能性がある危険箇所等について十分な安全確認が必要である。

自動火災報知設備は現況の用途に応じて設置されているが、史跡指定となったために消防法に基づいて自動火災報知設備が設置されていない建物に設置が必要となっている。また、今後の活用方法(建物用途)によっては、消防設備(自動火災報知設備・屋内消火栓設備等)の新設・増設が必要となる場合があり、消防法令に則った対応が求められる。また、管理者である酒田市は文化財防火デー等における通報訓練・火災防御訓練・消火器取扱い訓練等に望む必要がある。

③ 風水害

強風・暴風時には、建造物の破損や倒木・枝折による建造物の破損等が予測される。風害の影響を受けやすい箇所(ガラス戸の破損や外部設置物の飛散防止等)の把握と対応について、事前に整理が必要である。また、指定地内には巨木が多く、樹勢管理とあわせて強風による倒木・枝折の危険性に関するモニタリングが求められ、また、倒木が発生した場合は速やかな撤去を行う必要がある。

水害については、「酒田市河川洪水ハザードマップ」によると、当史跡は新井田川の浸水区域に該当しないが、最上川の浸水想定区域(浸水深 0.5~3 m未満)に該当し、また、隣接地一帯は「浸水が 3 日以上続き、孤立する区域」となっており、早期の立ち退き避難が必要となっている。なお、新井田川については、史跡への浸水を免れた場合でも、増水によって護岸(法面石垣・護岸根固め・松杭等)が破損する可能性が懸念される。護岸の劣化状況の全容把握とあわせ、増水時の耐久性についてもモニタリングが必要である。

4 雪害

酒田市は、山形県において積雪が比較的少ない地域ではあるが、過去の積雪記録から被害想定を行い、積雪深に対する各建造物の構造確認、雪吊りが必要な樹木の選定、樹木からの落雪被害・樹木の枝折れ等に対する管理方法の検



図 4-2 酒田市津波ハザードマップ

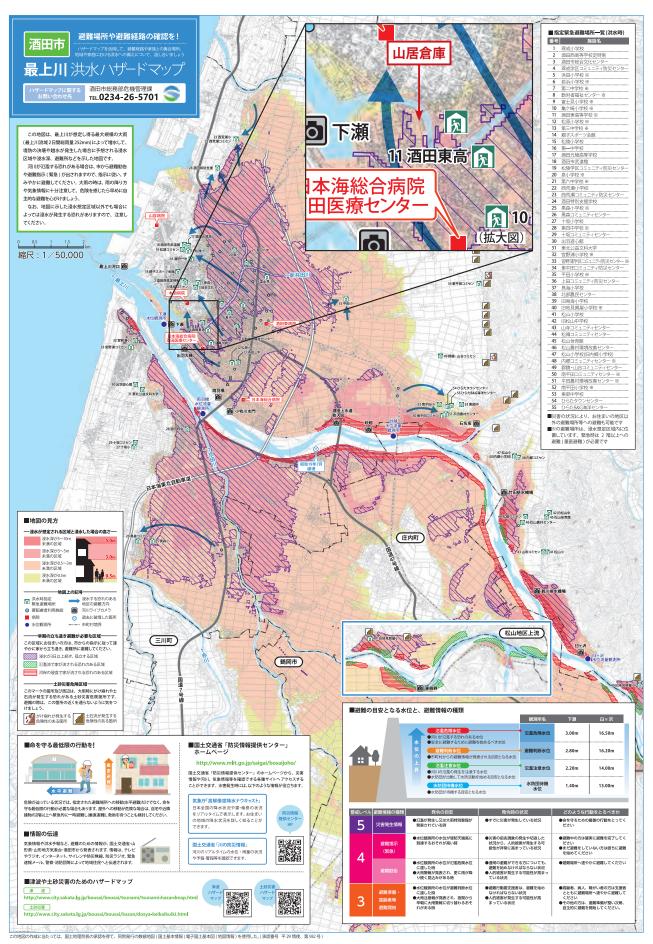


図 4-3 酒田市最上川洪水ハザードマップ

討等が必要である。

⑤ 落雷

当史跡及び周辺地域への落雷で想定される被害として、建造物・樹木等に対する落雷の直撃、またはサイドフラッシュ (側激)による破損、これらに伴う発火による火災等が懸念されることから、避雷設備の設置が必要と考える。また、近年は火災等の被害から文化財建造物を守るために設置された各種防災設備が、近隣の落雷の影響を受けて破壊される被害も全国で発生しており、電気・電子機器の保護を併せた総合的な雷保護システムの設置が必要不可欠となっている。

このほか、サイドフラッシュ (側激) による人的被害も想定されることから、雷の発生時には屋内等への避難を周知するなどの対策も必要である。

⑥ 防犯

現所有者が各建造物に非常警報設備を設置している。平成28年(2016)からは夜間の新たな観光資源とするため、日没から午後10時まで夜間ライトアップを実施しており、敷地内への立入制限は無い。但し、敷地内には夜間の街灯・照明の少ない場所も散見されることから、防犯対策を中心とした機械警備設備の設置・監視体制の整備、深夜の立入制限区域の設定等について検討を要する。

⑦ 防災・防犯の体制

観光地として活用する上では、災害(地震・津波・火災・暴風・水害・積雪・落雷等)に対する来訪者等への注意喚起(人的被害の予防)や、災害発生時に運用する避難誘導等のマニュアル整備及び緊急連絡体制を構築し、関係者(所有者・管理者・消防等)に周知することが必要である。

(3)調査に関する現状と課題

① 現存遺構・地下遺構

現存遺構・地下遺構については、酒田市教育委員会:『山形県酒田市文化財調査報告書 山居倉庫 文化財調査報告書』 (2020.9、以下:『山居倉庫報告書』とする)において、歴史的背景・山居島の地形と地盤・建造物の変遷と特徴・発掘調査の成果・ケヤキ並木の調査成果等を整理・記録した。

但し、各建造物は後の改修によって旧来の意匠を保っていない範囲がある。これらは、今後の調査や整備に伴う解体工事に際して補足調査が必要である。また、史跡整備に伴ってやむを得ず掘削が発生する際は、地下遺構の確認を行い記録する必要がある。

② 建造物・工作物

今後の調査・整備に伴う建造物の改築、工事履歴等が必要となる。

③ 史料

山居倉庫に関する文書類・絵図・地図・古写真・絵葉書等の史料群については、目録作成とデジタル化が行われ、 文化財価値の向上に向けて継続的な調査に努めている。なお、一部史料については、調査報告の参照資料として『山 居倉庫報告書』に掲載を行った。

4 樹木

『山居倉庫報告書』において、ケヤキ並木の樹勢衰退の原因検証として行った根茎・土壌調査の結果を記録した。当 該資料を参考に樹勢回復に努める。なお、以後の樹勢回復の傾向については、モニタリングの方法・内容を定め、記 録に努める必要がある。

2. 周辺環境の保全に関する現状と課題

周辺環境の保全に関する現状と課題の概要を表 4-3 に示し、以下に各項目の詳細を記述する。また、構成要素ごとの周辺環境の保全に関する課題は図 4-4 及び表 4-4 に示す。

項目 現状と課題

指定地との一体的保護 史跡の指定範囲に所在する一連の護岸が指定範囲外まで延びており、史跡と一体的な景観保全が求められる。

歴史的景観の保全 周辺環境における景観要素の意匠は歴史的景観への配慮が継続的に求められる。特に歴史的背景に鑑みると、新井田川を含めた景観保全は重要な課題の1つといえる。

構接地(民地)の協力 指定地との一体的な景観保全や樹木の生育に必要な日照確保に向けて、隣接地の建造物・工作物の高さや色彩等についてガイドラインを設けるなど配慮が求められる。

表 4-3 周辺環境の整備に関する現状と課題の概要

① 新井田川護岸

指定地は東から北にかけて二級河川・新井田川に面する。同河川の左岸護岸は本史跡の指定地に含まれるが、河道及び右岸護岸は指定地に含まれない。舟運を利用して米穀を山居倉庫へ運搬した歴史的背景に鑑みると、新井田川を含めた景観保全は本史跡にとって重要な課題の1つといえる。指定地と新井田川右岸は川を挟んだ視点場・視対象としての相互関係にあることから歴史的景観への配慮が必要である。

新井田川左岸における護岸法面は東宮殿下行啓記念研究室東面から指定地北側の実生橋南袂まで、護岸根固めは指定地南側の新内橋南袂から実生橋南袂までが旧来の姿で保存されている。1号棟北側に指定地の境界線が設定され、指定地北端から実生橋南袂までは指定地に含まれないが、史跡と一体的な景観保全が求められる。

また、東宮殿下行啓記念研究室から実生橋南袂までの間には、新井田川沿いに木製の手摺が設置される。山居橋欄 干に合わせた意匠とし、史跡の歴史的景観に配慮したものである。同手摺も新井田川護岸と同様、指定地北端から実 生橋南袂までは指定地に含まれないが、史跡と一体的な景観保全が求められる。また、木製であることから、腐朽等 の劣化に対する確認と措置を定期的に行う必要がある。

② 山居橋

山居橋は史跡地北東部と新井田川対岸(酒田市街地方面)を繋ぐ歩道橋である。昭和34年(1959)まで同位置に 木橋が架かっており、平成5年(1993)に現在の鋼桁木装橋(ヒバ)が建造された。旧橋梁の意匠を参考に、現代橋 梁によって架橋されたものである。南袂が指定地に掛かり、また、史跡全体を概観する際に景観要素として重要な位置にあることから、今後も歴史的景観への配慮が求められる。

③ 隣接地

指定地西側は、かつては石積の下が試験用水田として利用されていたが、現在は空地・住宅地となっている。西側 隣接地の都市計画図における用途地域は「商業地域」に区分され、建ペい率80%、容積率400%である。

石積から隣地境界線(指定境界線)までには余地があり、一応の緩衝地としての役割も果たしているが、指定地との一体的な景観保全や樹木の生育に必要な日照確保に向けて、隣接地に建設される建造物・工作物の高さや色彩等についてはガイドラインを設けるなど配慮が求められる。



図 4-4 周辺環境の保全に関する課題(個別事項)

表 4-4 構成要素ごとの周辺環境の保全に関する課題

大分類	小分類	No.	大項目	小項目	課題				
本質的価値 以外の諸要素	建造物	60	山居橋		旧橋梁の意匠を参考に、現代橋梁によって架橋された。 継続的な歴史的景観への配慮が求められる。				
	工作物		新井田川手摺	木製	指定範囲との一体的な景観保全が求められる。 木材保護塗料に劣化が見受けられる。腐朽・劣化に対す る定期的確認・措置が必要である。				
周	河川・護岸	護岸	岸共通事項		指定範囲との一体的な景観保全が求められる。				
環境		109	110	法面石垣	春〜秋にかけて、ツタが繁茂する。石垣の隙間・亀裂等 を広げる恐れがあるため、ツタの繁茂抑制が求められる。				
を 構		110		護岸根固め・松杭 石段		松杭上端に腐食が見られる。			
成する		111				雑草の繁茂が見られる。史跡と一体的な除草・清掃が求 められる。			
周辺環境を構成する諸要素		112	右岸護岸	指定地と川を挟んだ視点場・視対象としての相互関係に あることから歴史的景観への配慮が必要である。					
→T	看板・サイン	113	道路誘導標	識					
	便益施設	114	バス停		史跡の歴史的景観への配慮が求められる。				
	電気・照明設備	115	電気・照明器具	引込柱					

3. 活用に関する現状と課題

活用に関する現状と課題の概要・重点事項を表 4-5 に示し、以下に各項目の詳細を記述する。また、構成要素ごとの活用に関する課題は図 4-5 及び表 4-6 に示す。

表 4-5 活用に関する現状と課題 (赤太字:重点事項)

	項目	現状と課題
	価値と魅力の伝達	山居倉庫全体の来訪者数に対して「庄内米歴史資料館」の入館者数が少ないなど、市民・ 来訪者に対して文化財価値の十分な説明が果たせていない。
	他の文化財との連携	山居倉庫と市内の文化財・観光施設、他市町村との連携などが図られておらず、これらの一体的・総合的な価値と魅力が十分に創出・発信できていない。
活用	酒田商業高校跡地との 連携	商業施設等として整備予定の酒田商業高校跡地との連携により、山居倉庫周辺エリア の価値を高めることが求められる。
用	複数建物の積極的活用	予定されている公有化後は米穀倉庫及びその管理施設としての利用を停止するため、 複数ある建造物(倉庫・事務所等)の活用方法を検討する必要がある。
	市民による保存意識の 向上と市民参加の創出	活用方法が観光事業に偏重し、市民に向けた活用が図られていない。市民の共有財産であり守るべきものとしての意識向上が図られていない。
	教育・学習への活用	山居倉庫の文化財価値に関する教育・学習の機会、ひいては地域の愛着・誇りを醸成する機会が不足している。

① 観光活用

観光者数の動向は新型コロナ感染症による影響を考慮し、「令和元年度山形県観光者数調査」を参照とする。

令和元年度における山形県の観光者数(以下:延数とする)は 45,311.7 千人(県内客: 25,601.2 千人、県外客 19,710.5 千人)で、この内、名所・旧跡観光地の観光者数は 7,932.4 千人(県内客: 3,782.7 千人、県外客 4,149.7 千人)である。また、庄内地域の観光者数は 12,996.3 千人で、この内、「名所・旧跡観光地」の観光者数は 1,713.3 千人、酒田市の観光者数は 2,738.8 千人である。但し、同調査では「酒田夢の倶楽(山居倉庫)」を「その他観光地」に分類

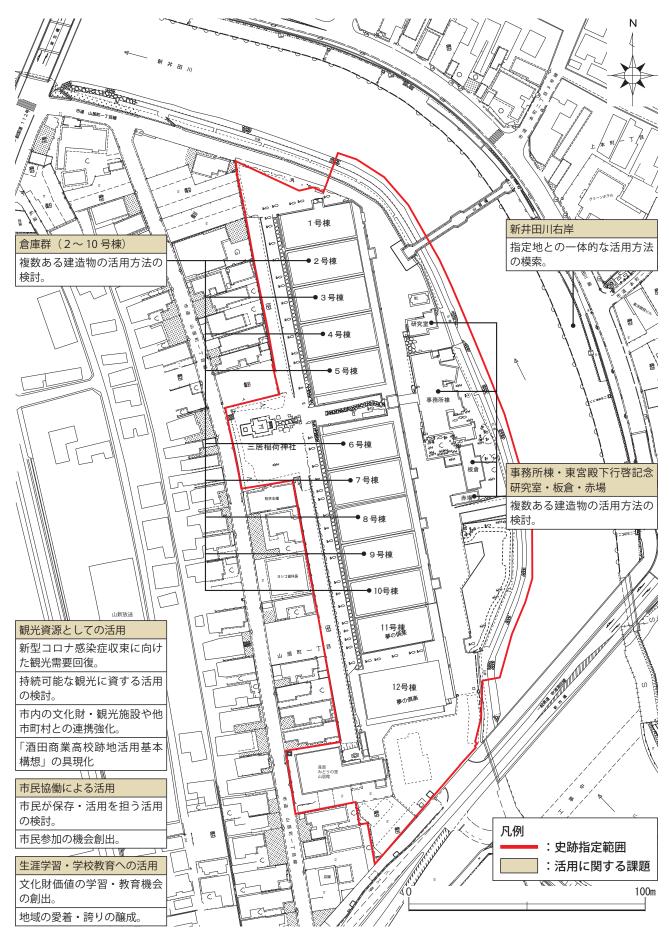


図 4-5 活用に関する課題(個別事項)

以外の諸要素

周辺環境を構

成する諸要素

工作物

河川・護岸

62 小鵜飼船

112 新井田川護岸

大分類	小分類	No.	大項目	小項目	課題				
本質的価値を構成する諸要素	建造物	建造	5物共通事項		複数ある建造物の活用方法の具体的な検討が必要となる。各建造物には、公開に向けて必要な修復や耐震性能の向上が求められる。公開に当たっては、活用(建物用途)に応じた公開範囲の設定が必要である。また、活用(建物用途)に応じた防災・防犯設備の新設・更新が必要である。				
でする諸要素	河川・護岸	河川	・護岸共通	事項	新井田川(護岸・荷揚場)の見学の許否について検討が必要である。 公開する場合は安全性確保が必要であり、立入制限を行う際の侵入防止措置・見学者への注意喚起については、 史跡の歴史的景観を阻害しないものとする必要がある。				
木質的価値	建诰物	61	小鵜飼船覆	屋					

表 4-6 構成要素ごとの活用に関する課題

しているため、「名所・旧跡観光地」に含まれない。酒田夢の倶楽(山居倉庫)を訪れた観光者数は810.4 千人とされ、 年間観光者数は山形県内の調査対象観光地(358箇所)において十指に入る。なお、令和元年度における「庄内米歴 史資料館」の入館者数は 33.4 千人とされ、「酒田夢の倶楽(山居倉庫)」を訪れた観光者数に対して約4%に留まる。

必要がある。

令和2年度における山形県の観光者数は27,511.2千人(県内客:16,461.9千人、県外客11,049.3千人)で、令和

右岸護岸

参考資料として「令和2年度山形県観光者数調査」の結果を以下に示す。

元年度から 17,800.5 人(39.3%)減となっている。この内、名所・旧跡観光地の観光者数は 3,695.3 千人(県内客: 1,820.2 千人、県外客 1,875.1 千人) である。また、庄内地域の観光者数は 8,045.4 千人で、この内、名所・旧跡観光 地の観光者数は 972.7 千人、酒田市の観光者数は 1,757.0 千人である。但し、同調査では「酒田夢の倶楽(山居倉庫)」 を「その他観光地」に分類しているため、「名所・旧跡観光地」に含まれない。酒田夢の倶楽(山居倉庫)を訪れた観 光者数は 448.6 千人とされる。なお、令和2年度における「庄内米歴史資料館」の入館者数は 13.6 千人とされ、「酒 田夢の倶楽(山居倉庫)」を訪れた観光者数に対して約3%に留まる。

以上によると、酒田市に訪れる観光者の約1/3は山居倉庫に訪れていることになる。このため、当史跡の活用・整備は、 新型コロナウィルス感染症収束に向けた酒田市全体の観光需要回復を担うものであり、また、史跡指定と新型コロナ 感染症収束による一過性の観光者数の増加に留まらず、持続可能な観光に資する活用を検討する必要がある。

一方で、「酒田夢の倶楽(山居倉庫)」への観光者数に対して「庄内米歴史資料館」の入館者数が1割にも満たず、 観光者に山居倉庫の文化財価値について十分な説明が果たせていない。来訪者が分け隔てなく文化財価値を理解・享 受できる活用が求められる。

このほか、酒田市の観光全体を見据えた課題としては、市内に所在する文化財との連携不足が挙げられる。平成 29

	山形県		庄内地域		酒田市			割合
年		名所・旧跡 観光地		名所・旧跡 観光地		酒田夢の倶楽 (山居倉庫)	庄内米 歴史資料館	歴史資料館 / 夢の倶楽 (%)
令和元年度	45,311.7	7,932.4	12,996.3	1,713.3	2,738.8	810.4	33,375	4.1
令和2年度	27,511.2	3,695.3	8,045.4	972.7	1,757.0	448.6	13,635	3.0

表 4-7 直近の観光客数

山形県観光者数調査(庄内米歴史資料館のみ同館による資料提供) ※観光客数は延数とする。単位は千人(庄内米歴史資料館のみ人)。

整備に向けて継続的な展示を実施するか検討する。

指定地と川を挟んだ視点場・視対象としての相互関係に

あることから、指定地との一体的な活用方法を模索する

年(2017)4月に、酒田市を代表自治体として申請した「荒波を越えた男たちの夢が紡いだ異空間〜北前船寄港地・船主集落〜」が日本遺産の認定を受けたが、山居倉庫と他の構成文化財や観光施設、他市町村との連携などが図られておらず、これらの一体的・総合的な価値と魅力が十分に創出・発信できていないため、活用の手法・仕組み・体制等における連携の強化が必要である。

② 活用事業

史跡山居倉庫には 12 棟の米穀倉庫が現存し、このうち 2 ~ 10 号棟は JA 全農山形が管理運営する現役の米穀倉庫として使用されている(非公開)。残りのうち、1号棟は昭和 60 年以降「庄内米歴史資料館」として活用・公開されている(開館時間:午前 9 時~午後 5 時 / 12 ~ 2 月は 4 時半、入館料:一般 300 円、中高生 200 円、小学生 150 円(20 名以上団体は 50 円引))。 $11 \sim 12$ 号棟は平成 16 年(2004)に「酒田市観光物産館 酒田夢の倶楽」として改装され、それぞれ一般公開・活用されている。 11 号棟は「ミュージアム華の館」、12 号棟はレストラン「芳香亭」・軽食販売店・トイレ・管理者事務所、双方を接続する下屋部分をお土産品コーナー「幸の館」として活用する。平成 28 年(2016)からは、夜間の新たな観光資源とするため、日没から午後 10 時までライトアップが行われている。

令和5年度以降の土地建物の公有化後は、2~10号棟の米穀倉庫をはじめ、事務所棟・東宮殿下行啓記念研究室・板倉・赤場等、複数ある建造物が米穀倉庫及びその管理施設としての利用を停止する。このため、公有化に向けては複数ある建造物(倉庫・事務所等)を今後どのように活用していくのか検討する必要がある。

また、山居倉庫の東側、県道 353 号吹浦酒田線及び新井田川を挟んだ向かいには、2024 年度にかけて商業施設等として整備される予定の酒田商業高校跡地(以下:商業跡地)が所在する。酒田市が策定した「酒田商業高校跡地活用基本構想」の基本方針では、当該敷地を

「来街者にとっては、山居倉庫と連携した「にぎわいの拠点」、市民にとっては、生活利便性が向上する「日常生活の拠点」となり、山居倉庫周辺エリアに交流と日常的なにぎわいが生まれる環境を目指す。」

としており、山居倉庫の活用はこの商業跡地と連携し、同構想の基本理念・基本方針を具現化するものとなることが 求められる。

③ 市民協働

上記に示したとおり、これまでの山居倉庫の活用方法は観光に偏重しており、市民が文化財価値を共有し、保護に向けた意識向上を図る機会が少ない状況にある。公有化後は、観光活用に加えて、市民が山居倉庫に集い、文化財を身近に感じられるような活用方法も検討する必要がある。

また、市民が山居倉庫の保存・活用に関わる手段が限られていることも今後の課題として挙げられる。現在実行されている市民参加の手段の1つとして「酒田市観光ガイド協会」のガイド案内が挙げられる。酒田市を訪れる観光客に歴史や見所の案内を行うもので、山居倉庫はこのガイド案内の実績が多数ある。料金は1時間1000円、予約は酒田市観光ガイド協会が所属する酒田観光物産協会宛てに電話・FAX・メールのいずれかで申込を受け付けており(ガイド希望日の5日前まで要予約)、電話の場合はコース希望などの応相談が可能となっている。現在、同協会に在籍するガイドは約30名ほどであるが、今後はガイドの増加、特に若者の参加が望まれる。

このほか、指定地の維持管理(除草・清掃)など、市民の善意による保護活動も行われるが、全体として活動は低調であり、文化財保護に関する資金調達、防災・防犯に関するボランティアなど、市民が担うことができる様々な保護活動が考えられる。山居倉庫を市民の共有財産として保存・活用していくためには、市民の保存・活用に対する意識向上と積極的な参加を得る必要性があり、今後、より多く様々な側面における保護活動の手段と市民参加の機会創出に取り組む必要がある。

④ 生涯学習·学校教育

山居倉庫の歴史的背景や文化財価値については、市内生涯学習施設において公開講座を開き広報に努めている。また、 県内外・小中学校の地域学習や修学旅行の受入れ等を行っている。 このような中で、現在、史跡地において山居倉庫の文化財価値を十分に理解するためには有料施設(「庄内米歴史資料館」)への入館が必須であり、全ての来訪者が文化財価値を理解・享受している状況にない。外部にも解説板は配置されるが、局所的なものに留まっており、全体的な計画性に乏しく、山居倉庫全体の史跡価値を十分に説明できていない。観光目的による来訪者にも最低限の文化財価値を伝え、その興味関心を深めるためには有料施設への入館を促すといったような、文化財解説に関する総合的な展示計画の策定が必要である。

また、史跡におけるガイダンス以外にも、学校教育活用に向けた出前授業や観光ボランティアの体験授業、生涯学習活用に向けた市民歴史講座・シンポジウム・講演会の開催などによって、各世代に向けた山居倉庫への誇りと愛着の醸成が求められる。

4. 整備に関する現状と課題

整備に関する現状と課題の概要を表 4-8 に示し、以下に各項目の詳細を記述する。また、構成要素ごとの整備に関する課題は図 4-6 及び表 4-9 に示す。

	項目	現状と課題
	遊歩道(石畳)	土壌表層部の硬化がケヤキ並木の樹勢衰退の一因と推定されており、石畳の撤去、表層部への影響の少ない遊歩道への変更が必要となっている。
景観整備	歴史的景観との調和	後の整備によって付加された景観要素の修景が求められる。
tenu	庭・緑地・樹木	切株や実生木、後の整備によって付加された植栽について、史跡における保存管理上 の取り扱いが定められていない。
交通	駐車場	曜日・時間によって混雑が見られ駐車枡の不足が発生している。今後、史跡を積極的に活用し観光者の増加を見込むためには、駐車場用地の確保が急務である。
	水道管・消火栓	個人所蔵管の埋設、普通鋳鉄管の老朽化、配水管のループ化などの諸問題があり、水 需要量と消防水利を踏まえ、更新の検討が必要である。
便益施設	トイレ	活用・整備に伴い観光者の急増が見込まれ、トイレの増設が必要となる場合は、設置場所の検討及び史跡の歴史的景観への配慮が求められる。
ДX	看板・サイン	役割が重複しているもの、史跡の歴史的景観に配慮されていないもの、有効に活用されていないもの、文字等が認識できない劣化の進んだもの等が散見される。

表 4-8 整備に関する現状と課題 (赤太字:重点事項)

(1) 景観整備に関する現状と課題

(1) 舗装

指定地の観光駐車場~倉庫群東側は(庭園部分を除いて)アスファルト舗装を主体とする。今後、史跡の歴史的景観との調和を図ることを視野に入れた舗装の変更を検討する。

② 遊歩道(石畳)

ケヤキ並木の下に設置された遊歩道(石畳)は、現在の山居倉庫において、倉庫群・ケヤキ並木と一体的な景観要素として認知されているが、歴史的根拠に基づいた整備ではなく、史跡価値の理解に対して誤解を生じている可能性も否定できない。また、観光者の増加に伴って、ケヤキ並木の根茎保護のために設置されたものであったが、石畳の設置と多数の歩行者による土壌表層部の硬化がケヤキ並木の樹勢衰退の一因と推定されており、石畳の撤去と表層部への影響の少ない遊歩道への変更が必要である。

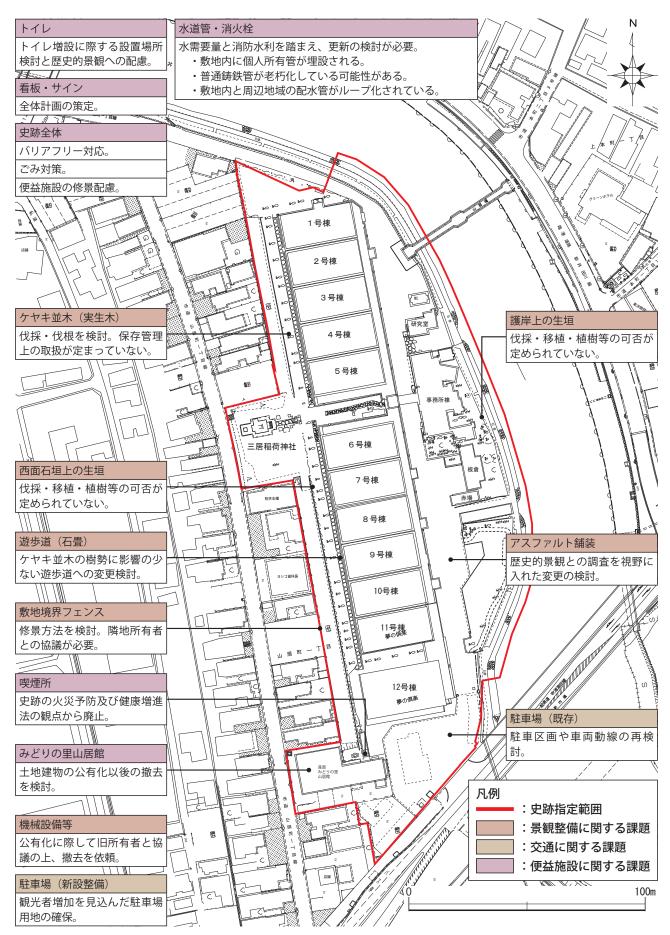


図 4-6 整備に関する課題(個別事項)

表 4-9 構成要素ごとの整備に関する課題

大分類	小分類	No.	大項目	小項目	課題
	土地・地形	64	舗装		史跡の歴史的景観の保全に向けて、史跡の歴史的景観と の調和を図ることを視野に入れた舗装の変更を検討する 必要がある。
		65	観光駐車場		曜日・時間によって混雑が見られ駐車枡が不足する事態が発生しているため、今後、史跡を積極的に活用し観光者の増加を見込むためには、駐車場用地の確保が急務である。
		66 遊歩道(石		畳)	樹勢衰退の一因の可能性も指摘されている。検討の上、必要に応じて撤去を視野に入れる。なお、撤去の場合、ケヤキ並木根茎保護のため、別途遊歩道が必要となる。
		67	12 号棟脇石	張り舗装	石張り舗装は歴史的根拠に従った整備ではないことから、 観光駐車場や12号棟を大きく改変・整備する際には舗装 の変更を視野に入れる必要がある。なお、、他の倉庫整備 において、当該石張り舗装との調和を規範としないよう 留意する。
	建造物	69	みどりの里	山居館	土地建物の公有化以後の取扱(撤去を含む)について検討が必要である。
		70	駐輪場・喫	煙所	駐輪場は有効に活用されているが、喫煙所は史跡の火災 予防及び健康増進法の観点から廃止が求められる。
付		71	公衆便所		活用・整備に伴い観光者の急増が見込まれ、トイレの増設が必要となる場合は、設置場所の検討及び史跡の歴史的景観への配慮が求められる。
付加•	工作物	72	新井田川手摺	木製	定期的な塗装補修が求められる。
整		74	敷地境界	フェンス	修景方法について検討する必要がある。
整備された諸要素		75	百葉箱		備蓄米保管のために必要な気象観測施設を歴史的景観として捉え、保存すべきものか検討する必要がある。定期的な塗装補修が求められる。
· 要	庭園・樹木	76	緑地公園		芝生の生育管理に努める必要がある。
素			生垣	西面石垣上	成育管理を行い、生垣の機能保持を図る必要がある。
	看板・サイン		 		役割が重複しているもの、史跡の歴史的景観に配慮されていないもの、有効に活用されていないもの、文字等が認識できない劣化の進んだもの等が散見される。サインに関する総合計画が求められる。 史跡指定以前に設置されたものは、史跡の歴史的景観に配慮したものへの変更が求められ、今後新設するものも併せて、歴史的景観への配慮が必要となる。
		80	看板・サイン	解説板	屋外における解説板は局所的なものに留まり、史跡価値 を十分に説明できていない。屋外に設置する文化財の解 説板については、全体計画が求められる。
		84		デジタルサイネージ	積極的な活用を検討する。
		85		顔出しパネル	設置場所の適否や撤去について検討が必要である。
		86		注意喚起板	文化財の保存・活用に関するもの、山居倉庫や個別施設の管理・運営に関するものが混在している。
		87		危険物標識	継続的な設置が必要なもの、所有が酒田市へ移行した場合に不要となるものなど整理が必要である。
	便益施設	90			既存・新設するものについて、修景(色調の調和)を検 討する。
	電気・照明設備	電気	・照明器具	共通事項	省エネ対応として LED 照明への変更を検討する。

大分類	小分類	No.	大項目	小項目	課題
機械設備 1		102	屋外機械類	クーリングタワー	米穀倉庫としての利用が停止されると不要になる。市へ 所有が移る際に撤去を検討する必要がある。但し、倉庫 を低温倉庫として継続的に活用する場合は存置も視野に 入れる。
付 加		103		空調室外機	室外機を直接露出しているものについては修景が必要である。
整	燃料	104	燃料置場	プロパンガスボンベ	活用に応じて、燃料の変更を検討する必要がある。
整備さ		105		灯油タンク	
れた諸要素	防災設備	106	消火栓		指定地内には個人所有管の埋設が確認されている。また、 普通鋳鉄管が使用され、これらが老朽化している可能性 が極めて高い。敷地周辺の水道管を確認すると、指定地 内と周辺地域の配水管がループ化している範囲がある。 水需容量と消防水利を踏まえると、指定地の水道管につ いては更新の検討が必要である。
		107	消火器具置	場	一部の消火器は市販の消火器ボックスに入っている。修 景を検討する必要がある。

③ 庭園・樹木

指定地内に点在する実生木は意図して植栽したものではないため伐採・伐根を検討しているが、保存管理上の手続きが定められていない。また、新井田川護岸・西面石垣の法肩に植栽された生垣等、史跡の本質的価値に関わらない植栽については、伐採・移植・植樹等の可否が定められていない。

④ 敷地境界フェンス

指定地西面(三居稲荷神社南側~「みどりの里山居館」)に敷地境界フェンスが設置される。「みどりの里山居館」 周辺は、史跡の歴史的景観に配慮した色調である一方、三居稲荷神社南側は史跡の歴史的景観に配慮されていない。 修景方法について検討が必要であるとともに、隣地所有者との協議が必要となる。

⑤ 機械設備等

倉庫内外部に設置された機械設備(冷房機等)については、公有化に際して旧所有者と協議の上、撤去を依頼する。

(2) 交通に関する現状と課題

① 駐車場

敷地南端に山居倉庫への来訪者用駐車場が設けられるが、曜日・時間によって混雑が見られ駐車枡が不足する事態が発生している。なお、史跡地内の駐車場への出入りは市内幹線道路の1つである県道353号吹浦酒田線に接しており、 渋滞への対応として誘導員を配置している。

史跡地内で(特に大型バスについて)駐車場の増加が困難であることから、今後、史跡を積極的に活用し観光者の 増加を見込むためには、駐車場用地の確保が急務である。

なお、敷地内には観光駐車場と管理者用駐車場との境界や市道山居町一丁目線からの侵入防止として車止めが設置されている。整備・活用に向けては、これら駐車区画や車両動線の再検討も必要である。

② 公共交通

「酒田駅前」から「山居倉庫前」のバス停に至る公共交通として、庄内交通株式会社による路線バスと酒田市福祉乗 合バス(るんるんバス)が運行している。

③ その他交通手段

酒田駅前観光案内所(ミライニ内)をはじめ市内各所で観光自転車の貸出し(無料)が行われている。車両台数は

157 台(内 60 台は飛島に配置)、貸出時間は 9 時から(返却時間は貸出所によって異なり酒田駅前観光案内所は 18 時半まで)、要当日返却、返却は全ての貸出所で受付(借りた貸出所でなくても構わない)、予約不可(台数に限りがあり自転車が無い場合もある)となっている。なお、JR 酒田駅から山居倉庫までは約 2 km の道程となる。

(3) 便益施設等に関する現状と課題

① みどりの里山居館

指定地南西隅には JA 全農山形が管理運営する農産物直売所「みどりの里山居館」が位置する。野菜・果物・生産者 手作りの加工品・惣菜等を販売する施設であるが、建物は史跡の歴史的・文化的価値と無関係であり、土地建物の公 有化以後は撤去も視野に入れる。

① 水道管・消火栓

指定地内には個人所有管の埋設が確認されている。また、普通鋳鉄管が使用され、これらが老朽化している可能性が極めて高い。敷地周辺の水道管を確認すると、指定地内と周辺地域の配水管がループ化している範囲がある。水需容量と消防水利を踏まえると、指定地の水道管については更新の検討が必要である。

②トイレ

山居倉庫は史跡指定以前から観光地として整備が行われてきた。トイレは 12 号棟「酒田市観光物産館 酒田夢の 倶楽」と、山居橋南袂に単体建物(公衆便所)が設置される。山居橋南袂のものは男子トイレ内部が吹き放しで、利 用者への配慮が求められる。また、現時点でトイレ増設の要望は無いが、活用・整備に伴い観光者の急増が見込まれ、 トイレの増設が必要となる場合は、設置場所の検討及び史跡の歴史的景観への配慮が求められる。

③ 休憩施設

11号棟・12号棟の間にあるケヤキ並木の下は、ウッドデッキ、木製ベンチ、アルミ製テーブル・椅子等が設置され、オープンテラスとして整備・活用されている。指定地東面南側(新井田川沿い)には緑地公園が整備されており、芝地・遊歩道・ベンチ等が配される。また、史跡内各所には見学者の動線に沿ってベンチが置かれ、休憩場所として提供されている。

④ 看板・サイン

観光地としての整備により、多種多様な看板・サイン類が設置される。これらの中には役割が重複しているもの、 史跡の歴史的景観に配慮されていないもの、有効に活用されていないもの、文字等が認識できない劣化の進んだもの 等が散見される。

⑤ バリアフリー対応

車いす等を利用して史跡及び各建造物内部を見学できるよう、段差解消等のバリアフリー対応が求められる。

⑥ ごみ

来訪者等によるごみについては、店内及び自動販売機利用によるものを除き、受け付けていない。今後も来訪者等の増加に対して、ごみの持ち帰り等のマナー啓発によって、ごみの減少を図る。

⑦ 喫煙

駐車場西側に駐輪場兼喫煙所が設けられる。史跡の火災予防及び健康増進法の観点から、史跡地内禁煙(火気厳禁)とする必要がある。

8 その他

史跡に付加・整備される便益施設については、歴史的景観を阻害しないものとなるよう修景等の配慮が必要である。

第5章 大綱·基本方針

1. 大綱

史跡山居倉庫を今後とも保存し活用していくため、望ましい将来像を以下のように考えます。

- 山居倉庫に関する調査研究を継続的に実施し、山居倉庫の価値を一層明らかにするとともに、価値の保存や活用の基本とします。
- 史跡山居倉庫の本質的価値を構成する諸要素の保存・活用を図り、後世へ確実に引き継いでいきます。
- 史跡の防災や、災害時の来訪者の安全のために必要な施策に取り組みます。
- 山居倉庫の歴史的・自然的環境の維持・保全に努め、山居倉庫からの眺望や市街地から眺望に配慮した景観形成を図ります。
- 調査成果に基づく活用を図ることにより、市民や子どもたちが酒田の歴史に親しみ学び、観光客がより一層楽しめる機会を創出します。
- 山居倉庫の保存と活用を推進し、山居倉庫の価値と魅力を伝えることにより、地域の文化財としての意識を高め、 山居倉庫の価値を市民や関係諸団体など多様な関係者と連携し、酒田市のまちづくりや交流人口の拡大に寄与します。
- 史跡の保存と活用を推進するために必要な組織、体制を継続するとともに、事業遂行にあたっては市民や関係諸 団体との連携を図ります。

2. 基本方針

(1) 保存

- ① 史跡山居倉庫の本質的価値を構成する諸要素である各建造物・工作物などを保存するとともに、樹木などの自然環境を保全し後世に継承します。
- ② 日常の維持管理を継続し、史跡を適切な状態に保つとともに、定期的にモニタリングを行い、史跡の状況把握に努めていきます。
- ③ 保存のための調査研究を継続して行います。
- ④ 災害に対する各建造物等の防災対策を進めていきます。
- ⑤ 現状変更に関する方針を定め、適切に運用します。

(2) 周辺環境

① 史跡指定地に含まれていない新井田川護岸や隣接地などについては、史跡指定地と一体的に景観保存に努めていきます。

(3)活用

① 山居倉庫保存のための調査研究を計画的に継続して行うとともに、山居倉庫の魅力や調査の成果の積極的な公開・ 情報発信に努めます。

- ② 山居倉庫の価値を多様な来訪者や市民に対し、分かりやすく伝えるための環境を整えます。
- ③ 酒田の歴史について市民や子どもたちが学ぶ機会を創出します。
- ④ 災害時の来訪者の安全対策に努めます。
- ⑤ 山居倉庫を観光資源として活かし、地域社会・地域経済を活性化させるまちづくりへつなげる施策について検討していきます。
- ⑥ 山居倉庫とその周辺の整備予定地との連携を図り、多様な交流や賑わいを生み出すような活用を進めていきます。
- ⑦市内にある他の文化財と一体となった活用を図ります。

(4)整備

- ① 保存と活用のために、山居倉庫整備計画を策定します。
- ② 整備事業の計画立案にあたっては、調査成果を十分に検討し、史跡の価値の正しい理解につながるようにします。

(5) 運営・体制の整備

- ① 計画の実施にあたっては、その進捗状況を定期的に検証し、必要に応じて課題の解決を図ります。
- ② 保存活用計画の推進にあたっては、教育委員会を中心に、関係する市の部局間における連絡調整を緊密に行います。
- ③ 文化庁、山形県教育委員会等関係機関との連絡調整を適切に行うとともに、山居倉庫に関わる諸団体との連絡調整を緊密に行います。
- ④ 保存活用計画の推進にあたり、市民協働に努めます。

3. 史跡の保存・整備における年代設定

山居倉庫の保存・整備に向けては、史跡の将来像として目指すべき基本的な年代を設定する。

山居倉庫は、明治26年(1893)の取引所法制定に合わせて発足した株式会社酒田米穀取引所の付属倉庫として建設された。預米に対し米券(預米証券・倉荷証券)を発行したことから米券倉庫とも称され、山居倉庫の米券は全国各地に存在した米券倉庫の中でも最も有名かつ高い信用を得ていたという。

建設に当たっては、保管する米穀を舟運で流通させる上で便が良く、米穀を火災や河川増水等の災害から守るために適した敷地の選択・造成が行われた。また、防災・防犯・防湿・通風・換気・断熱などの機能性を持つ複数棟の倉庫を建設するとともに、周辺環境の整備によって防風・遮熱が試みられ、技術的な創意工夫によって米穀の品質維持を実現した。現在の各管理施設は度重なる増築が行われた姿を有しており、米穀管理倉庫としての機能性の高さとこれに伴う運営体制の強化を示すものといえる。

昭和14年(1939)の「米穀配給統制法」の発布により米券倉庫としての歴史は一旦の終焉を迎えたが、以後も農業協同組合が管理する米穀の低温倉庫として使用が続けられた。山居倉庫の歴史的・文化的な価値は、創建当初から現在に至るまで100年以上に渡り、一貫して庄内地方で作られた米穀を高い品質で維持・保管するための米穀倉庫としての歴史を刻み続けてきたことにあるともいえる。

以上に鑑み、山居倉庫の保存・整備では、上記で示した

- ・米穀流通の歴史的経緯の中で我が国を代表する米券倉庫として存在した歴史性
- ・米穀の品質を維持するための施設全体の機能性
- ・創建当初から現在に至るまで庄内米と米作の歴史と共に歩んだ象徴性
- の3点について後世へ継承する必要があると考える。

よって、将来像として目指すべき本史跡の姿は、現在に至るまでの敷地・施設・運営の変遷を価値と見なし、現状を維持することを目指すこととする。

なお、上記の年代設定はすべての諸要素を該当の年代に復原・整備することを定めたものではなく、各諸要素が置かれた状況と史跡全体の保存活用計画・整備計画と内容等を照合し検討・判断を行うこととする。設定年代以外による整備の具体例を以下に示す。

- ① 諸要素の保存状況や調査成果により、当初または中古への復原がふさわしいと判断される諸要素については、設定年代を遡った意匠による整備を認める。但し、この場合は展示解説等によって復原年代を明確に示すことを前提とする。
- ② 資料調査や保存修理工事の成果によって、建造物の用途や形式の変遷がより具体的に明らかとなった際は、詳細な検討を行い整備の姿を定めていく。
- ③成立の年代に関わらず、史跡の構成要素として重要なものは保存の対象とする。
- ④ 活用に応じて新たに設けられる諸要素については、史跡の本質的価値や史跡全体の歴史的景観を損なうことのない 意匠による整備を前提とする。

第6章 保存(保存管理)

1. 保存の方向性

山居倉庫は、明治 26 年(1893)に株式会社酒田米穀取引所の付属 倉庫として、酒田市街地の南東を流れる新井田川の左岸、鵜渡川原村山 居(現山居町一丁目)に建設された。当時、米の大量輸送はすべて船に よるものであったため、新井田川を下ると最上川河口に合流し、すぐに 港につながる利便性の高い当該敷地が選ばれた。建設は元々河原だった 土地に約 3.6m の盛土工事を実施する所から始まり、周囲を石垣で固め、 倉庫の各礎石下に 2 間(約 3.6m)の松丸太杭を打ち込んだ。造成され た敷地には、防災・防犯・防湿・通風・換気・断熱などの機能性を有す る倉庫が複数棟建築され、大正 15 年(1926)までに 12 棟の倉庫、事 務所棟、東宮殿下行啓記念研究室、板倉、三居稲荷神社など現存建物の 整備が行われた。倉庫西側には、日本海からの強い西風と夏の直射日光 を遮り、倉庫内の温度を一定に保つ目的でケヤキ並木が植えられている。

保存の基本方針(第5章再掲)

- ① 史跡山居倉庫の本質的価値を構成する諸 要素である各建造物・工作物などを保存 するとともに、樹木などの自然環境を保 全し後世に継承します。
- ② 日常の維持管理を継続し、史跡を適切な 状態に保つとともに、定期的にモニタリ ングを行い、史跡の状況把握に努めてい きます。
- ③ 現状変更に関する方針を定め、適切に運用します。

山居倉庫の本質的価値の象徴的な部分は保管された米穀を災害・犯罪から守るとともに、品質低下を防ぐための様々な建築技術や環境整備にあるといえる。

これらの山居倉庫の価値を保存し、構成に継承するためには、本質的価値を構成する「①土地・地形」「②建造物・ 工作物」「③庭園・樹木」「④河川・護岸」の保存管理に取り組み、歴史的景観を維持していく必要がある。

土地・地形は現状維持を基本とし、山居倉庫創建時以降の造成に関する遺構と発展・変遷に伴って失われた施設等の地下遺構を保護することで、文化財価値を維持し後世に継承する。現存する建造物・工作物は適切な修理・維持管理によって良好な状態を保つ。庭園・樹木については、定期的な剪定管理を行うことで適切な状態に保つとともに、樹勢維持に関するモニタリングを実施する。河川・護岸は変状・劣化に関するモニタリングを行い崩落等に直結する危険性が認められる場合は修復を検討する。

史跡山居倉庫の保存管理においては、これら本質的価値を構成する諸要素の総合的な保存管理を行うことで、歴史的・ 文化的景観を維持し、史跡全体の価値を高めることとする。

2. 保存管理の方法

(1)調査

山居倉庫の歴史資料は、酒田市教育委員会:『山形県酒田市文化財調査報告書 山居倉庫 文化財調査報告書』(2020.9、以下:『山居倉庫報告書』とする)の編集において一応の整理が行われているが、個人所有の資料収集、建造物、工作物、石垣、護岸等も含めて、今後も調査研究を継続し、保存管理に反映していく。

(2) 土地・地形の保存管理

本質的価値を構成する土地・地形の保存管理は現状維持を基本とし、自然的要因による地形の変化に注意する。 創建時における土地の造成と施設の変遷に伴う地下遺構の保護に鑑み、災害対応等で止むを得ない場合を除き、人 為的な地形の改変は原則認めない。上記に伴って、土地の形質の改変・地下遺構の破壊に繋がる恐れがある行為(指定地における建造物・工作物の新設、既存建造物の増築、樹木の植樹など)は原則認めない。但し、文化財を保護するために必要な措置(地下遺構の保護盛土など)、科学的根拠に基づく復原、防災・防犯等に必要な改変(雨水排水の改善等)、活用に応じて必須となる施設・設備等の新設等については、地下遺構の調査を前提に現状変更等の審議・検討を行い実施の許否を判断する。

創建当初の土地造成を示す西面石垣については、変状・劣化等に関するモニタリングを行い崩落等に直結する危険性が認められる場合は修復を検討する。

舗装等の改変については、地下遺構の保護、歴史的・文化的景観との調和を前提としたものに限ることとし、整備における影響範囲に鑑みて、現状変更等の審議・検討を行い実施の許否を判断する。

上記のほか、本質的価値の保存、見学者等の安全確保、適切な活用を目的とした整備に必要な行為については、その内容に応じて史跡価値の保護を前提とした現状変更等の審議・検討を行い実施の許否を判断する。その際、各種整備においては、現状変更等を必要最小限に留めるものとする。

史跡の歴史的景観を保全するため、落葉が溜まりやすい場所(特に建物周辺)は日常的な清掃に努め、また、除草 管理等にも努める。

(3) 建造物・工作物の保存管理

本質的価値を構成する建造物・工作物の保存管理は、現状の姿を保つことを前提とし、災害対応等で止むを得ない場合を除き、移築・撤去を認めない。

本質的価値を構成する建造物・工作物は、活用・整備に向けた保存状態の詳細調査を実施し、劣化・破損が確認された際には、状況に応じた適切な修復によって良好な状態を継続的に保つ。安定的な存続が危惧される程の著しい劣化・破損等が確認された場合には、解体工事を含む根本的な修復の措置を検討する。また、必要に応じて、科学的根拠に基づく復原、活用または防災・防犯に必要な改修・整備を行うことで、史跡を構成する諸要素として価値の維持向上を図る。

科学的根拠に基づく復原や活用に必要な改修整備に伴い、建造物の規模・構造・意匠等を変更する際は、文化財価値の保護を前提とした現状変更等の審議・検討を行い実施の許否を判断する。但し、活用に必要な改修整備においては、現状変更等を必要最小限に留めるものとする。この際、現状変更等で付加される造作材や設備等は、後世の復原に際して容易に撤去できる形式とする。

活用に向けては、耐震診断と診断結果に伴った耐震補強を計画し、また、活用の用途に伴っては、各種法令適合について確認することで利用者の安全を確保する。

本質的価値以外の建造物・工作物、または付加・整備された建造物・工作物については、撤去を認める。撤去に際しては、 地下遺構の調査を前提とし、影響範囲を最小限に留めることとする。

指定地には建物よりも高い樹木が多数存在する。落葉が堆積する場所(屋根面・樋・雨落ち側溝等)については、 木部の腐朽や雨水排水の機能不全を予防するため、定期的な清掃を計画・実施する。また、建造物の保存に影響のある草木(ツタ)については、定期的な伐採を行い、繁茂抑制に努める。

(4) 庭園・樹木の保存管理

庭園・樹木の保存管理においては、理由なき樹木の伐採・移植・植樹は原則認めない。伐採・抜根等の必要性が生 じた場合は、その理由を併せて現状変更等の審議・検討を行い実施の許否を判断し、許可のあった場合は対象樹木の 管理記録を作成した上で実施する。なお、枝葉の剪定など、維持管理の行為は現状変更等に含まない。

疫病・虫害被害(マツクイムシ等)について、モニタリングを実施し、予防対策、保護対策を講じる。 枯死や自然災害 (雪

害や風害)による倒木、または倒木の危険性のある樹木など、早期対応が求められるものについては、速やかに撤去を行い、事後、現状変更等の報告を行う。指定地内の樹木を枯死・自然災害等の理由で伐採・抜根・撤去した場合は、同一種を植樹することで歴史的景観の維持を図る。

積雪による枝折れ被害が想定される樹木については、雪囲い・雪吊りなどの冬季管理を徹底する。

(5) 護岸・河川の保存管理

本質的価値を構成する護岸・河川の建造物・工作物等の保存管理は、現状の姿を保つことを前提とし、災害対応等で止むを得ない場合を除き、移設・撤去を原則として認めない。石造の荷揚場・護岸法面・根固め等は変状・劣化等に関するモニタリングを行い崩落等に直結する危険性が認められる場合は修復を検討する。

モルタルで補修された護岸法面については、当面は現状維持の方針とする。必要に応じて、科学的根拠に基づく復原や歴史的景観に適した修景を行うことで、史跡を構成する諸要素として価値の維持向上を目指す。なお、法面には時期によってツタの繁茂が認められる。目地に根を張ることで石垣の緩みを招く恐れがあるため、定期的な伐採を行い、繁茂抑制に努める。

(6) 保存管理の取扱い

史跡を構成する諸要素の現状を変更し又はその保存に影響を及ぼす行為(現状変更等)を行う場合には、関連法規・ 条例及びこれらと緊密な関連の下に定められた諸計画の適正な運用・実施を行う。

整備完了後に山居倉庫の活用を担う事業者等に対しては、文化財保護に関する規制の周知徹底を図り、各種行為を制限する。また、指定地内の環境を維持し、諸要素の劣化・破損等を防ぐため、落葉の除去、雑草等の繁茂抑制をはじめとする清掃や剪定等の日常的な管理に努めるとともに、モニタリングや防犯パトロールの計画・実施、冬季管理の徹底等、改変・破損等の予防対策、保護対策を講じ、未然に防ぐ体制を整える。

本計画で判断できない事案が発生した場合には、活用事業者等関係者の意見聴取や、文化庁と山形県教育庁文化財・ 生涯学習課との協議を踏まえて対応する。

3. 構成要素ごとの保存管理の方法

上記した山居倉庫における保存管理の方法に鑑みて、表 6-1 に構成要素ごとの保存管理を示す。

表 6-1 構成要素ごとの保存管理の方法

大分類	小分類	No.	大項目	小項目	保存管理の方法
	土地・地形	土均	也・地形共通	事項	現状維持を基本とし、自然的要因による地形の変化に注意する。災害対応等で止むを得ない場合を除き、人為的な地形の改変は原則認めない。 土地の形質の改変・地下遺構の破壊に繋がる恐れがある行為(建造物・工作物の新設、既存建造物の増築、樹木の伐採・植樹など)は原則認めない。但し、以下の行為は地下遺構の調査を前提に現状変更等の審議・検討を行い実施の許否を判断する。 ・文化財を保護するために必要な措置(地下遺構の盛土保護等)・科学的根拠に基づく復原・防災・防犯等に必要な改変(雨水排水の改善等)・活用に応じて必須となる施設・設備等の新設 など舗装の改変については、地下遺構の保護、歴史的・文化的景観との調和を前提としたものに限る。 建物周辺(特に落葉が溜まる場所)は清掃を計画・実施する。また、雑草の繁茂抑制(除草管理等)に努める。
		1	土地		エロージョン(表土流出)による地形の変化についてモニタリングを行い、大幅な変化が認められる場合は防止措置を検討する。
本		2		地下遺構	創建時の土地造成と施設の変遷に伴う地下遺構を保護する。
質的価値					発掘調査は文化財価値向上を目的とする全体計画を策定 の上で実施する。 重要な地下遺構が検出された場合は、保護の措置を取る。
を		3	三居稲荷神社	境内(土地)	神域・境内としてふさわしい景観を保存する。
構成		4			現状維持とする。幅員や高さの改変は原則認めない。
本質的価値を構成する諸要素		5	西面石垣	北側(空積)	現状維持を基本とし、災害防止で止むを得ない場合を除き、改変を認めない。 変状・劣化等に関するモニタリングを行い、崩落等に直結する危険性が認められる場合は修復(局所的な積み直
		6		南側(練積)	し等)を検討する。 科学的根拠に基づく復原、防災・防犯等に必要な改変に よって石垣の構造・意匠等を変更する際は、現状変更等 の審議・検討を行う。
	建造物	建设	造物共通事項		現状の姿を保つことを前提とし、災害対応等で止むを得ない場合を除き、移築・撤去は認めない。 活用・整備に向けた保存状態の詳細調査を実施し、破損状況に応じた適切な修復により良好な状態を保つ。耐震診断と診断結果に伴った耐震補強を行う。必要に応じて、科学的根拠に基づく復原、活用または防災・防犯に必要な改修・整備を行うことで、価値の維持向上を図る。上記の改修・整備においては、現状変更等を必要最小限に留め、後世の復原に際して用意に撤去できる形式とする。 建物よりも高い樹木が多いため、落葉が堆積する屋根面・樋・雨落ち側溝等の定期的な清掃を計画・実施する。
			ļ	社殿(本殿・拝殿)	木部の腐朽が見られる。修復工事を計画・実施する。
			事務所棟 東宮殿下行	啓記念研究室	ツタの伐採、繁茂抑制を計画・実施する。
		24	板倉		シャッター等改造部分の復原または修景を行う。

大分類	小分類	No.	大項目	小項目	保存管理の方法
	工作物	工作物共通事項		İ	現状維持を基本とし、災害対応等で止むを得ない場合を除き、移設、撤去等の改変は原則認めない。 劣化・破損が著しいものについては、保存修理や劣化防止処理の対象とする。 著しい劣化等により、屋外での継続設置が困難な状況となったものは設置箇所等を記録の上、屋内施設への収蔵を検討する。
		27	三居稲荷神社	社標	周囲を囲う柵の丸鋼に対して防錆処理を行う。
				1	地震等による倒壊が懸念されることから、予防措置を講
		21		灯籠	じる。
		31		玉垣	各所に鉄筋の錆膨張とこれに伴うコンクリートの爆裂が 見られ、修復を行う。
		33	事務所棟	庭板塀	各所に破損・劣化(屋根板金の錆、柱鉄筋の錆膨張)が 見られ、修復を行う。
本		34	敷地境界	柵(敷地北端)	柵の丸鋼に対して防錆処理を行う。
本質的価値を構成する諸要素		庭園・樹木共通事項 35 ケヤキ並木 ケヤキ		ケヤキ	理由なき樹木の伐採・移植・植樹は原則認めない。 伐採・抜根等の必要性が生じた場合は、その理由を併せ て現状変更等の審議・検討を行い実施の許否を判断し、 許可のあった場合は対象樹木の管理記録を作成した上で 実施する。 疫病・虫害被害(マツクイムシ等)について、モニタリ ングを実施し、予防対策、保護対策を講じる。 枯死や自然災害(雪害や風害)による倒木、または倒木 の危険性のある樹木など、早期対応が求められるものに ついては、速やかに撤去を行い、事後、現状変更等の報 告を行う。 本質的価値に関わる樹木が枯死した場合は、同一種を植 樹することで歴史的景観の維持を図る。 上記のほか、詳細は表 6-2 に示す。 モニタリングによって樹勢回復に努める。 現状の姿を保つことを前提とし、災害対応等で止むを得
	/別川・ 吱汗	護岸・河川共通事項 42 新井田川護岸 護境			ない場合を除き、移設、撤去等の改変は原則認めない。 活用・整備に向けた保存状態の詳細調査を実施し、破損 状況に応じた適切な修復により良好な状態を保つ。 石造の荷揚場・護岸法面・根固め等は変状・劣化等に関 するモニタリングを行い崩落等に直結する危険性が認め られる場合は修復を検討する。 ツタの伐採、繁茂抑制を計画・実施する。 腐食の状況を確認し、強度に問題のあるものは交換する。
	土地・地形		倉庫群	雨落ち側溝	落葉による詰まり等が無いよう清掃を徹底する。
本質的					側溝の排水機能が不足し、土地・建造物等に悪影響を及 ぼしているものについては更新による改善を検討する。
価	工作物	50	藤棚(事務	所棟西面)	鉄骨に対して防錆処理を行う。
本質的価値を継承する諸要素	庭園・樹木	庭園	園・樹木共通	事項	本質的価値を構成する諸要素に準じ、見学者の安全確保、 定期的な剪定や清掃、下草の管理、疫病・虫害の予防管 理等を実施する。 上記のほか、詳細は表 6-2 に示す。
諸 要 素		52	ケヤキ並木	切株	切株は当初ケヤキの位置を示す遺構として当面は現状維持とする。史跡の文化財価値に影響無く抜根が可能であれば、歴史的景観を維持するため同一種の植樹を認める。

大分類	小分類	No.	大項目	小項目	保存管理の方法
継承する諸要素	河川・護岸	50	新井田川護岸	法面石垣(モルタル補修済)	モルタルで補修された護岸法面については、当面は現状維持の方針とする。必要に応じて、科学的根拠に基づく復原や歴史的景観に適した修景を行うことで、史跡を構成する諸要素として価値の維持向上を目指す。 ツタの伐採、繁茂抑制を計画・実施する。
素	看板・サイン	59	看板・サイン	倉庫番号看板	継続的に設置する。

表 6-2 本質的価値を構成する庭園・樹木の保存管理方法

1	 〒為の区分・内容	ケヤキ並木	鑑賞庭園・三居稲荷神社境内	個別樹木		
1	1200区分,以4	本来の防風・遮熱機能を保	鑑賞庭園としての本来の	凹刃划型八		
管理方針	庭園・樹木の保存 管理方針	特しつつ、樹勢の維持回復に努める。また、周辺の建造物や来訪者への影響が 懸念される落葉・枝折れ等に対する管理を徹底する。	監員庭園としての本来の 景観維持を目的とした管理に努める。 三居稲荷神社周辺は、神域・境内としてふさわしい 植生を保全する。	史跡の歴史的景観を想起 させる樹木を保存し、確実 な保護・継承に努める。		
	保護すべき主な樹種	ケヤキ	マツ類	マツ類、スギ、イチョウ、 フジ、アオギリ等		
			か。近年に植樹された樹木、歴 更等の審議・検討の上で伐採を ずる樹木は除伐を検討する。			
	樹木の伐採	_	鑑賞庭園としての景観を 妨げている樹木について は、景観向上を目的に伐採 を認める。	_		
(現状変更等の許可申請を要する行為保存管理	樹木の植樹・移植	植樹・移植は原則認めない (樹木の更新は除く)。 本質的価値に関わる樹木が正統な理由により除却された場合は、同一種を植樹することで歴史的景観の維持を図る。 活用において植樹が必要な場合 (歴史的景観の阻害要因となるものを植栽で隠蔽する場合など) は、指定地内の歴史的景観に調和した樹種を選定する。				
の許可申請を要す	危険木の取扱い	災害等による倒木、または枯死や著しい疫病・虫害等による倒木の危険性のあ 危険木の取扱い 枯損木の除却は維持管理で対応する。但し、除却後は報告を行い、木の位置や どについては、管理記録を徹底する。				
9る行為)	樹木等の更新	を認める。なお、以下の樹々	を遡ることができる樹木	よる更新についても検討を行		
	抜根	抜根は、史跡を構成する諸要素に影響のない範囲で認めることとし、現状変更等の審議・検討を行い実施の許否を判断する。 抜根に際しては、作業に掛かる周辺の地下遺構の保護を併せて検討し、必要に応じて発掘調査・記録作成を行う。				
現	実生木の取扱い	実生木であることが明らかな	は樹木は維持管理において伐採	・抜根を認める。		
状 変 面	外来種の取扱い	外来種は維持管理において代	以採・抜根を認める 。			
(現状変更等の許可申請を必要としない行為維持管理	樹勢の回復	歴史的景観に寄与している樹 ているものは回復に努める。	対木については、樹勢に関する	モニタリングを行い、弱まっ		
計申請を必要	防虫		Eニタリングを実施するととも 間辺環境への影響については十			
要としな	樹木の剪定 枯枝の除去		成要素に対して枝葉の影響(約)剪定、枯枝の除去に努める。	 蔡葉・枝折等)が大きいもの		
い行為)	積雪に対する管理	積雪による枝折れ被害が想象 める。	定される樹木については、雪園	囲い・雪吊りなどの管理に努		

4. 現状変更等の取扱い

(1) 現状変更等の取扱い

史跡山居倉庫の指定地内において、土地の形質の改変、建造物・工作物に関する建築行為、樹木の伐採・移植・植樹等の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為(以下、現状変更等という)を行う場合には、文化財保護法第125条の規定に従い、文化庁長官の許可を受けなければならない。

但し、維持の措置については文化庁長官の許可は不要とされている。 維持の措置の範囲は、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物 の現状変更等の許可申請等に関する規則第4条に規定されている。

(2) 現状変更等の取扱い共通指針

- ①現状変更等については、史跡を構成する諸要素の適切な保存と活用を 目的とするもの以外は原則として認めない。
 - *適切な保存を目的とした現状変更等
 - ・本質的価値の復旧、改善のために必要とする修復整備
 - ・自然災害や犯罪を防止するための工作物・設備等の整備
 - ・き損、滅失を防止するための一時的措置(一時移設等)
 - ・上記行為の実施に先立って実施される調査等
 - *適切な活用を目的とした現状変更等
 - ・史跡の歴史的または文化的価値の理解を妨げる要素の除去
 - 見学者等の安全確保に必要な整備
 - 活用に必要な最小限の整備
- ②いかなる現状変更等も、史跡山居倉庫の文化財価値に配慮して、必要 最小限になるよう努める。
- ③関連する各法令との調整を図る。
- ④関係者の所有権、財産権に関するものについては、関係者との調整を 図る。
- ⑤保存活用計画に定めのない事項については、関係部署や機関等と協議 のうえ、個別に判断する。

文化財保護法

(現状変更等の制限及び原状回復の命令)

第百二十五条 史跡名勝天然記念物に関し その現状を変更し、又はその保存に影響を 及ぼす行為をしようとするときは、文化庁 長官の許可を受けなければならない。ただ し、現状変更については維持の措置又は非 常災害のために必要な応急措置を執る場合、 保存に影響を及ぼす行為については影響の 軽微である場合は、この限りでない。

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念の現状変更等の許可申請等に関する規則

(維持の措置の範囲)

第四条 法第百二十五条第一項 ただし書の 規定により現状変更について許可を受ける ことを要しない場合は、次の各号のいずれ かに該当する場合とする。

- 1. 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、 又は衰亡している場合において、その 価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、 名勝又は天然記念物をその指定当時の 原状(指定後において現状変更等の許 可を受けたものについては、当該現状 変更等の後の原状)に復するとき。
- 2. 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、 又は衰亡している場合において、当該 き損又は衰亡の拡大を防止するため応 急の措置をするとき。
- 3. 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき 損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の 復旧が明らかに不可能である場合にお いて、当該部分を除去するとき。

表 6-3 現状変更等の許可申請を要する行為の具体的事例

分類	行為	備考
土地・地形	地形の改変	・地形の改変は原則認めない。例外として、地下遺構保護のために必要な盛土は 状況に応じて現状変更として認める場合がある。 ・雨水排水改善に向けて地形の改変が求められる場合、現状・課題・改善方法に ついて審議・検討の上で実施の許否を判断する。 ・地形の改変を伴う現状変更等を行う際は、事前に地下遺構の発掘調査を必須と する。
	石垣の改変	・土地造成の履歴を示す建造物(石垣等)については改変を原則認めない。但し、 調査等によって石垣の恒久的な保存や自然災害の防止に支障が認められ、その 構造を変更する必要性がある場合は、現状変更等の審議・検討を行い実施の許 否を判断する。
	舗装の改変	・指定地における土地の舗装を改変する場合は現状変更許可申請を要する。但し、地下遺構の保護、歴史的・文化的景観との調和を前提としたものに限る。 ・指定地外の舗装は、指定地との一体性・関連性を考慮して、審議・検討の上で実施の許否を判断する。
建造物工作物	建造物・工作物の建築行為	 ・本質的価値に関わる建造物の移築・撤去は認めない。 ・建造物・工作物の新設は原則認めない。但し、活用に必要な建築行為や、既存施設・設備を更新する場合については、地下遺構の調査を前提に現状変更等の審議・検討を行い実施の許否を判断する。 ・地下遺構の発掘調査を伴う建造物の復原、痕跡調査による既存建造物の復原など、文化財価値に関する建築行為については、現状変更等の審議・検討を行い実施の許否を判断する。 ・建造物・工作物の改修・修復に関わる工事については、現状変更等の審議・検討を行い実施の許否を判断する。 ・工作物の新設は文化財価値の理解促進や活用に必要なものに限り認めるが、現状変更等の許可申請を要する。 ・建造物・工作物のうち、本質的価値に関わらないもの、歴史的・文化的景観を阻害しているものについては、現状変更等の審議・検討を行った上で撤去を認める。 ・指定範囲外への工作物の新設については、設置場所や大きさ等を十分に配慮し、史跡の歴史的・文化的景観を損なわないものに限る。
	虫害(蟻害等)が 懸念される部材へ の措置	・虫害(蟻害等)が懸念される建造物・工作物に対して防虫処理を行う際は、材料・工法を検討の上、現状変更等の審議・検討を行い実施の許否を判断する。
	建造物・工作物の 塗装更新	・建造物・工作物の塗装(防錆処理含む)に関する更新作業は、外観・形態・意 匠・色調に大幅な変更を伴わないものとする。
	建築外構の改変	・雨落ちや犬走り等、建築外構を改変する場合については、現況調査を前提に現 状変更等の審議・検討を行い実施の許否を判断する。
	建築設備の新設、 改変	・電気・機械・衛生・空調・防災・防犯等に関する建築設備の新設・改修を行う際は、現状変更等の許可申請を要する。・バリアフリーへの対応によって、設備が付加される場合は現状変更等の許可申請を要する。・いずれの設備も建築本体への影響を極力少なくし、撤去が容易であることを前提とする。

分類	行為	備考
庭園・樹木	樹木の伐採、移植、植樹	 ・樹木の伐採・移植・植樹は原則認めない。近年に植樹された樹木、歴史的景観を阻害している樹木などについては、現状変更等の審議・検討の上で伐採を認める。 ・伐採・移植・植樹せざるを得ない場合、その理由を併せて現状変更等の審議・検討を行い実施の許否を判断する。 ・災害等による倒木、倒木の危険性のある樹木や枯損木の除去など、早期対応が求められる場合は維持管理で対応する。但し、除却後は報告を行い、木の位置や種別などについては、管理記録を徹底する。 ・抜根は、史跡を構成する諸要素に影響のない範囲で認めることとし、現状変更等の審議・検討を行い実施の許否を判断する。
河川・護岸	石垣の改変	・新井田川護岸については改変を原則認めない。但し、調査等によって恒久的な保存や自然災害の防止に支障が認められ、その構造を変更する必要性がある場合は、現状変更等の審議・検討を行い実施の許否を判断する。 ・モルタルで補修された護岸法面について、科学的根拠に基づく復原や歴史的景観に適した修景を行う際は現状変更等の審議・検討を行い実施の許否を判断する。
その他	その他工作物等の 新設、撤去、移設	・便益施設や看板・サイン等、活用に供する工作物等に関する新設、撤去、移設 は、一部を除き現状変更等の審議・検討を行い実施の許否を判断する。

5. 維持管理の取扱い

(1) 土地・地形の管理

非常災害時や経年劣化により破損等が生じた土地・地形に関する一時的応急措置は、維持管理で対応する。

・被災箇所、破損箇所への応急措置(被災箇所・破損箇所の養生、二次災害を防止する仮設物設置など)

(2) 建造物・工作物の管理

非常災害時や経年劣化により破損等が生じた建造物・工作物に関する以下の行為については、維持管理で対応する。

・被災箇所、破損箇所への応急措置(被災箇所・破損箇所の養生、二次災害を防止する仮設物設置など)

また、風雪害、凍害等の恐れのある要素に関する管理・養生(雪囲い等)については、維持管理で対応する。

(3) 庭園・樹木の管理

- 庭・緑地・樹木の管理のうち、以下の行為については、維持管理で対応する。
 - ・災害等による倒木、または倒木の危険性のある樹木、枯損木の撤去(但し、除却後は現状変更等の報告を行い、 木の位置や種別などについては管理記録を徹底する)。
 - ・病虫害防止のための措置
 - ・景観維持のための日常的な除草や草木の管理
 - ・積雪による枝折れ防止など、安全管理のための樹木の剪定、枯損木の伐採、枯枝の除去
 - ・冬季管理における仮設物設置(雪囲い・雪吊りなど)

(4) 護岸・河川の管理

非常災害時や経年劣化により破損等が生じた護岸・河川に関する一時的応急措置は、維持管理で対応する。

・被災箇所、破損箇所への応急措置(被災箇所・破損箇所の養生、二次災害を防止する仮設物設置など)

また、景観維持のための日常的な除草や草木の管理については、維持管理で対応する。

(5) 清掃管理

日常的な清掃については、維持管理で対応する。

(6) 危機管理

以下の注意喚起に関する簡易的な工作物の設置は維持管理で対応する。但し、史跡の歴史的景観を阻害する大きさのものは設置を認めない。設置は土地の掘削を伴わない(地下遺構の破損に繋がらない)ことを条件とし、注意喚起が不要となった際に移動・撤去が容易な仕様を原則とする。

- ・見学者等の安全に関わる注意喚起
- ・史跡の防災・防犯に関わる注意喚起

表 6-4 維持管理で対応する行為の具体的事例

ひしょ。作り自在でかからのは何の大学のは				
分類	行為	備考		
土地・地形	災害対応	・災害によって破損した土地の応急措置(被災箇所の養生、二次災害を防止する 仮設物設置など)は維持管理で対応する。被災箇所の復旧は現状変更等の審議・ 検討を行い実施の許否を判断する。		
	清掃管理	・指定地及び周辺地や建物内の日常的な清掃は維持管理で対応する。		
建造物 工作物	・災害によって破損した建造物・工作物等の被災箇所への応急措置(被災箇所の 養生、二次災害を防止する仮設物設置など)は維持管理で対応する。被災箇所 の復旧は現状変更等の審議・検討を行い実施の許否を判断する。			
	清掃管理	・落葉が堆積する屋根面・樋・雨落ち側溝等の定期的な清掃は維持管理で対応する。		
	冬季管理	・建造物・工作物等の積雪・凍害等に対する冬季管理・養生は維持管理で対応する。		
庭園・樹木 実生木の取扱い ・実生木であることが明らかな樹木は維持管理で伐採・抜根を認め		・実生木であることが明らかな樹木は維持管理で伐採・抜根を認める。		
	外来種の取扱い	・外来種は維持管理において伐採・抜根を認める。		
	危険木の除去	・災害等による倒木、または枯死や著しい疫病・虫害等による倒木の危険性のある樹木、枯損木の除却は維持管理で対応する。但し、除却後は報告を行い、木の位置や種別などについては、管理記録を徹底する。		
	病虫害防止のため の措置	・樹木への防虫処理については維持管理で対応する。但し、周辺環境への影響に ついては十分に注意を払う。		
	樹木の剪定、枯枝 の除去、除草管理	・安全管理のための定期的な樹木の剪定、枯枝の除去、景観維持のための日常的 な除草や草木の管理は維持管理で対応する。		
	冬季管理	・積雪による枝折れ被害が想定される樹木に対する、雪囲い・雪吊り等の冬季管理・養生は維持管理で対応する。		
河川・護岸	災害対応	・災害によって破損した河川・護岸の応急措置(被災箇所の養生、二次災害を防止する仮設物設置など)は維持管理で対応する。被災箇所の復旧は現状変更等の審議・検討を行い実施の許否を判断する。		
看板・サイン	注意喚起サインの新設	・文化財の解説、見学者等の安全に関わる注意喚起、史跡の防災・防犯に関わる 注意喚起等のサイン新設は維持管理で対応する。但し、史跡の歴史的景観を阻 害する大きさのものは設置を認めない。設置は土地の掘削を伴わない(地下遺 構の破損に繋がらない)ことを条件とし、撤去が容易な仕様を原則とする。		

図 6-1 現状変更等の許可申請に係る事務手続きの流れ

事前相談

■所有者等が計画しようとする現状変更等の行為について市教育委員会に相談する。

計画位置、各種法令等や現状変更等の取扱指針との整合、着手までのスケジュールなどを確認する。

事前協議

■現状変更等の行為の内容について、市教育委員会と県教育委員会が協議を行う。 必要に応じて、市教育委員会と関係課、県教育委員会、文化庁との協議を行う。

図面や現地確認などにより、史跡山居倉庫の本質的価値・構成要素・景観・周辺環境への影響などを判断する。内容によっては、計画の変更を要することがあるため、他の法令(都市計画法・景観条例やこれらに関わる補助金申請)の許認可等に先立って協議することが必要となる。

文化庁へ申請の場合 市教育委員会へ申請の場合 申請不要 ■事前協議に基づいて、市教育委員会へ許可申請書を提出する。 許可申請 市教育委員会は申請書を県教育委 員会へ進達する。 県教育委員会は申請内容を審査の 上、文化庁へ副申する。 ■文化庁の文化審議会文化財分科会 において内容が審査され、許可の 文化財保護法施行令により許可権 可否が決定される。 限が市教育委員会へ移譲されている 許可等 許可書は、文化庁から県教育委員 ものについては、市教育委員会が審 会、市教育委員会を経由して申請者 査の上、許可書を交付する。 へ届けられる。 発掘調査 必要に応じて事前の発掘調査を行う。 ■現状変更の実施 申請が許可されたら、現状変更等の行為に着手する。 現状変更

現状変更 等の行為 の着手

許可に条件が付されている場合には、その内容・事項を確認し、市教育委員会の立会いが必要な場合には、申請者は市教育委員会と日程調整を行った上で着手する。

一度許可された案件でも、その内容を変更するとき(期間の変更も含む)は、 再度、現状 変更の内容変更に関する申請を要する。

終了報告

■工事等が完了したら、市教育委員会へ終了報告書を提出する。

終了報告書には、施工の前後を比較できる写真等を添付する。

報告書を市教育委員会から県教育 委員会を通じて文化庁へ進達する。

申請~許可 の連絡まで

-----約2ヶ月

約1调間

※変更内容によってはさらに期間が必要となる場合がある。

第7章 周辺環境の保全

1. 周辺環境の保全の方向性

山居倉庫の建設地は、最上川と新井田川に挟まれた中洲(通称、山居島)で、下流直ぐ側で最上川河口に合流し、港に直結する海上輸送に有利な地点であった。舟運を利用して米穀を山居倉庫へ運搬した歴史的背景に鑑みると、山居倉庫の文化財価値を保護し、その価値を維持向上しながら、後世へ継承するためには、指定地の保存管理に加え、周辺環境、特に新井田川一帯の景観を指定地と一体的な価値を有するものとして捉え、適切に保全することが求められる。

周辺環境の保全の基本方針(第5章再掲)

① 史跡指定地に含まれていない新井田川護 岸や隣接地などについては、史跡指定地 と一体的に景観保存に努めていきます。

また、指定地西側は、かつて試験用水田として利用されていたが、現在は「商業地域」に区分された建ペい率80%、 容積率400%の住宅地が隣接している。このため、旧来の歴史的景観は失われているが、指定地における歴史的景観 への配慮や樹木の生育に必要な日照確保に向けては、建造物・工作物等の高さや色彩等への規制が求められる。

周辺環境を保全するためには、指定範囲の周辺地域を緩衝地帯に設定し、当該地帯においては歴史的景観の保全や 良好な景観形成に努める。

緩衝地帯における地下遺構については、山居倉庫の歴史を実証する可能性があるものと捉え、指定地と同様に保護 及び調査研究の対象とし、埋蔵文化財包蔵地の指定を検討する。

2. 緩衝地帯の設定

緩衝地帯は「酒田市景観計画」における景観形成重 点地域「山居倉庫周辺地区」と周辺の新井田川河川区 域や周辺道路の範囲を設定し、歴史的景観への配慮を 求める。

当計画における緩衝地帯は法的規制ではなく、土地・ 建造物の所有者等への協力を求めるものであるが、酒 田市景観条例に基づく「酒田市景観計画」の規制(第 2章に「届出対象行為」、本章に「届出行為に対する勧 告や変更命令を行うための届出対象行為の制限の基準 (景観形成基準)」を記載)を遵守することで、史跡の 周辺環境における歴史的景観を保全し、これに加えて、 本計画に示す周辺環境の保全に関する考え方を併せて 実行することで、文化財価値の維持向上に努める。

また、緩衝地帯に関わらず、史跡の周辺地域において歴史的景観を大きく阻害する開発行為については、 市が所有者・事業者に対して景観保全への協力を働きかける。

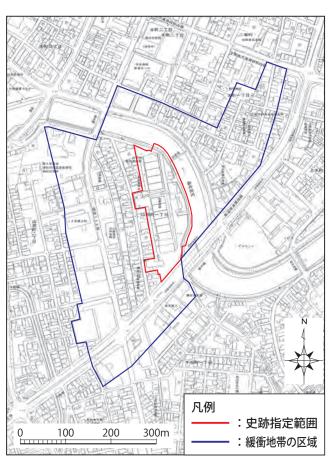


図 7-1 史跡指定地及び周辺環境の保全に向けた緩衝地帯の区域

良好な景観形成のための行為の制限に関する事項(景観形成基準)「酒田市景観計画」(抜粋)

規制又は措置の基準

①景観法第16条第3項若しくは第6項又は景観法第17条第1項の規定の届出行為に対する勧告や変更命令を 行うための届出対象行為の制限の基準(景観形成基準)は、表2のとおりとします。 なお、景観形成重点地域においては別に定めます。

表 2-1 全般的な事項

- ア 自然や歴史的・文化的遺産等の地域の良好な景観資源を保全するとともに、主要な眺望点からの眺望を妨げないように配慮すること。
- イ 地域の特性を考慮し、周辺景観との調和に配慮すること。

表 2-2 建築物の新築、増築、改築又は移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更工作物の新設、増築、改築又は移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

	作物の新設、増築、改築又は移転、外観を変更することとなる修繕者しくは模様替又は色彩の変更
位置、規模 並びに形態	 プ 地域のシンボルとなる山稜及び河川の近傍地にあっては、主要な眺望点からの眺望を阻害したり、眺められる稜線を遮ったり背景との調和を乱すことのないような位置、規模及び形態意匠に配慮すること。 イ 市街地にあっては、周辺の建築物又は工作物との連続性を考慮して、まちなみと調和した高さ、位置及び形態意匠とするよう配慮すること。 ウ 良好な田園景観を有する地域では、周辺環境から突出しないよう位置、規模及び形態意匠に配慮すること。 エ 良好な自然景観を有する地域では、これと調和するよう規模及び形態意匠に配慮すること。 オ 建築物又は工作物が全体としてまとまりのある形態意匠となるよう配慮すること。
色彩	ア 周辺景観と調和する色彩を用いるよう配慮すること。 イ ベースカラー (基調色) は、日本色研配色体系で定める高彩度のビビッド、ブライト、ストロング及びディープ並びに蛍光色並びに明度 1.5 以下の無彩色以外の色彩とすること。ただし、伝統的な意匠や工法で行う場合や他の法令等で使用する色があらかじめ決められている場合は、この限りではない。 ウ 多くの色彩やアクセント色を使用する場合は、その数、色彩相互の調和及びバランスに配慮すること。
素材	ア 周辺景観と調和する素材を採用するよう配慮すること。 イ 可能な限り、耐久性に優れた維持管理が容易な素材や、年数とともに景観の中に溶け込むよう な素材を採用するよう配慮すること。
その他	ア 一つの敷地に複数の建築物、工作物、屋外駐車場等を設ける場合は、施設間の調和及び施設全体と周辺景観との調和に配慮すること。 イ 建築物又は工作物の移転後の跡地は、周辺景観との調和が損なわれることがないよう配慮する こと。

表 2-3 開発行為及び土地の形質の変更

- ア 行為後の状態が、周辺の景観との調和が損なわれることがないよう配慮すること。
- イ 現況の地形を可能な限り活かし、長大な法面や擁壁が生じないように配慮すること。
- ウ 樹木の伐採は必要最小限にとどめ、地域に育成する樹木による緑化等に配慮すること。

表 2-4 土石の採取及び鉱物の掘採

- ア 行為後の状態が、周辺の景観との調和が損なわれることがないよう配慮すること。
- イ長大な法面が生じないよう配慮し、緑化に配慮すること。
- ウ 行為後は、地域に育成する樹木による緑化等による景観の復元に配慮すること。

表 2-5 物件の堆積

- ア 集積等の面積及び高さは必要最小限にするとともに、整然とした堆積とすること。
- イ 道路や公共の場から容易に望見できない位置とするか、敷地外周部に植栽等を施し周辺の景観に配慮すること。
- ②景観法第16条第6項の規定による国の機関又は地方公共団体に対する制限の基準は、①の規定によります。



図 7-2 景観形成重点地域「山居倉庫周辺地区」区域図 「酒田市景観計画」(抜粋)

景観形成重点地域「山居倉庫周辺地区」 良好な景観の形成のための方針 「酒田市景観計画」(抜粋)

(2) 良好な景観の形成のための方針

- ア 酒田を代表する歴史、観光資源である山居倉庫の景観を保全するとともに、周辺地区を山居倉庫と調和した個性的で魅力的なエリアとするために、地域住民、事業者、行政が協働で景観づくりを行います。
- イ 山居倉庫や本間家旧本邸、旧鐙屋などの歴史的な雰囲気と調和した、和風の落ち着きあるまちなみをつくります。
- ウ 特に、山居倉庫と新井田川対岸は、相互に見る場所、見られる対象となることから、その関係を大切にした景観づくりを進めます。

表 7-1 景観形成重点地域「山居倉庫周辺地区」 景観形成基準 酒田市景観計画(抜粋)

	項目	A地区の基準 (山居町一丁目、本町一・二丁目)	B地区の基準 (山居町-・二丁目、千石町-丁目、若竹町-丁目)
	高さ	12 mまでとする。	20 mまでとする。
	外観、意匠	山居倉庫、本間家旧本邸、旧鐙屋などの歴史的な雰囲気と調 和した、和風の落ち着いた外観、意匠に配慮する。	同左
建築物	屋根	勾配屋根(切妻、寄棟等)に黒系の和瓦を使用するよう配慮 する。	勾配屋根(切妻、寄棟等)に黒系の 和瓦が望ましい。
Y ///	外壁の色彩、 仕上げ材	高彩度の色は使用しない。 漆喰壁、土壁、砂壁状吹付け材、板張りその他これらに類するもの又は同等の質感のある素材で仕上げるよう配慮する。	高彩度の色は使用しない。
	建具等	和風の外観との調和に配慮する。	同左
	門、塀等	塀を設置する場合はコンクリートブロック塀を避け、板塀や 生垣の設置に配慮する。	_
	植栽	敷地内の樹木等を保全し、植栽の適切な維持管理に配慮する。	同左
	設備機器等	空調の室外機やガスボンベ等は、道路(山居倉庫)から見え ない場所に設置するか、目隠し等の修景を施すよう配慮する。	同左
 	自動販売機	高彩度の色は使用せず落ち着いた色彩を使用したり、目隠し 等の修景を施すよう配慮する。	同左
	鉄塔等	周囲の景観への影響を軽減するため、設置場所や色彩、高さに配慮する。	同左
	駐車場等	板塀や生垣の設置に配慮する。	同左
	広告物	高彩度の色は使用せず、通りの雰囲気との調和に配慮する。	同左

3. 周辺環境の保全の方法

(1) 周辺環境の改善

「酒田市景観計画」における景観形成基準は、計画策定以前から存在する建造物・工作物等に対しては適用されないが、 山居倉庫の歴史的景観を大きく阻害する構造物については、設置者又は管理者に対し、改修等を行う際に景観に配慮 した形態・意匠・材料・色彩等への変更、歴史的景観との調和への協力を働きかけることで、周辺環境の改善に努める。

(2) 周辺環境の悪化に対する防止対策

文化行政に加え、都市計画行政、景観行政等の関係部局と意思疎通、連携を密に取ることで、周辺環境に関する土 地利用規制の情報を十分に把握する。

大規模な建設工事、構造物の設置等、開発行為等による歴史的景観に対する負の影響を最大限回避するため、開発 主体と事前相談等の機会を確保し、望ましい内容へと改善するための指導助言に努める。

土地・建物の所有者が変更した場合、歴史的景観の保全・良好な景観形成への協力を働き掛ける。

(3)追加指定

周辺環境は指定地と一体的な歴史的景観を有した、潜在的価値を持つ貴重な要素であることを十分考慮し、埋蔵文 化財包蔵地の指定を検討し、保護及び調査研究の対象とする。

また、調査研究の成果に基づき保護すべき範囲が特定される場合、当該地の所有者の理解・同意を得て、史跡の追加指定について検討を行う。

(4) 対処・対応

周辺環境において、指定地との一体的な保存管理に支障をきたす状況が発生した場合には、文化庁、山形県教育庁 文化財・生涯学習課と協議しつつ、所有者・管理者との意思疎通の下に改善に努める。

4. 周辺環境の保全の具体的考え方

指定地及び周辺環境の保全について、景観配慮の具体的な考え方を例示する。なお、下記に示したものは「酒田市 景観計画」に規定される「届出対象行為」「景観形成基準」に該当するものを除き、現状変更等の許可の基準や厳守す べき規制を定めたものではない。実施にあたっては、本項目を参考にしながら、史跡山居倉庫の歴史的景観と調和し た保全方法の検討・工夫が望まれる。

① 地形の保全

周辺環境の保全は、軽微な地形の改変を妨げるものではない。但し、山居倉庫に関連する地下遺構の存在が懸念される範囲では、開発主体と事前相談等を行い、発掘調査の実施、または、地下遺構の破壊に繋がる深度の掘削や切土を伴う開発行為の抑制の協力を検討する。また、地下遺構の有無にかかわらず、歴史的景観に大きな影響が懸念される切土・盛土を伴う開発行為は、開発主体と事前相談等を行う。

② 護岸・河川の保全

指定地の歴史的景観を形成する新井田川左岸の護岸が指定地外にも延びており、一体的な保護が求められる。河川管理者との連携により、指定地と一体的な保護を図るとともに、新井田川の景観を維持・改善するため流域における水質悪化に繋がる行為を抑制する。

③ 住宅等の建造物・工作物

周辺環境の保全は、上部構造物(住宅等の建造物・工作物)の建設を妨げるものではない。但し、史跡の周辺環境の保全に向けては、「酒田市景観計画」との連携によって、景観形成基準に則ったものに限り、史跡の隣接地にふさわしい景観誘導に取り組む。

6 一般駐車場

現在、西側隣接地には月極駐車場など上部構造物の無い敷地も見受けられる。このような指定地に隣接する一般駐車場を整備するに当たっては、舗装に自然素材や歴史的景観に配慮した色調を促す、または、目隠しとなる植栽等を施すことが望ましい。

⑦その他開発行為

既存構造物については、設置者又は管理者に対し、改修等を行う際に景観に配慮した形態・意匠・材料・色彩等への変更、緑化や自然景観との調和への協力を働きかける。

景観阻害要因となる開発行為は、開発主体と事前相談等を行い、抑制を求める。

表 7-2 周辺環境の保全の考え方(参考例)

部位・部材			参考例					
総則			以下の基準は指定地の周辺環境の保全に関する参考例を示したものである。 なお、これらは法令に基づくものではなく、現状変更等の許可の基準や厳守すべき規制を定めたものではない。実際の計画・設計にあたっては、本項目を参考にしながら 更なる検討・工夫が望まれる。					
	外部	基礎	地下遺構の存在が懸念される範囲では、発掘調査の実施を求める。					
住宅等の 建築物		構造	外観における歴史的景観との調和が原則であり、構造に基準は設けないが、木造が望ましい。					
	内部		壁等によって囲まれた内部空間には景観配慮を求めない。					
	標識							
 道路等の 付帯施設	照明		高彩度の色は使用せず、歴史的景観に配慮した色調で、光沢を抑えたものが望ましい。 既往施設への共架を検討する。					
	ガードレール							
	転落防止• 横断防止柵		植栽によって機能が代替できるものは、植栽への変更を進める。					
電柱等	電柱							
电性守 	地上機器		同形反の色は使用とす、歴史的京観に能應した色調で、几点を抑えたものが至ました。					
擁壁、法面保證	隻		以下の修景を施したものが望ましい。 ・石材等の自然素材を使用したもの、または同種の表面処理を施したもの。					
標識・サイン、碑・像等	標識・ サイン類		史跡に関するものは、形態・意匠・素材・色彩等に統一性を持たせたものが望ましい。					
	碑・像		散在しないように設置位置を選定したもののみ、設置を許可する。					
その他諸施設	その他諸施設 遊歩道		自然素材や伝統的意匠を活用した舗装が望ましい。 手摺などの付帯施設は自然素材を活用したもの、または金属製とする場合は歴史的景観に配慮した色調で、光沢を抑えたものが望ましい。					

第8章 活用

1. 活用の方向性

山居倉庫は、近現代における米穀流通の歴史を知る貴重な文化財とし ての活用を基本とします。

山居倉庫の本質的価値を次世代に向けて確実に継承するため、計画的 な調査・研究を継続し、価値の保存と拡充に努め、調査・研究成果に基 づいた適切な活用を促進します。

史跡指定地及び各遺構は、文化財としての価値を保存しながら、史跡 の魅力を高めるための活用を図ります。史跡の公開・見学に向けては、 文化財価値の理解・享受を深めるためのガイダンス機能の充実をはじめ、 市民や見学者等の交流促進・便益性向上などに繋がる施設としての活用 を目指します。また、山居倉庫は既に観光資源として全国的に周知され ており、継続して地域社会・地域経済の活性化に寄与する活用を目指し ます。このためには、近接する酒田商業高校跡地整備事業との連携を図 ることで山居倉庫周辺エリアの価値を高め、多様な交流や賑わいを創出 する活用を推進します。

なお、公開・活用に向けては、災害・犯罪から文化財及び来訪者等を 守るため、未然の対策を講じるともに、災害・犯罪が発生した際の関係 者の行動・対応を定め、安心・安全な公開・見学環境を整えます。

山居倉庫の価値・魅力を広く伝えるためには、積極的な公開・情報発

信に努めます。市民や子どもたちなど、各世代が米穀流通の歴史と山居倉庫の文化財価値を学び、愛着・誇りを醸成 する機会を創出するため、学校教育・地域学習・生涯学習の場としての活用を促進するとともに、市民協働による保存・ 活用に努めます。

市内の関連文化財や周辺観光地との連携を図ることで相乗効果を狙うとともに、様々な広報媒体を用いた広報・普 及・啓発に努めることで、史跡としての価値を市内外へ情報発信します。とりわけ、山居倉庫は日本遺産「荒波を越 えた男たちの夢が紡いだ異空間〜北前船寄港地・船主集落〜」の構成文化財に設定されていることから、北前船によっ て繋がる全国の市町村と連携した活用や、「鳥海山・飛島ジオパーク」との連携によって酒田市全体の歴史文化に触れ る活用も図ります。

2. 活用の方法

(1) 教育・学習

山居倉庫の文化財価値を学校教育・地域学習・生涯学習に向けて活用を図ります。

① 学校教育・地域学習に向けた活用

学校教育においては、小学校、中学校、高等学校とそれぞれの段階に応じ、山居倉庫の文化財価値について理解促 進につながる学習機会を設け、校外学習・地域学習による活用推進を目指します。

活用の基本方針(第5章再掲)

- ① 山居倉庫保存のための調査研究を計画的 に継続して行うとともに、山居倉庫の魅 力や調査の成果の積極的な公開・情報発 信に努めます。
- ②山居倉庫の価値を多様な来訪者や市民に 対し、分かりやすく伝えるための環境を 整えます。
- ③ 酒田の歴史について市民や子どもたちが 学ぶ機会を創出します。
- ④ 災害時の来訪者の安全対策に努めます。
- ⑤山居倉庫を観光資源として活かし、地域 社会・地域経済を活性化させるまちづく りへつなげる施策について検討していき
- ⑥山居倉庫とその周辺の整備予定地との連 携を図り、多様な交流や賑わいを生み出 すような活用を進めていきます。
- ⑦市内にある他の文化財と一体となった活 用を図ります。

具体例としては、県内外の小・中学校の地域学習や修学旅行の受入を継続するほか、各学校への出前授業の実施、 米作りに関する実際の民具を利用する体験授業、観光ボランティアの体験授業など、文化財に触れる学校教育への活 用を検討します。また、小学校の副読本への掲載など、米穀流通の歴史に親しむ機会を設けます。史跡としての文化 財価値に関する教育だけでなく、米穀流通を通した酒田市全体の歴史学習に努めます。

② 生涯学習に向けた活用

生涯学習においては、山居倉庫に関する調査・研究の情報公開 (歴史講座、講演会、現地説明会・調査報告会、資料展示、 企画展、シンポジウムの開催等)、米穀の生産・流通を体験・学習する体験プログラムの提供などを通して、現地への興味・ 関心を高めます。

(2) 公開・見学

市民・見学者等が文化財価値の理解・享受を深めるために、史跡の公開・見学に関する活用を推進します。史跡指 定地及び各遺構を可能な限り公開・見学に供することで、史跡の文化財価値と魅力を広く伝えます。

酒田市を代表する観光資源として多様な交流や賑わいを創出し、地域社会・地域経済の活性化に繋げるとともに、 史跡指定地及び各遺構に触れる機会を創出するための催事・イベントの開催、ユニークベニュー*としての活用を検討 します。また、市民協働や地域コミュニティによる活用を促進し、愛着・誇りの醸成を図ります。

*ユニークベニュー:本来の用途とは異なるニーズに答えて特別に貸し出される会場。

① 史跡指定地及び周辺地域の活用

指定地は市民や見学者が史跡の価値を体感するための散策や、ケヤキ並木・水辺空間を利用した憩いの場としての 活用を図ります。史跡指定地及び周辺地域は、史跡としての歴史的景観を整えるとともに、史跡全体に関する歴史や

図 8-1 活用の骨子

【教育・学習】 ○学校教育への活用 ・修学旅行受入継続、出前授業、副読 本への掲載、民具体験、観光ボラン

○牛涯学習への活用

ティア体験授業等

・歴史講座、講演会、現地説明会、調 査報告会、資料展示、企画展、シン ポジウムの開催等

【公開・見学】

- ○観光資源としての地域活性化
- ○市民協働や地域コミュニティによる活 用の促進
- ○史跡に触れる機会の創出
 - ・催事、イベント、ユニークベニュー
- ○史跡価値を体感できる散策
- ○市民や見学者の憩いの場
- ○周辺地域から史跡指定地を眺める視点 場整備
- ○新井田川沿岸や舟船を利用した交通 ネットワークの整備検討
- ○ガイダンス、インフォメーション機能
- ○日本遺産、ジオパークと連携した展示 機能
- ○活用に応じた便益性の向上、市民、見 学者等の交流促進
 - ・飲食施設、休憩場、展示ギャラリー、 販売店、宿泊施設等
- ○市民が利用できる事業導入
 - ・市民活動の貸し出しスペース、起 業支援のための体験型チャレンジ ショップ等
- ○低温倉庫としての継続利用
- ○管理、運営事務機能の入居
- ○酒田商業高校跡地整備事業との連携

【広報・普及・啓発】

- ○印刷物による情報提供の充実
 - 観光パンフレット・マップ等
- ○デジタルデータ運用による文化財情報 の公開
 - 市ホームページやポータルサイト開 設等
- ○日本遺産、ジオパークと連携した情報 交換や PR
- ○年間スケジュールの作成
- ○見学者ニーズを捉えるアンケートの実 施と共有化の仕組みづくり
- ○北前船に関する広域ネットワークを活 かした地域活性化

各遺構の価値などに関する案内板・解説板を充実させ、史跡の価値をわかりやすく理解・享受できる活用に努めます。

周辺地域においては史跡指定地を眺めるための環境整備として、周辺道路や新井田川対岸(右岸)の活用促進(視点場整備等)を図ります。また、最上川舟運と山居倉庫への米穀流通の想起や、周辺地域と史跡指定地を往来する手段の一つとして、新井田川沿岸や舟船等を活用した交通ネットワークの構築や動線計画等も検討します。

② 建物群の活用

現存する建造物群は、文化財価値の普及・啓発、史跡の散策に対する便益施設、多様な交流や賑わいの創出、地域社会・ 地域経済の活性化などに向けた活用を図ります。

倉庫群には、酒田市の観光ガイド、山居倉庫のガイダンススペース、インフォメーションセンターなどの施設を設け、文化財価値の理解・享受の促進に向けたガイダンス機能や、山居倉庫の歴史を体感できる活用機能の充実を図ります。ガイダンス機能においては、山居倉庫の歴史、敷地及び建造物群の変遷をはじめ、庄内米の生産、米穀流通など、酒田の米産業に関する内容を展示します。また、日本遺産「荒波を越えた男たちの夢が紡いだ異空間〜北前船寄港地・船主集落〜」や「鳥海山・飛島ジオパーク」のストーリーと連携した展示解説を行うことで、酒田市の自然、港町文化、文物交流の歴史などを踏まえた総合的な展示解説に努め、様々な興味・関心に応える活用を目指し、効果的な見学者の増加を目指します。

史跡の散策に供する便益性向上や、市民や見学者等の交流促進に向けては、飲食、体験施設、休憩所、展示ギャラリー、

建物名 現在 公有化後の活用方法 庄内米歴史資料館 1号棟 2号棟 3号棟 飲食、体験施設、休憩所、展示ギャラリー、販売店等の便益施設 としての活用を目指す。 4号棟 市民や地域コミュニティの活動に供する貸し出しスペースの設置 5号棟 や、起業支援のための体験型チャレンジショップなど民間による 6号棟 倉庫 事業導入を図る。 倉庫群 7号棟 倉庫群の既存機能を有効利用した低温倉庫としての継続的な利用 8号棟 も視野に入れる。 9号棟 10 号棟 11 号棟 日本遺産・ジオパークスペースとして活用する。 夢の倶楽 山居倉庫ガイダンススペース、観光ガイドスペース、建物管理等 12 号棟 の機能を持つインフォメーションセンターとして活用する。 客間 (未使用) (未使用) 和室 休憩室 事務室 飲食、体験施設、休憩所、展示ギャラリー、販売店、宿泊施設等 事務所棟 事務室 の便益施設としての活用を目指す。 会議室 資料収蔵庫 管理・運営者や保存活用団体の事務機能の入居も視野に入れる。 (未使用) 応接室 物置 金庫室 東宮殿下行啓記念研究室 研究室 板倉 倉庫 倉庫として活用する。

表 8-1 建造物ごとの活用方法

赤場

倉庫

販売店等の便益施設としての活用を目指します。

多様な交流や賑わいの創出、地域社会・地域経済の活性化に向けては、市民・地域コミュニティの活動に供する貸し出しスペースの設置や、起業支援のための体験型チャレンジショップなど、山居倉庫の保存・活用を支える地元の人々が利用できる事業導入も図ります。また、倉庫群の既存機能を有効利用した低温倉庫としての継続的な利用も視野に入れ、山居倉庫で低温保管した商品を地域ブランディングに繋げる地域発信機能の導入を検討します。

事務所棟・東宮殿下行啓記念研究室の建物は、倉庫群同様、飲食、体験施設、休憩所、展示ギャラリー、販売店等の活用に加え、宿泊施設や管理・運営者や保存管理団体の事務機能の入居の可能性についても検討していきます。

上記の活用に関しては、酒田商業高校跡地整備事業との連携を図り、機能に重複のないように整備を進めます。

③ 活用に向けた防災・防犯対策

史跡の公開・活用に向けては、災害・犯罪から文化財及び来訪者等を守るため、未然の対策を講じます。地震に対する建造物等の耐震診断・補強、火災に対する屋内外の消火栓や自動火災報知設備の設置、風水害・雪害等に対する管理体制、落雷に対する避雷設備や雷保護システムの設置、各種犯罪に対する防犯灯や機械警備設備の設置など、事前に把握した様々な災害・犯罪リスクに応じた対策を図ります。

また、災害・犯罪リスクを関係者で共有し、防災・防犯の意識向上を図るとともに、防災・防犯に関する関係者(行政、管理者、市民等)の連携を強化するとともに、災害時に取るべき行動や連絡体制を整理し、これらの周知と定期的な訓練等を行い、災害時の円滑な行動に繋げます。

(3) 広報・普及・啓発

史跡としての価値を様々な広報媒体を用いて、積極的に市内外へ情報発信を行います。

① 情報提供と公開

山居倉庫の更なる活用に向けては、本質的価値を理解するために必要な情報提供と公開に努め、印刷物(観光パンフレット・マップ等)による情報提供の充実を図ります。

山居倉庫の文化財価値をはじめ、各構成要素の詳しい情報や歴史資料のデータベースについては、市ホームページやポータルサイト開設により公開するなど、デジタルデータの運用による幅広い普及・啓発を図ります。

また、これらの普及・啓発活動は、関連文化財(指定・未指定を問わない)や周辺観光地(指定地内外を問わない) との間で、広域的かつストーリー性のある連携によって相乗効果を図るとともに、情報交換や PR の場として積極的に 活用します。

②山居倉庫の価値に触れる機会の創出

山居倉庫を積極的に活用するためには、文化財価値を体感するための場所や契機の創出を促進する必要があります。 史跡の活用、観光資源としての活用を通して、市民が文化財価値への理解を深めることで誇りと愛着を育み、各世代 の保存と活用への関心を高めて、後世へと継承していくことを目指します。

山居倉庫の価値に触れる機会をより多く創出するためには、山居倉庫における催事・イベントの企画に加え、四季の移ろい(ケヤキ並木の新緑・紅葉・落葉、冬の風景、庄内米や農作物の収穫期、それらを用いた食の旬等)を感じる時期・期間・場所・行事等の実施日など、山居倉庫の様々な価値を一覧できるカレンダー(年間スケジュール)などを作成し、山居倉庫には「いつ」「どこに」「どのような」価値があるのかを明確にしていきます。

③ 見学者等への対応の向上と充実

見学者等への対応を向上・充実させるため、見学者のニーズをすくい上げるアンケート等を実施し、対応の改善等にむけた情報を市関係課及び活用団体が共有する仕組みを構築します。

また、周辺の文化財や市内の観光施設・観光地との連携を図り、見学者への対応の向上と充実、また見学者増加を図ります。特に、平成29年(2017)に認定を受けた日本遺産「荒波を越えた男たちの夢が紡いだ異空間〜北前船寄

港地・船主集落~」のストーリーや構成文化財との連携を通じて、効果的な見学者の増加に努めます。

④ ネットワークの構築

山居倉庫は日本遺産「荒波を越えた男たちの夢が紡いだ異空間〜北前船寄港地・船主集落〜」の構成文化財の一つとして、酒田市における港町文化の保護・情報発信等に寄与しています。史跡としての価値の拡充と評価の向上に留まらず、日本遺産のストーリー拡充を念頭に置き、酒田市全体の歴史文化に寄与する活用に努めます。

また、当該日本遺産がシリアル(広域)型であることから、北前船に関する広域なネットワークを活かし、山居倉庫と日本の近代史との関連を追求することで、更なる価値の向上と全国的な知名度の向上を目指し、これらの成果を歴史・文化を活かした地域の活性化へと繋げていきます。

第9章 整備

1. 整備の方向性

山居倉庫における各種整備は、文化財の保存に関わるもの、適切な活用促進に関わるものを原則とします。各種整備は保存(保存管理)と活用の方針に従い、史跡としての本質的価値を損なわない方法・手段を前提とし、常に文化財価値への配慮を念頭に置いて計画・実施します。

整備の実行に先立っては、本計画を前提とした山居倉庫整備基本計画を策定し、これに従って整備を推進します。整備によって史跡に付加される諸要素は歴史的景観との調和を図った上で、可能な限り長期間の使用に耐えられる仕様を選定します。

整備の基本方針(第5章再掲)

- ① 保存と活用のために、山居倉庫整備計画 を策定します。
- ② 整備事業の計画立案にあたっては、調査 成果を十分に検討し、史跡の価値の正し い理解につながるようにします。

整備の詳細な手法・仕様は山居倉庫整備基本計画において定め、関係機関及び市教育委員会と調整し実施します。また、整備実施にあたっては、文化財価値の改変に関わる要所において、市教育委員会が立ち合いの元で実施します。

2. 整備の方法

(1) 保存のための整備

文化財の保存に関する整備は、遺構の保護・修復、植生の保存管理、防災・防犯対策など、本質的価値の保存に必要な行為を対象とします。

① 遺構の修復

山居倉庫の本質的価値を構成する諸要素に対する整備は、保存修理または史料根拠を伴った復原を基本とします。

日常的な管理によって遺構(建造物・工作物・護岸等)に確認された 破損については、部分的な部材・部品の交換や外観・形態・意匠に大幅 な変更を伴わない修理は早期対応に努めます。

② 地下遺構の保護

地下遺構を保護するための盛土等については、状況(表層の不足等) に応じて整備するものとします。

③ 植生の保存管理

山居倉庫の本質的価値を構成する諸要素のうち、庭園・樹木の保存管理に必要な整備を実施します。

【整備の方法】

保存のための整備

- ・遺構の修復
- ・ 地下遺構の保護
- ・植生の保存管理
- ・防災・防犯対策

活用のための整備

- ・歴史的景観の維持・修景
- 公開展示機能の整備
- 便益機能の整備
- ・サイン整備
- バリアフリー対応
- ・必要最低限の社会資本整備

ケヤキ並木については、遊歩道(石畳)が樹勢衰退の一因と指摘されていることから、石畳の撤去を行います。散 策用の遊歩道については、見学者等が根茎周辺の地盤を踏み固めないような仕様への変更を図ります。または、遊歩 道をケヤキ並木の西側へ移設することも検討します。

④ 防災・防犯対策

防災・防犯に向けた整備は、活用の用途に対する条件や事前に把握した様々な災害・犯罪リスクに応じて対策を図ります。

	上位・関連計画	作成	作成年月	概要
1	国宝・重要文化財 (建 造物) の防火対策ガ イドライン	文化庁	令和元年 (2019) 12 月改訂	平成31年(2019)に発生したノートルダム大聖堂での火災を受けて実施した国宝・重要文化財の防火設備の緊急状況調査結果(令和元年(2019)8月公表)等を踏まえ、国宝・重要文化財(建造物)や史跡等に所在する建造物の所有者等が総合的な防災対策を検討・実施することができるよう、各文化財等の特性ごとに、想定される火災リスク・防火についての基本的な考え方、必要な点検事項と手順、対応策等をまとめている。
2	国宝・重要文化財 (美 術工芸品) を保管す る博物館等の防火対 策ガイドライン	文化庁	令和元年 (2019) 12 月改訂	国宝・重要文化財(美術工芸品)を保管する博物館等の防火設備の緊急状況 調査結果(令和元年(2019)8月公表)等を踏まえ、国宝・重要文化財を 保管する博物館等が総合的な防火対策を検討・実施することができるよう作 成したものであり、防火管理体制や日常管理体制における火災予防、各種設 備のあり方、設備の点検や消防訓練等についての基本的な考え方を示してい る。
3	世界遺産・国宝等に おける防火対策 5 か 年計画	文化庁	令和元年 (2019) 12 月	国宝・重要文化財の防火設備の緊急状況調査結果等を踏まえ、世界遺産または国宝(建造物)や国宝・重要文化財(美術工芸品)を保管する博物館等、さらに世界遺産となっている史跡等に所在する建造物について、総合的かつ計画的な防火対策を重点的に進めるため、当計画が策定された。 毀損・不具合がある防火設備の整備、早期覚知のための警報設備の充実、防火計画の策定、設備の定期点検など、ハード・ソフトの両面から取り組むてととしている。

表 9-1 文化財の防火対策に関する各種ガイドライン・計画

地震への対応については、建造物・工作物等に対し活用の用途に応じた耐震診断・補強を行います。耐震補強は、 見学者等の安全確保を最重要事項としますが、補強部材の設置直が文化財価値の損失や史跡における歴史的景観の阻 害に繋がらないよう配慮に努めます。

火災への対応については、まず現況において発火元となり得る危険箇所(火気使用室や漏電火災発生の可能性がある箇所)を把握し、今後の活用に向けて不要となる火気使用や節維配線を廃止することで、火災リスクを排除していきます。防火対策に向けた整備は、消防法に基づくとともに、表 9-1 に記載した文化財の防火対策に関するガイドライン・計画等を踏まえ、屋内外の消火栓や自動火災報知設備等の設置を行います。

その他、落雷、風雪害、雪害等の自然災害によって、史跡の本質的価値を著しく損失する可能性がある箇所については、 予防措置のための設備や工作物を設置します。各種犯罪への対応については、防犯灯・機械警備・自動通報設備等の 設置を検討します。

上記に関わる報知・消火・誘導・防犯設備は、その機能に影響の無い範囲において、建造物の室内意匠を考慮した 意匠や設置箇所の選定に努めるとともに、史跡全体の総合的な防災・防犯計画に基づいて、各種設備の更新、集中管 理などを計画的に進めます。

なお、防災・防犯対策は設備等のみに頼るものとせず、運営・体制の整備によって関係者(行政、管理・運営者、市民等)の連携を図り、ハード・ソフトの両側面から防災・防犯対策の強化を図ります。

(2)活用のための整備

活用のための整備は、歴史的景観の維持・修景、公開展示機能の整備、安全確保や利便性の向上、見学者等の受入体制の確立、史跡に必要最低限の社会資本整備などを目的とする行為を対象とします。

なお、山居倉庫は令和5年度に公有化を予定しており、公有化後は史跡の活用に応じて施設用途が大幅に変更されます。本項では公有化後の活用に向けた整備について示すものとします。

① 歴史的景観の修景

山居倉庫の歴史的景観を保護し、見学者等に対して提供するため、歴史的景観を阻害している既存の構成要素に対しては、歴史的景観との調和を目的とした修景を施します。

本質的価値以外の諸要素、付加・整備された諸要素については、公有化後に不要となるものを撤去します。

また、活用に際して設置される設備機器などのうち、歴史的景観を阻害するものについては、その機能に影響の無

い範囲において歴史的景観との調和を図った修景を施します。

② 公開展示機能の整備

公開展示に必要な設備等については、展示計画を立案の上で施工を実施します。展示設備については、各遺構の歴史的価値を損なわないよう設置することを原則とし、建造物内部の見学を活用の主目的とするものは、展示設備がその妨げとならないものとします。

また、公開展示に供する建造物では、冷暖房設備及び断熱材の設置や雪囲い等の設置管理などの対応を図ります。

③ 便益機能の整備

各便所は各建物の活用方法に応じて、規模・仕様を設定した上で整備を行います。

駐車場・駐輪場は必要に応じ、史跡周辺の景観や利便性に配慮しながら整備します。

④ サイン整備

公有化後は、旧施設用途に関わるサイン等を撤去します。

史跡指定地内では、山居倉庫の価値に関する解説・案内サインを充実させ、見学者等が価値を理解・享受できる環境を整えます。特に、建造物の機能や特徴、指定地及び周辺地域における歴史的景観や敷地の使い方、各時代における建造物の配置と変遷などを示す解説の充実を図ります。

また、正確でわかりやすい案内図を設置することで、安全で円滑な見学を促します。必要に応じて周辺の関連要素や広域の観光施設等への案内表示も設置を検討します。

サイン整備は歴史的景観を阻害することのないよう、設置する内容・箇所については全体計画において精査し、必要に応じて QR コードによる情報のデジタル化等、先端技術による活用を検討します。

⑤ バリアフリー対応

史跡指定地内および各建造物内においては、スロープの設置、多機能トイレの整備、ビーコンを利用した音声ガイドの導入など、バリアフリー対応を進めます。対応に関する整備は、史跡の本質的価値を損なわない方法を採用します。

⑥ 社会資本整備

水道管・消火栓については、老朽化やループ化が指摘されていることから、敷地全体の水需要量と消防水利を踏ま えた更新を行います。

また、施設規模を考慮すると、キュービクル(高圧受電設備)の設置が必須となることが予測されるため、歴史的 景観に配慮した設置箇所と修景方法を検討します。

3. 整備事業の計画

現時点で計画されている整備事業に関するスケジュールを図 9-1 に示します。

当該史跡は保存活用計画並びに計画期間中に策定を行う整備基本計画、日本遺産における整備計画地であり、また、酒田商業高校跡地整備事業との整合が必要となるため、各整備事業の連携を図り、必要に応じて計画の見直しや改定を行うこととします。

保存・活用に関する整備事業の計画推進にあたっては、効率的・効果的な運営を行うための進行管理を行います。 事業の進捗状況や経過観察の指標に基づき達成度を測り、成果や内容を評価し、見直しや改善を図ります。

図 9-1 整備計画に関するスケジュール (計画)

		令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和 10 年	令和 11 年	令和 12 年	令和 13 年	令和 14 年
計画等	整備基本計画	計画策定									
	酒田商業高校跡 地活用基本構想	事業者選定	建設工事	供用開始							
	日本遺産			設計	整備		公開				
	土地	公有化									
	ケヤキ並木 (樹勢回復事業)		第1期		第2期			第3期		第4期	
	駐車場	みどりの里 代替協議		既存建物撤去		便益設備整備					
整備内容等	サイン			サイン設計	サイン整備						
	社会資本整備				水道管更新						
	防災設備	消火栓・ 火災報知設備				誘導設備 適時整備					
	倉庫群	活用具体化協議		11・12 号 棟設計	11・12 号 棟整備		11・12号 棟公開				
	事務所棟・研究室	活用具体化協議									
	板倉・赤場	活用具体化協議									
	山居稲荷神社		詳細調査								
	緑地公園	維持管理									
	河川・護岸	維持管理									

第10章 運営・体制の整備

1. 運営・体制整備の方向性

山居倉庫の保存、活用、整備については、史跡の管理団体である酒田 市が主体となり、土地所有者とも連絡調整を図りながら進めていきます。

庁内では、教育委員会を中心に、関係する市の部局間との連携体制を 維持するとともに、保存活用計画を中長期的に進めていくための運営体 制を整備していきます。

庁外では観光ボランティアガイドなどの市民活動団体や観光関連団 体、地元コミュニティ振興会等、山居倉庫に関わる諸団体や市民との連 携、協働を図ります。

各種事業の計画、実施にあたっては、文化庁や山形県などとの連絡調 整を行いながら進めます。

運営・体制整備の基本方針(第5章再掲)

- ① 計画の実施にあたっては、その進捗状況 を定期的に検証し、必要に応じて課題の 解決を図ります。
- ② 保存活用計画の推進にあたっては、教育 委員会を中心に、関係する市の部局間に おける連絡調整を緊密に行います。
- ③ 文化庁、山形県教育委員会等関係機関と の連絡調整を適切に行うとともに、山居 倉庫に関わる諸団体との連絡調整を緊密 に行います。
- ④ 保存活用計画の推進にあたり、市民協働 に努めます。

2. 運営・体制整備の方法

(1) 土地所有者との連携

山居倉庫の土地・建物の所有者が行う保存・活用、整備の方法について、管理団体である酒田市は、連絡調整を図 りながら適切な史跡の保護に資するよう支援を行うとともに、文化庁への所有者変更や現状変更などの手続きについ て適切に行います。

表 10-1 指定地及び周辺環境に関する主要な法令と所管機関

また、公有化後は酒田市が適切に管理を進めていきます。

市所管課

法規	112171	与	国・県所管機関	許可権限者	
本 规	事務局協議部局		・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	可以惟成伯	
文化財保護法	教育委員会 社会教育文化課	_	文化庁 山形県観光文化スポーツ部文化財活用課	文化庁長官	
国土利用計画法	企画調整課	教育委員会 社会教育文化課	国土交通省 山形県県土整備部県土利用政策課	市長	
都市計画法	法 都市デザイン課 教育委員会 国土交通省 社会教育文化課 山形県県土整備部都市計画課			県知事	
建築基準法	建築課	教育委員会 社会教育文化課	国土交通省 山形県県土整備部建築住宅課	特定行政庁または 指定確認検査機関	
河川法	土木課	教育委員会 社会教育文化課	山形県県土整備部河川課	県知事	
港湾法	商工港湾課	商工港湾課 教育委員会 社会教育文化課 山形県県土整備部港湾事務所		県知事	
酒田市景観条例	都市デザイン課	教育委員会 社会教育文化課	_	市長	

※指定地における各法令による規制(許可申請・届出等)の内容は表 2-11 参照。

(2) 庁内関係課との連携

山居倉庫に関する庁内の主な関係部署は市長部局の総務課、財政課、企画調整課、都市デザイン課、交流観光課、 地域共生課、農政課、教育委員会の社会教育文化課があります。

これらの関係部署が連携して山居倉庫の保存・活用・整備の推進を図ります。

(3) 体制の整備

保存活用計画は、教育委員会社会教育文化課が主管となり策定しましたが、山居倉庫の保存・活用・整備については、 事業が多岐にわたるため本計画に則り適切に遂行できるような職員体制の充足を図るとともに、将来的には組織の新 設等を検討します。

(4) 庁外関係団体との協働

山居倉庫の保存・活用・整備を推進するために、観光ボランティアガイドなどの市民活動団体や観光関連団体、地元コミュニティ振興会等、山居倉庫に関わる諸団体や市民との情報共有や事業の協働を推進するとともに、山居倉庫の保存・活用・整備に係る支援団体の育成に努めます。

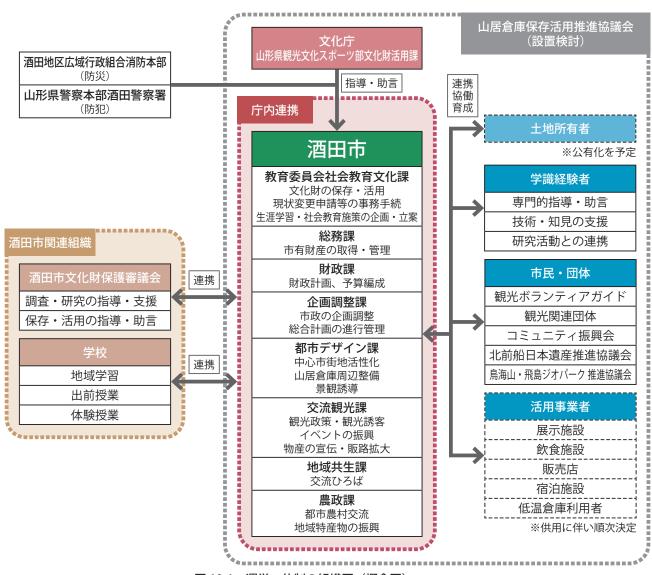


図 10-1 運営・体制の組織図(概念図)

(5) 市民協働と地域づくり

保存活用計画を推進するためには市民協働は不可欠です。将来的には市民等が主体となった山居倉庫の活用事業を 中心とし、行政がその活動を支援する地域づくりの体制構築を目指します。

(6) 緊急時の対応

自然的事象による破損に対しては定期的な観測を実施し、予防対策・保護対策を講じて未然に防ぐ体制を整えます。 防災・防犯に対する平常時の対策としては、来訪者、ガイド、事業者等の安全を確保するため、総合的な防災計画 を定めます。また、災害・犯罪リスクを関係者(行政、管理・運営者、市民等)で共有し、防災・防犯の意識向上と 連携強化を図ります。

災害時等の緊急時の対応に向けては、災害時に関係者が取るべき行動や連絡体制を整理し、これらの周知と定期的な訓練等を行うことで災害時の円滑な行動に繋げるとともに、災害時における文化財の被害状況の把握と価値の損失を防ぐために行動する組織体制を整備します。

災害・犯罪等に対する緊急時対応における通報体制は図 10-2 に示す通りとしますが、早期発見・対応に向けた対策として、機械警備・自動通報設備の導入を含めた管理運営を民間の専門業者へ委託することを検討します。

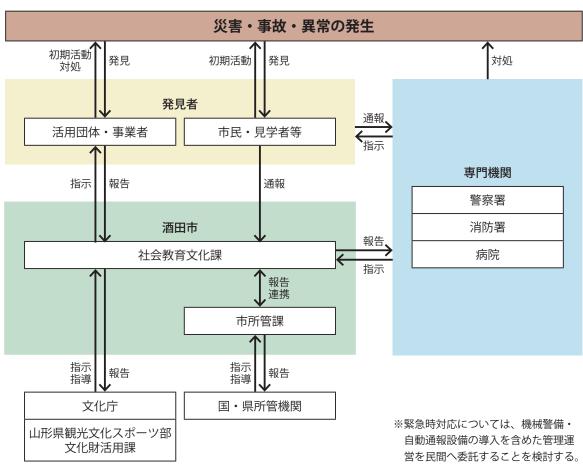


図 10-2 緊急時対応における通報体制 (概念図)

第11章 施策の実施計画

1. 施策の実施計画

山居倉庫の本質的価値を次世代に向けて確実に継承していくためには、本 計画に示した保存・活用のための整備を行動計画として策定・実施すること が必要です。

本章においては、本計画に示した保存・活用に関する諸事業について、重要度・緊急度を定め、短期(概ね5年以内に実施する予定/計画策定後に実施)、中期(10年以内に実施する見込み/本計画期間内に実施)、長期(10

行動計画の区分

短期計画	概ね5年以内に実施予定
中期計画	概ね 10 年以内に実施予定
長期計画	10年を越えて実施見込み

年を越えて実施する見込み/次期計画で実施)による計画に区分し、事業の優先度を明示します。

なお、ここで示す行動計画については、毎年、進捗状況を把握し、見直しを図るものとします。

2. 施策の実施計画の区分

本計画における施策の概要と行動計画を表 11-1 に示し、以下に解説を加えます。

(1) 保存のための整備

A) 短期計画による整備

山居倉庫の本質的価値の保護と活用に直結する遺構の破損・劣化部の補修については、最も重要度の高い整備と位置付け、遺構の現状(破損・劣化状況)を確認し、継続的な補修に努めます。部分的な部材・部品の交換や、外観・ 形態・意匠に大幅な変更を伴わない修理については、市が早期対応に努め、破損・劣化の拡大を防ぎます。

また、地下遺構の保護も史跡における重要度が高く、指定地内における発掘調査や整備に伴い、表層の不足が認められる範囲は、盛土等による保護の徹底を実施する必要があります。

ケヤキ並木の樹勢回復に必要な整備については、喫緊の課題であり、公有化後に着手します。ケヤキ並木を複数の 工区(4工区)に分けて、順次、遊歩道(石畳)の撤去と樹勢回復など必要な整備にあたり、10年計画での完了を目 指します。指定地にあるその他の樹木については、安全管理や枯枝の除去を目的とした定期的な剪定に努めます。

地震・風雪害に対する構造補強は、活用整備に応じて順次実施します。保存と活用のバランスを考慮した整備が必要であり、十分な検討を以って取り組みます。

各種防災設備のうち、火災に対する対応として、消火栓設備・火災報知設備の設置は短期計画で整備を行います。 避難誘導設は活用整備に応じて設置します。

B) 中期計画による整備

実生木など本来の歴史的景観に結び付かない樹木等については、調査・精査を行った上で除去を検討します。 また、水辺空間の活用・冬季活用の促進などに応じて、風水害、雪害への対策を進めます。

C) 長期計画による整備

本質的価値を構成する諸要素の著しい劣化・破損に対しては、解体を伴う大規模修理の必要性が生じますが、これ

らは各建造物等の現状(破損状況)を確認の上、活用整備との調整を図りながら実施に繋げます。 避雷設備については、要否について文化庁と協議の上設置を検討します。

(2)活用のための整備

A) 短期計画による整備

歴史的景観を阻害していると判断される諸要素の撤去は、公有化後、速やかに調査・精査を行った上で実施します。 史跡の歴史的・文化的価値を解説するためのガイダンス・インフォメーションセンター機能の整備が急務であり、 公有化後に即時着手します。また、建造物の活用に向けては、内装や設備等の整備が求められることから、識者など の意見を参考に十分な検討を行い展示公開施設の整備を進めます。

便益機能(便所・駐車場・休憩所など)の整備は、見学者の動線や活用方針に基づいて必要な整備・拡張を進めますが、 便所については見学者の利便性を考慮して、整備段階で常に利用可能な状態とします。

サイン整備については、見学者等の受入体制の向上のため、各サインは史跡の歴史的景観にふさわしい統一したデザインによるものとし、材質・形状・色調・設置場所等の各仕様に関しても同様に識者などの意見を参考に十分な検討を行い整備します。

水道管・消火栓については、活用・防災の観点から公有化後の更新が急務となります。地盤掘削を伴うことから、 地下遺構の確認を併せて実施し、また、復旧の際には歴史的景観に配慮した舗装の更新を実施します。

B) 中期計画による整備

活用に際して設置される設備機器などのうち、歴史的景観を阻害するものに対しては、その機能に影響の無い範囲において、歴史的景観との調和を図る修景を施します。修景方法については材質・形状・色調等の各仕様に関して識者などの意見を参考に充分な検討を行い、歴史的意匠との統一的な調和を図ります。

ガイダンス・インフォメーションセンター機能の整備の次に、飲食・販売施設の整備の検討を進め、史跡の積極的な活用を図ります。

史跡指定地及び周辺地域のバリアフリーの対応について、見学ルートとの調整を図りながら実施します。

C) 長期計画による整備

地下遺構の調査研究(発掘調査)に関しては、史跡の価値向上を目的し十分な検討を以って取り組みます。

本計画期間のみでは、複数の倉庫群の活用整備が行き届かないことが予測されることから、建物の貸し出し機能の整備については、長期的な視点で整備を進めます。

建造物のバリアフリーについては建物ごとの活用方法に基づき、状況によってはハード(設備対応)・ソフト(人的対応)の双方での対応とします。

表 11-1 施策の行動計画

整備の概要			整備の取扱 区分			区分		
		整備の詳細	現状変更	維持管理	短期計画	中期計画	長期計画	備考
保存	遺構の修復	破損・劣化部の補修	•		•			部分的な部材・部品の交換や外 観、形態、意匠に大幅な変更を 伴わない修理。
		 解体を伴う大規模修理 	•				•	各建造物等の現状(破損状況) を確認の上で実施。
	地下遺構の保護	地下遺構の保護	•		•			遺構を確認次第、順次対応。但し、 水道管の更新に伴って確認され た遺構については短期で対応。
		 ケヤキの剪定・樹勢回復 		•	•			短期的に開始するが全ての樹木 が完了するのは中期にかかる。
保存のため	植生の管理	樹木の剪定		•	•			定期的に実施する。
めの整備		実生木・外来種の撤去		•		•		除去は調査・精査を行った上で 実施。
) III		構造補強(耐震・耐風)	•		•			建造物は活用整備に応じて順次 実施。
	防災・防犯対策	火災報知・避難誘導・消 火設備の更新	•		•			消火栓設備・火災報知設備は短期的に開始するが、避難誘導設備は建物用途に応じて設置
		避雷設備の設置	•				•	要否について文化庁と協議の上 設置を検討
		風水害・雪害対策	•			•		建造物の文化財価値を損なわない対策を検討する。
	調査・研究	整備に伴う発掘調査	•				•	史跡価値向上のための発掘調査。
		景観阻害要因の修景	•			•		歴史的意匠との調和を図る。
	歴史的景観の維持・修景	景観阻害要因の撤去	•		•			撤去は調査・精査を行った上で 実施。
	展示公開機能の整備	ガイダンス・インフォメー ション施設の整備	•		•			12 号棟を予定。
		展示施設整備	•		•			活用に必要な展示設備等の整備。 歴史的価値を損なわないよう設 置・撤去できるものとする。
	便益機能の整備	飲食・販売施設の整備	•			•		同上
适		貸出スペース等の整備	•				•	同上
活用のため		便所・駐車場・休憩所の 整備	•		•			駐車場を改修し、それに伴い便 所・休憩所を再配置し更新する。
ための整備	サイン整備	解説の充実	•		•			短期的に開始するが主要な整備 が完了するのは中期にかかる。
		案内図	•		•			各施設を紹介し、安全で円滑な 見学を促す。
		広域観光施設等への案内 表示設置	•		•			周辺地域に所在する観光施設等 への案内図、道標等の整備。
	バリアフリー対応	指定地及び周辺地域のバ リアフリー対応	•			•		指定地及び周辺地域の移動等に 関するバリアフリー化を可能な 範囲で対応。
		建造物のバリアフリー対 応	•				•	各建造物内の移動等に関するバ リアフリー化を可能な範囲で対 応。
	社会資本整備	水道管・消火栓の更新	•		•			老朽化対応とループ化の解消。

第12章 経過観察

1. 経過観察の方向性

山居倉庫の文化財価値を維持向上するため、指定地及び周辺環境に対する負の影響、破損・被害の進行状況、改善 状況を一定の周期によって経過観察し、継続的に記録します。

経過観察の記録を元に、その後の予防対策・保護対策を講じ、未然に防ぐ体制を整え、恒久的な保存と改善を図ります。 予防対策・保護対策は負の影響を最大限に防ぐとともに、最短で除去又は影響を最小限に抑えるために合理的な対 策を立案します。

2. 経過観察の方法

経過観察は酒田市を中心とし、関係各者の協力を得て、観察記録主体が現況確認・記録作成を行います。観察指標は国・ 県・専門部局等の記録調査結果を参考に定めます。

経過観察の対象とする影響・観察指標・周期・主体は表 12-1 の通りとします。本質的価値の保存や見学者等の安全性に対する負の影響は、必要に応じて周期頻度を高めて対応します。

蓄積した成果を分析し、史跡の本質的価値の存続に影響を及ぼすと考えられる状況が認められる場合には、速やかに予防策・改善策を講じます。

(1) 指定地及び周辺環境の保護

① 景観変化

山居倉庫の本質的価値を構成する諸要素について写真等による記録・分析を行い、景観阻害要因を特定します。 指定地における景観阻害要因については、撤去もしくは修景を行います。

周辺地域における景観阻害要因については、設置者又は管理者に対し、改修等を行う際に景観に配慮した形態・意匠・ 材料等への変更を働きかけます。

② 環境変化

酸性雨の基準値達成率、気温の経年変化(温暖化)、病虫による被害など、自然環境への負の影響を観察することで、 歴史的景観を構成する自然的要素の保護を講じます。

③ 災害

地震、風雪害、火災等の災害に伴う被害面積を記録し、き損届出を管理・分析することで、以後の予防策・改善策 を講じます。

④ 見学者等・観光における影響

見学者数、自動車・バスの利用数、指定地周辺の交通量を確認することで、活用促進に向けた整備の必要性把握や 分析に向けた資料とします。

(2) 構成要素の保護

①建造物・工作物・地下遺構等

史跡を構成する建造物には防災設備を設置し、定期的な点検を実施します。各建造物・工作物は定期的に劣化状況

を確認し、破損・劣化の修理を早期対応することで大規模修理を避け、維持管理の継続で保存するよう努めます。史 跡を構成する諸要素については、調査研究を継続し、調査結果について報告書等の形で保存するとともに、今後の整 備へ活用します。

② 自然環境

指定地の主たる樹木については、生育状況を把握するとともに、枯死や虫害等による危険性の早期発見に努めます。

(3) 保存管理の現況

① 許認可

現状変更等の行政手続きを確実に行い、執行状況の確認を徹底し、本質的価値の保護に努めます。

② 市民参加

清掃等の維持管理への市民参加者数を観察することで、史跡への興味関心に関する指針とし、市民参加による維持 管理の継続的実施に向けた資料とします。

(4)活用の現況

① 安全対策

災害時における見学者等の安全確保マニュアルの作成を進めるとともに、運用における課題を抽出し、改訂を継続します。

② 活用実績

山居倉庫に関する研修会・セミナー、学校教育・社会教育への活用状況等の実施回数と参加者数を把握することで、 地域学習に関する活用実態の参考とします。

活用団体の活動報告や、行事・催事に関する内容や参加者数の実施記録を作成し、活用実績としてとりまとめ、今後の活用に関する参考とします。

③ 情報提供

パンフレット・ホームページによる情報提供の実績について、印刷部数やアクセス回数を記録することで、情報提供による史跡の認知度や本質的価値の浸透度を測る参考資料とします。

ボランティアガイド等の養成実績について記録し、常に一定数の人数を確保するよう努めます。

史跡地内及び周辺地域の見学モデルを設定し一体的な活用を図るとともに、周知媒体の作成やその効果について検証を行います。

④ 認知・理解

見学者に対して利用しやすさや分かりやすさ等を測るアンケートを実施し、展示内容や情報発信等の拡充に努めます。

(5)整備の現況

案内板、便益施設等、指定地及び周辺環境の保存活用に向けた周辺整備については、計画を立案し、新設・改修の 進捗状況や維持管理の継続的実施などについて経過観察を実施します。

(6) 運営・体制の現況

関係行政機関、所有者、関係団体、活用団体等により、指定地及び周辺環境における本質的価値の保存活用に向けて開催する各調整会議の開催回数や議事内容を記録し、管理運営体制を維持します。

表 12-1 経過観察の対象とする影響・観察指標・周期・主体

指定地及び周辺環境に対する影響			観察指標	周期	観察記録主体
		景観阻害要因の調査	目視による景観分析	毎年	社会教育文化課
	景観変化	周辺環境における大規模開 発や工作物等の新設・改修	新設・改修の状況	毎年	都市デザイン課
	環境変化	酸性雨	大気汚染に関する環境基 準達成率	毎年	やまがた酸性雨 ネットワーク 環境衛生課
		気候変動	植生調査	およそ 5年	整備課
指定地及び周辺			気温の経年変化	毎年	気象庁 環境衛生課
環境の保護		害虫による影響	病虫による被害	毎年	整備課
		地震	被害面積	随時	危機管理課
		風雪害	被害面積	随時	危機管理課
	災害	火災による影響	火災被害件数・面積	毎年	危機管理課
		その他自然災害による史跡 への影響	き損届出件数	毎年	危機管理課
			見学者等の数	毎年	社会教育文化課
	見学者等・観光 による影響	見学者等・観光による史跡 への影響	自動車・バスの数	毎年	社会教育文化課
	によるが書	NODR/音	指定地周辺の交通量	毎年	社会教育文化課
		建造物等における火災	防災設備の点検	毎年	消防本部
	建造物·工作物· 地下遺構等	構成要素の劣化	劣化状況の確認	毎年	社会教育文化課
構成要素の保護		調査研究の進捗	調査報告	毎年	社会教育文化課
	自然環境	主たる樹木の生育	生育の状況	毎年	整備課
保存管理の現況	許認可	現状変更等の許可申請等	許可申請等の行政手続き の執行状況	毎年	社会教育文化課
	市民参加	清掃・維持管理活動	実施回数・参加者数	毎年	管理者・活用団体
	安全対策	災害対策	見学者等の安全確保マ ニュアルの作成・運用	およそ 5年	社会教育文化課
	活用実績	研修会・セミナー等の実施 回数と参加者数等の把握	参加者数	毎年	主催者
		学校教育・社会教育への活 用状況	学校教育の課外授業の実 態記録	毎年	社会教育文化課
活用の現況		活用団体の活動状況	活用状況	毎年	社会教育文化課
		行事・催事の活用状況	行事・催事の実施記録	毎年	社会教育文化課
	情報提供	パンフレット・ホームペー ジ等による情報提供	印刷部数・アクセス回数	毎年	市長公室
		ボランティアガイド等	ガイドの養成実績	毎年	まちづくり推進課
	認知・理解	文化財価値に関する見学者 等の認知・理解度	アンケート等	随時	社会教育文化課
整備の現況	施設管理	案内板の新設・改修・管理	進捗状況・管理状況	随時	社会教育文化課
正開ツ北ル		便益施設の新設・管理	進捗状況・管理状況	随時	社会教育文化課
東思牌浦		関係機関等の間の調整・意 思疎通	調整のための会議の開催 回数等	毎年	社会教育文化課

資料

山居倉庫保存活用計画 市民ワークショップ実施報告

1. ワークショップ実施概要

(1) 開催の目的

国史跡山居倉庫の今後の保存・活用に関する方向性・指針の作成を目的に山居倉庫保存活用計画の策定にあたり、 市民の山居倉庫に対する理解を深めていただくとともに、保存・活用に関する多様な意見やアイディアを市民と行政 の間で共有することを目的とし実施。

(2) 実施日

第1回:令和4年11月26日(土)13:00~16:00 第2回:令和4年12月10日(土)13:00~16:00

(3)会場

第1回:山居倉庫、市役所 703 会議室

第2回:酒田市総合文化センターコミュニティルーム(体育室)

(4) 参加者

酒田市内に在住又は通勤・通学している中学生以上の方を対象とし、市広報(令和4年11月1日号)、市ホームページ、チラシの配布等により募集した。

第1回ワ-	ークショップ参	別者内訳	第2回ワークショップ参加者内訳			
年齢	人数(人)	割合 (%)	年齢	人数(人)	割合 (%)	
10代	10	25.0	10代	6	15.4	
20代	2	5.0	20代	0	0.0	
30代	7	17.5	30代	8	20.5	
40代	3	7.5	40代	5	12.8	
50代	6	15.0	50代	5	12.8	
60 代以上	12	30.0	60 代以上	15	38.5	
合計	40	100.0	合計	39	100.0	
うち男性	25	62.5	うち男性	23	59.0	
女性	15	37.5	女性	16	41.0	

(5) 内容

第1回:①山居倉庫の現地見学(現状・課題の現地確認)

②ワークショップ(山居倉庫の現状と課題の共有)

テーマ:「現地見学の感想」、「将来の山居倉庫のありたい姿」

第1回ワークショップでは、今後の山居倉庫の保存と利活用の方向性を考えるにあたり、山居倉庫の抱える 課題や現状を確認するため現地見学を行った。現地見学後は、会場を市役所に移し、「現地見学の感想」と「将 来の山居倉庫のありたい姿」をテーマに、グループに分かれ感想の共有や意見交換を行った。

第2回:①講話(演題:街を変える!?アートとミュージアム)

講師:東京藝術大学美術学部 准教授 宮本武典 氏

②ワークショップ (山居倉庫の保存と活用に関する意見交換)

テーマ:「私のイチオシ活用策」、「○年後の未来に山居倉庫を残すために私(私たち)ができること」

第2回ワークショップでは、東京藝術大学 准教授 宮本武典 氏より、アートとミュージアムをテーマに日本全国での文化財施設の活用例など、美術の視点から幅広い事例をご紹介いただいた。ワークショップでは、「私のイチオシ活用策」と「○年後の未来に山居倉庫を残すために私(私たち)ができること」をテーマとし、グループ単位で意見交換を行った。

2. 第1回ワークショップの主な感想・意見・提案

(1)「現地見学の感想」

○バリアフリーに関すること

- ・ケヤキの並木の石畳の見た目はいいが、段差があって安全面が ...。
- ・山居橋を高齢者向けにバリアフリー対応にする必要がありそう。
- ・敷地が広いので、足の悪い方が回りづらそう。
- ・もっと車イスの方が観光しやすいように段差が少ない方がよい。

○ケヤキ並木、石畳に関すること

- ・ケヤキの大きさ(生育)に違いがあることに驚いた。
- ・昔は葉が茂っていたが、近年はスカスカで寂しい。
- ・落ち葉の量がすごい、清掃が大変そう。
- ・ケヤキ周辺は石畳もよいが、芝生でもいいのでは。
- ・ケヤキを保存していきたいが、枝も刈らないと危険。

○老朽化・古さに関すること

- ・建物の外観が思っていたよりも古い。
- ・見学中に倉庫内が停電した。設備面大丈夫?

- 古いからこその魅力がある。
- ・思ったより古くなっているので手がかかりそう。優先順位をつけて、民間の資金を視野に活用を考えることも 必要そう。
- ・建物が古くなっているがきれいにしたい。
- ・現在の姿(古さ)のまま残していきたい。

○その他

- ・酒田に住んでいるが、山居倉庫に来たのは久しぶりだった。
- ・地元の人は行く用事がない。そこにポイントがあるのでは…
- ・年間80万人が訪れるが「来る」だけになっていないか。
- ・防災が心配。
- ・広さの活用。広すぎる?大きすぎる?
- ・SNS で映えるおすすめスポットがほしい。
- ・建築から129年経っている割に、内部はしっかりと管理されていた。
- ・山居倉庫に行く理由がない、遊びの要素がない。
- ・倉庫下屋の長さを利用した活用方法はないか。
- ・思ったより維持にお金がかかりそうだ。
- ・ウレタンが吹き付けられていて、手を叩いてみたら結構残響があった。カラオケ、スタジオ、舞台によさそう。
- ・酒田の入口として、もっとアピールが必要。
- ・倉庫の中は涼しい。涼しい空間を活用できるのでは。
- ・倉庫内の柱を活かした面白い活用ができそう。

(2)「将来の山居倉庫のありたい姿」

○集いの場所として

- ・観光客だけでなく、地元の人も集まれる場所。普段の生活の拠点になると良い。
- ・いろいろな世代の人が使いやすく、集まれる施設。
- ・地元の人が、用事がなくても行きたいと思える場所。
- ・カフェを入れて、山居倉庫を休憩の場に!

○歴史と芸術に関すること

- ・酒田の歴史を市民、観光客も学べる場所であってほしい。
- ・若い世代にも歴史が伝わるようにしてほしい。
- ・(写真、絵画などの) ギャラリー展示やコンサートに使いたい。
- ・芸術、文化、食を発信できる場へ。
- ・ミニライブ、ミニシアター、ミニコンサート、ピアノ設置で芸術を語り継げる場所に。
- ・誰でも利用しやすく、酒田の歴史をいつまでも後世に伝えていけるような山居倉庫。
- ・米倉庫として古い長い歴史を守りながら、市民に開かれた憩いの場として多角的に活用させていきたい。

○イベントに関すること

・イベントのできる施設として活用してほしい。

- ・パブリックビューイングを楽しめる施設になってほしい。
- ・ライトアップをして夜も楽しめるようにしたい。

○その他

- ・昔ながらのものに触れながら、やすらげる場所。
- ・旧商業高校跡地と山居倉庫を連携させる。
- ・宿泊施設も欲しい。
- ・足元の整備をし、最先端のバリアフリー施設に!
- ・1棟1棟の採算性が取れている税負担のないものにしてほしい。
- ・地元の人も維持管理に参加できる仕組みが必要。
- 酒田市民の生活の一部な山居倉庫。
- ・一部はスポーツ施設として高齢者と若い人が健康になれる施設。
- ・観光客以外(市民やその他)の利用で、多くの方々が来るような形を!
- ・VR の活用。
- ・地域での新しい歴史施設のあり方(酒田モデル)を示す山居倉庫。

3. 第2回ワークショップの主な感想・意見・提案

(1)「私のイチオシ活用策」

○観光振興・賑わいづくりの視点から

- ・山居倉庫ならではの面白いイベントや企画。
- ・マルシェやお祭りなどのイベントを開催する。
- ギャラリーやミニコンサートホールなどで市外にもアピール。
- ・飲食、物販販売は必要。物販スペースは残し、山居倉庫エリアのにぎわいが失われないようにすることも大事。
- ・賑わいの原点は、飲食、遊び(+宿泊)の要素。カフェ、ランチ、物販などの整備が必要。

○市民の集い・学び・憩いの場づくりの視点から

- ・酒田のことを直で知るために、小中学校の総合学習で学んでもらう。
- ・庄内米の歴史・文化を学べる場所の整備。
- ・子どもたちの憩い・学びの場も必要。
- ・酒田、山居倉庫の歴史をもっとわかりやすく学べるものを! (デジタル活用、ナレーションを入れる)
- ・学生が勉強するスペースがあると若者も足を運ぶ。
- ・中高校生の部活などの合同練習場。
- ・市民が企画計画し、市民参加のギャラリーがほしい。
- ・庄内米、山居倉庫の歴史と魅力を時代に合った視点で次世代へ伝えていくべき。

○その他様々な視点から

- ・幼稚園や小学校の作品、行事の発表の場。
- ・駐車場が混んでいて危険。裏のスペースを活用できないか。

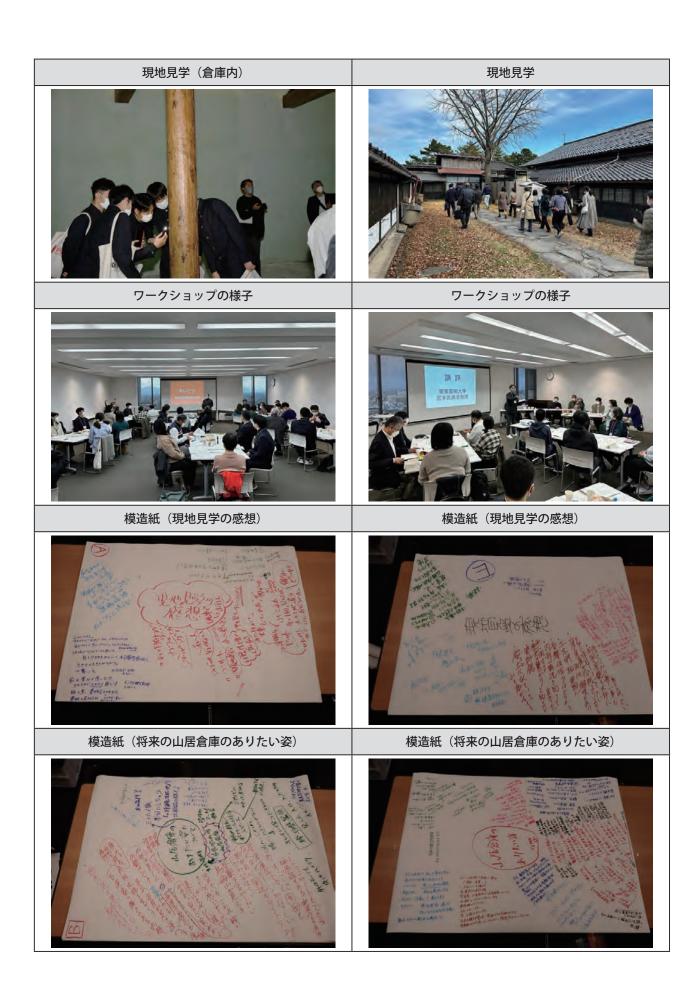
- ・海鮮市場、旧商業高校跡地を周遊させるルートの整備が必要。
- ・対岸から景観の写真が撮れるように駐車スペースは、倉庫付近には設けない。
- ・バリアフリー化は必須。
- ・アーティストインレジデンスでアート作品を創作、展示に活用する。
- ・民間の資金・活力を呼び込むため、「日本で1番規制の緩い国史跡」にする。
- ・テナントやオフィス、コワーキングスペースなど企業への貸出スペースも必要。
- ・ケヤキ並木を CM や映画のロケ地としてセールスする。
- ・バリアフリーも充実させる。障がいの有無に関係なく楽しめるように。

(2)「○年後の未来に山居倉庫を残すために私たちができること」

- ・山居倉庫の魅力を酒田の人だけでなく、他県の人にも発信する。
- ・火事や地震の備えをしておく。
- ・ケヤキ並木と建物の保存をするためにボランティア活動をする。(落ち葉集めなど)
- ・ケヤキの育成のための保全活動が必要。
- ・市民一人ひとりが山居倉庫を誇りに思えるように、市内の学校に校外学習として山居倉庫を位置づける。
- ・維持管理をするために、お金を生み出す策も必要。
- ・市民が歴史を学び、行政・民間が一体となり「より愛される山居倉庫」を目指してく。

4. 第1回ワークショップの様子

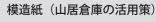


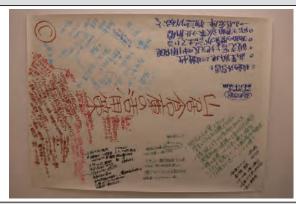


5. 第2回ワークショップの様子

開会 講話(東京藝術大学 宮本武典氏) III 講話(東京藝術大学 宮本武典氏) ワークショップの様子 ワークショップの様子 ワークショップの様子 ワークショップの様子 ワークショップの様子 調評

模造紙(山居倉庫の活用策)



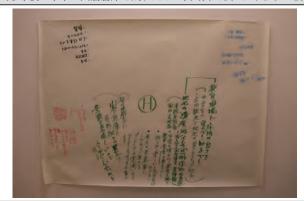




模造紙 (○年後の未来に山居倉庫を残すために私(私たち)ができること)

模造紙 (○年後の未来に山居倉庫を残すために私(私たち)ができること)





史跡山居倉庫保存活用計画

令和 5 (2023) 年■月■■日 発行

発 行 酒田市教育委員会

編 集 酒田市教育委員会 社会教育文化課

〒 998-8540 山形県酒田市本町二丁目 2番 45

電話 0234-24-2994

編集協力 株式会社グリーンシグマ

〒 950-2042 新潟県新潟市西区坂井 700 番地 1

電話 025 (211) 0010

印 刷 ■■

〒■■ ■■ 電話 **■**■